

第 8 期
栗東市高齢者福祉計画
介護保険事業計画
【素案】

令和2年12月
栗東市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 国の主な動向について	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	5
1. 高齢者人口と要介護認定の状況	5
2. 高齢者福祉に関する各種調査結果のポイント	11
3. 介護保険サービス等の状況からみる栗東市の特徴	28
4. 第7期計画の実績と課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	47
1. 計画の基本的な考え方と視点	47
2. 計画の基本方向	49
3. 施策体系	51
4. 日常生活圏域の設定	52
第4章 施策の展開	53
1. 高齢者の健康と生きがいづくりの推進	53
2. 互いに助け合うまちづくりの推進	59
3. 認知症「共生」「予防」の推進と一人ひとりの尊厳保持	62
4. 本人らしい暮らしを可能にする包括的支援の充実	69
5. 安全・安心な暮らしができる住まいと生活環境づくり	74
6. 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実	78
第5章 介護保険サービス費等の見込み	83
1. 人口及び要介護認定者数の推計	83
2. サービス利用者数の見込み	85
3. サービス量・事業量の見込み	86
4. 介護保険事業費と保険料額の見込み	90
5. 介護給付の適正化に向けた取組みと目標	100
第6章 計画の推進	102
1. 計画の推進体制	102
2. 計画の進行管理	103

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市における65歳以上の人口は、団塊の世代すべてが高齢期を迎えた2015(平成27)年の国勢調査では11,721人、高齢化率は17.6%で、全国水準の26.6%、滋賀県水準の23.9%を大きく下回り、県内では最も低い高齢化率となっています。しかし、高齢化率の上昇は全国と同じ傾向であり、特に今後は75歳以上の後期高齢者数が急増することも予測されています。また、介護保険事業がスタートした平成12年からみると一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯割合は倍増しており、今後は介護を必要とする高齢者や認知症高齢者等の増加も見込まれ、長期的な超高齢社会の姿も見据えることが必要です。

このような超高齢社会にあって、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスを確保するだけでなく、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を引き続き深化・推進していくことが重要です。国においては、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる2025(令和7)年はもとより、高齢者の数がピークとなる2040(令和22)年頃を視野に入れて、「健康寿命の延伸」や「医療・介護サービスの確保」に取り組む必要性が課題として掲げられています。また、地域の課題に適切に対応できるよう、サービス基盤の整備とともに、総合的な介護人材確保を推進する人的基盤の整備を進めることが求められています。

長い高齢期を元気でいきいきと安心して過ごすためには、地域社会の中で孤立することなく、地域住民同士の温かなふれあいや支え合いが必要です。一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えている中で、世界規模で広がった令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大など未曾有の事態にも状況を適切に判断し、対応しながら、また大規模災害時だけではなく、日常生活における緊急時の対応や、日常生活におけるちょっとした困りごとの解決など、地域の中で安全・安心に暮らせる環境づくりが求められます。

本市では、これまで「安心を支える福祉を推進するまち」を基本理念に、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりを進めてきました。

本計画は、第7期計画の実績を評価し、2025(令和7)年を念頭に、さらに長期的な超高齢社会を視野に入れて、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定される「老人福祉計画」であると同時に、介護保険法第 117 条に規定される「介護保険事業計画」であり、高齢者福祉施策の方向性、並びに介護保険事業の事業量、保険料及びサービスの供給量確保のための方策を明らかにするもので、本市の最上位計画である「第 6 次栗東市総合計画」に即すものです。

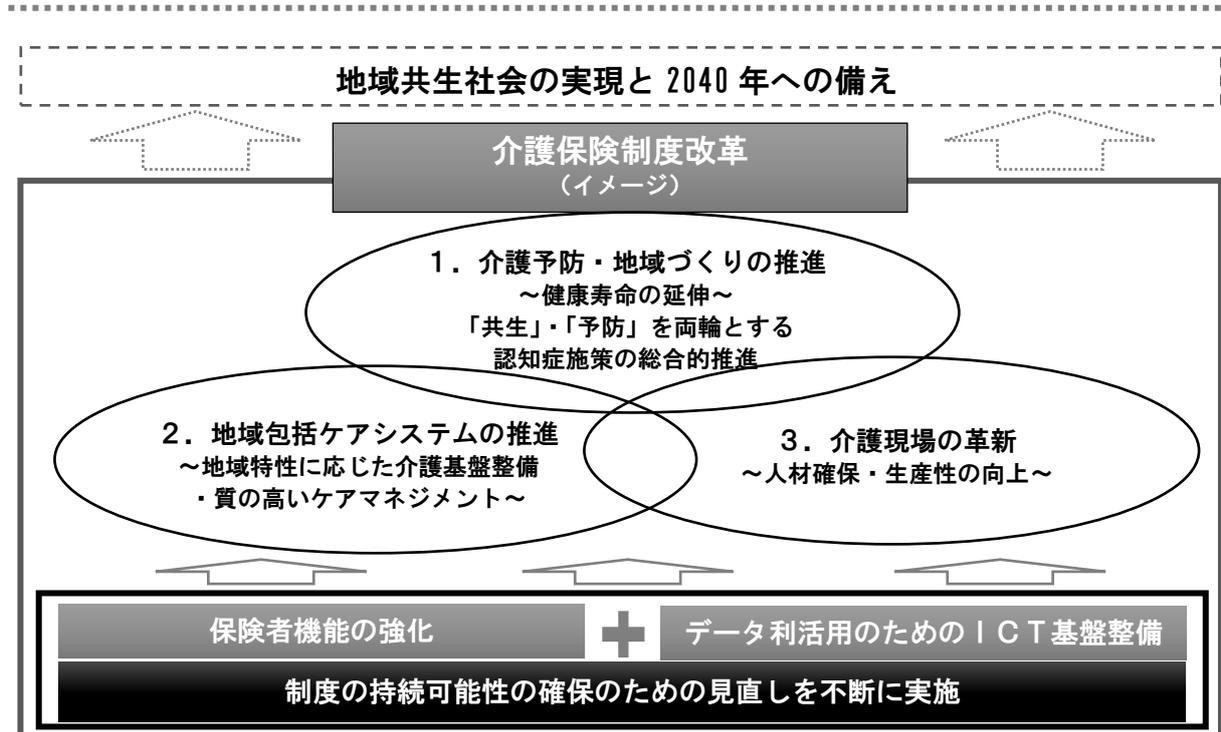
また、県において策定される「レイカディア滋賀高齢者福祉プラン」及び「滋賀県保健医療計画」との整合を図るものとします。

3. 計画の期間

本計画は、2025（令和 7）年を念頭に置き、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間で計画期間とします。

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
計画期間	第 6 期計画			第 7 期計画			第 8 期計画 (本計画)			第 9 期計画			第 10 期計画		
	2025 年を見据えた取組み											2040 年を見据えた取組み			
	▲ 団塊の世代が 65 歳以上に						▲ 団塊の世代が 75 歳以上に								

4. 国の主な動向について



I 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
<p><u>1. 一般介護予防事業等の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の通いの場の取組みを一層推進 <p><u>2. 総合事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的に推進し、地域のつながり機能を強化 <p><u>3. ケアマネジメント</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャーがその役割を効果的に果たしながら質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備 <p><u>4. 地域包括支援センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加するニーズに対応すべく、機能や体制を強化
II 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）
<p><u>1. PDCAプロセスの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、実施状況を検証・取組み内容を改善 <p><u>2. 保険者機能強化推進交付金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、保険者機能強化推進交付金を抜本的に強化 <p><u>3. 調整交付金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の加入割合の違いに係る調整交付金の調整を精緻化 <p><u>4. データの利活用の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護関連のデータ（要介護認定情報、介護保険レセプト情報、VISIT、CHASE）の利活用のための環境を整備

III 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
<p><u>1. 今後の介護サービス基盤、高齢者向け住まい</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた介護サービス基盤整備 ・高齢者向け住まいの在り方、高齢者の住まいと生活の一体的支援の在り方の検討 <p><u>2. 医療・介護の連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想等と整合した介護サービス基盤整備／中重度の医療ニーズや看取りに対応する在宅サービスの充実／リハビリテーションの適時適切な提供／老健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能の推進 ・地域の実情に応じた取組みの充実のための在宅医療・介護連携推進事業体系の見直し ・介護医療院への円滑な移行の促進
IV 認知症の総合的な推進
<p>○認知症施策推進大綱に沿った施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画に基づく取組みの推進 ・他の施策との連携 ・「共生」「予防」の取組みの推進 ・認知症サポーターの養成、本人発信支援機能等の普及啓発の推進 ・地域で認知症サポーター等が活躍できる仕組みづくり ・認知症予防に資する可能性のある活動の推進 ・予防に関するエビデンスの収集・分析 ・早期発見・早期対応に向けた体制の質の向上、連携強化 ・認知症カフェ、家族教室、ピア活動等の介護者（家族）支援の推進
V 持続可能な制度の構築・介護現場の革新
<p><u>1. 介護人材の確保・介護現場の革新</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規人材の確保・離職の防止の双方の観点からの総合的な人材確保対策の推進 ・人材確保・生産性向上の取組みを地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業計画に基づく取組みの推進 <p><u>2. 給付と負担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者範囲・受給者範囲の検討 ・補足給付に関する給付の在り方の検討 ・多床室の室料負担の検討 ・ケアマネジメントに関する給付の在り方の検討 ・軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方の検討 ・高額介護サービス費の負担上限額を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせる ・「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準の検討

資料:全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(令和2年3月10日)公表資料

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

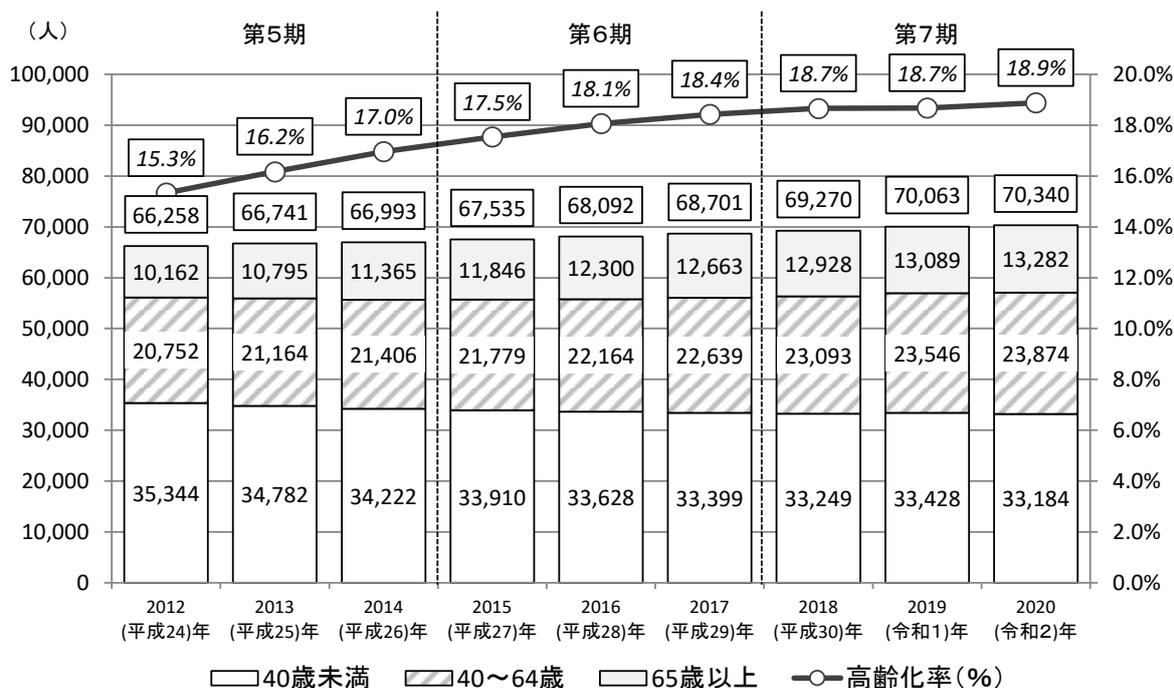
1. 高齢者人口と要介護認定の状況

(1) 高齢者人口

全国的な人口減少が続く中、本市の総人口は増加傾向で推移しており、令和2年で70,216人となっています。65歳以上の人口は増加傾向にある一方で、40歳未満の人口は微減しており、高齢化率は平成24年から令和2年までの8年間に15.3%から18.9%まで上昇しています。

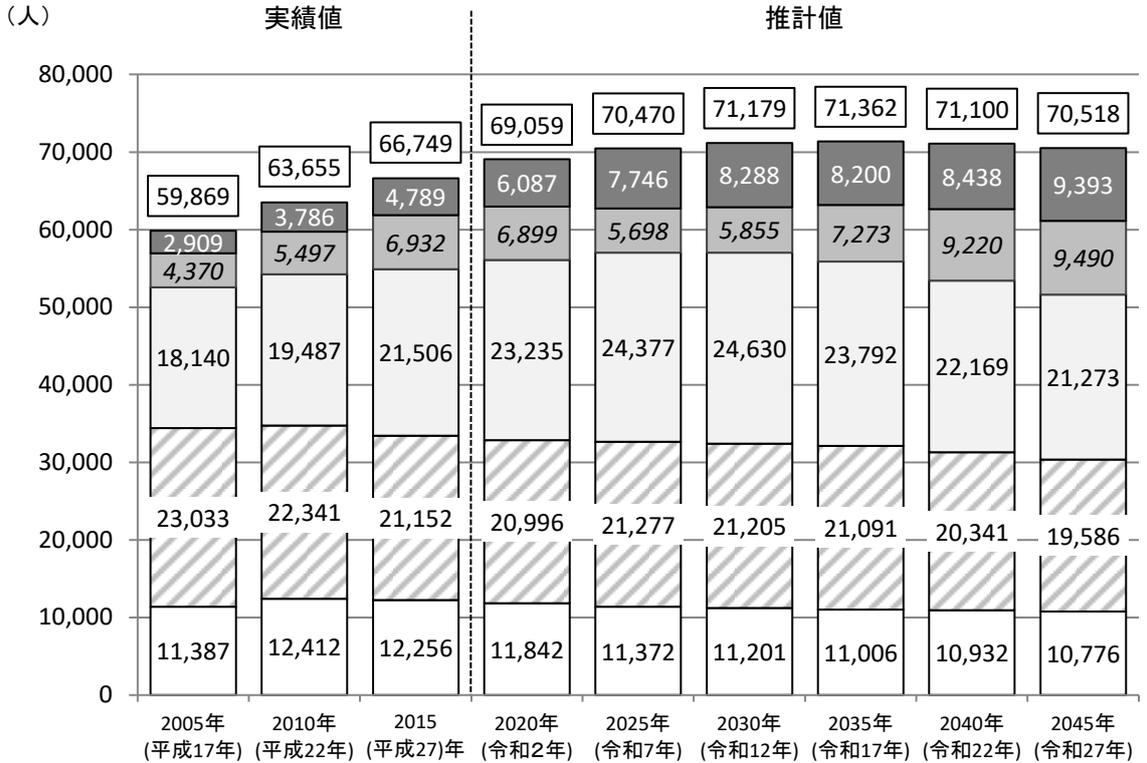
全国的にみると高齢化率は依然低い状況ですが、今後、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年には後期高齢者が大幅に増加することが推測されます。

■ 年齢別人口の推移

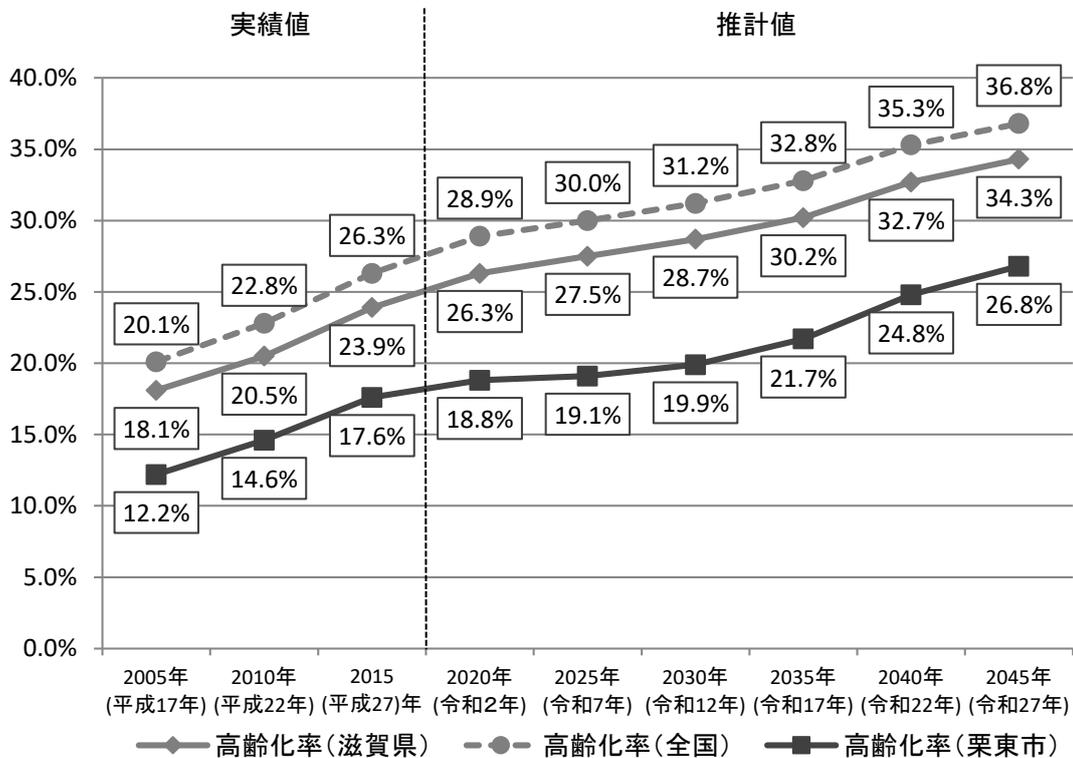


資料：栗東市人口データ（各年10月1日）

■ 〈参考〉 栗東市の将来推計人口（上）と高齢化率の推移（下）



□ 15歳未満 □ 15歳～40歳未満 □ 40歳～65歳未満 ■ 65歳～75歳未満 ■ 75歳以上



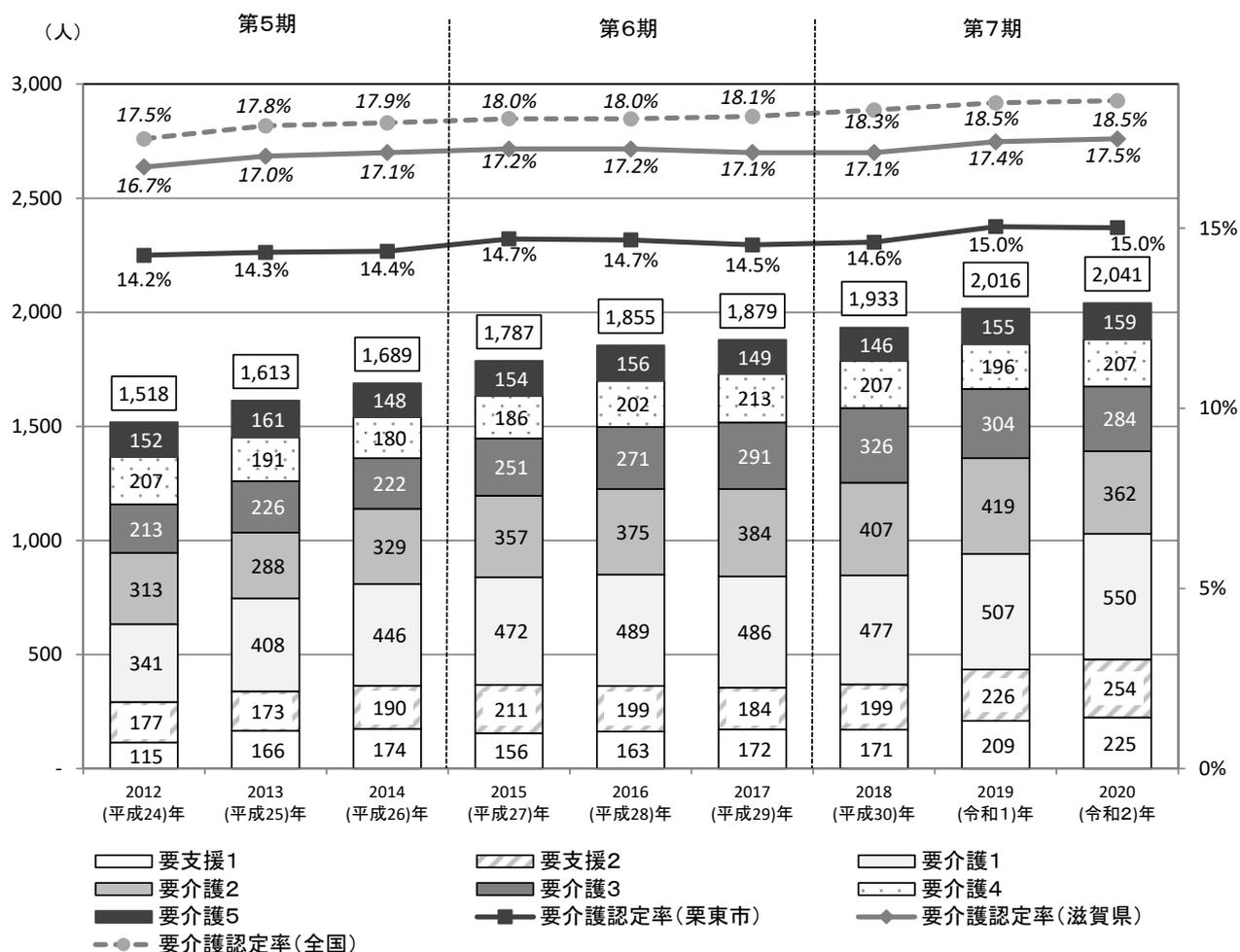
資料：平成17年～平成27年まで：国勢調査
令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(2) 認定者の状況

要支援・要介護認定者数の推移は、平成24年から令和2年にかけて523人増加しています。要介護認定率についてはほぼ横ばいで推移していますが、今後後期高齢者の増加が進むと、増加傾向に転じると考えられます。

要介護度別にみると、要介護1・2の人が比較的多くなっており、今後重度化が進めば、特別養護老人ホームへの入所要件を満たす要介護3以上の人の増加することが予測されます。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（月報）
 平成24年度から令和元年度：10月1日
 令和2年度：9月1日
 ※認定率は第1号被保険者（65歳以上）のみの割合

(3)日常生活圏域ごとの状況

日常生活圏域ごとの人口や高齢化率、要介護認定率の状況は次の通りです。

高齢化率は葉山中学校区で高くなっていますが、過去3年間でみると微減しています。一方、栗東西中学校区では最も高齢化率が低いものの、過去3年間で0.6ポイント増加しています。

■日常生活圏域別人口等の状況

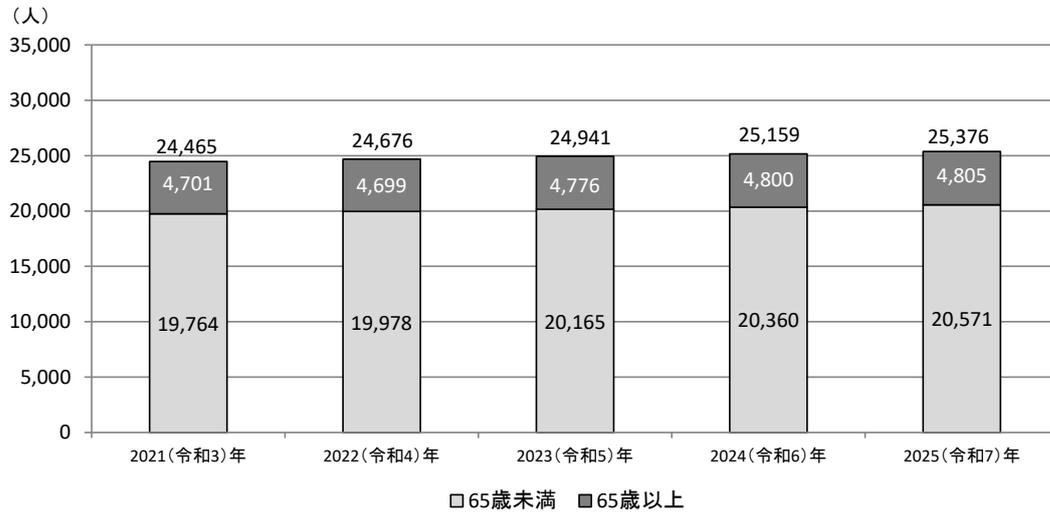
	日常生活圏域	2018	2019	2020
		(平成30)年	(令和1)年	(令和2)年
人口(人)	栗東中学校区	23,837	24,254	24,245
	葉山中学校区	15,031	15,191	15,305
	栗東西中学校区	30,402	30,618	30,790
高齢者人口(人)	栗東中学校区	4,659	4,659	4,686
	葉山中学校区	3,357	3,343	3,368
	栗東西中学校区	4,992	5,087	5,228
高齢化率(%)	栗東中学校区	19.2	19.2	19.3
	葉山中学校区	22.3	22.0	22.0
	栗東西中学校区	16.4	16.6	17.0
要介護認定率(%)	栗東中学校区	14.64	14.82	16.98
	葉山中学校区	15.74	15.94	17.28
	栗東西中学校区	12.22	13.26	14.32

資料：栗東市人口データ（各年10月1日）

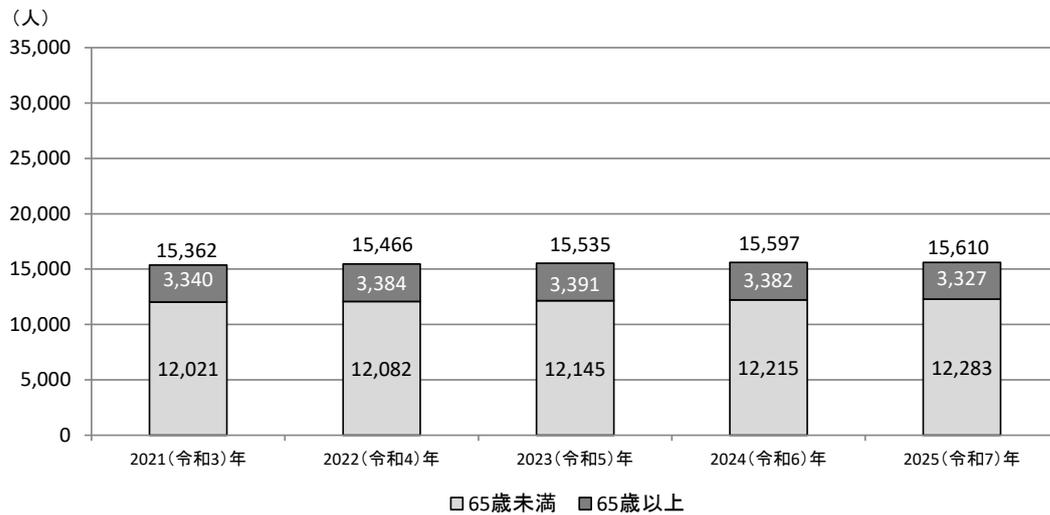
※認定率のみ各年3月31日 令和2年10月の実績が出た時点で更新

今後5年間の日常生活圏域ごとの人口推計（平成27～令和2年の各年度10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計）をみると、いずれの圏域においても65歳未満・以上ともに人口は微増しています。

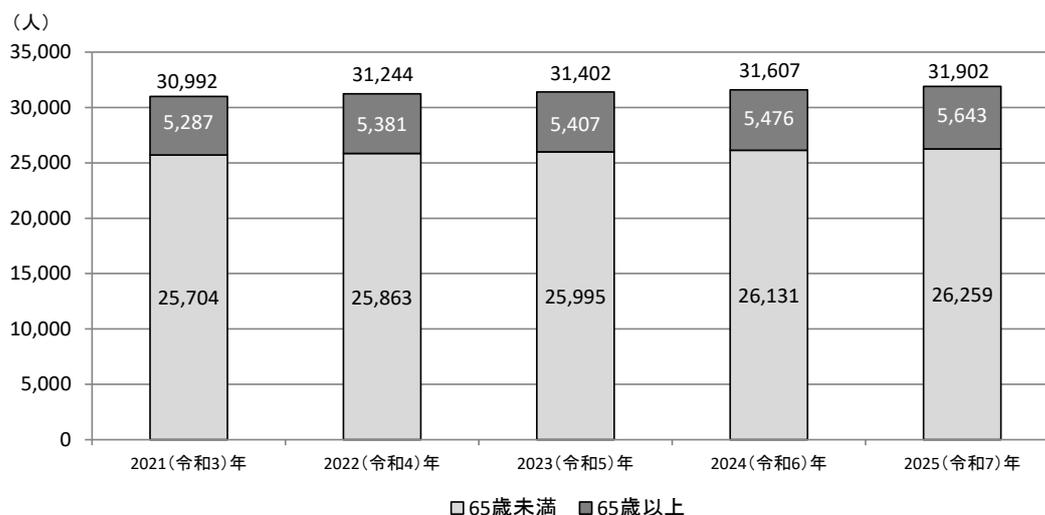
■栗東中学校区の人口推計（令和3年～令和7年）



■葉山中学校区の人口推計（令和3年～令和7年）

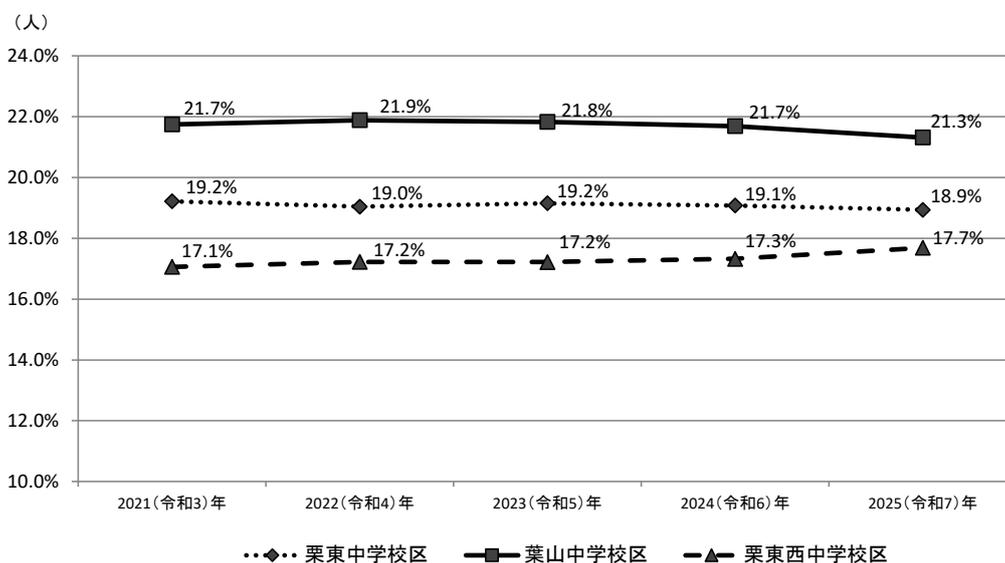


■栗東西中学校区の人口推計（令和3年～令和7年）



高齢化率については、現在高齢化率が3圏域中最も高い葉山中学校区と栗東中学校区では横ばいからやや減少傾向を示していますが、最も高齢化率の低い栗東西中学校区では微増し、令和7年には17.7%まで上昇すると予測されます。

■日常生活圏域別高齢化率の推計（令和3年～令和7年）



2. 高齢者福祉に関する各種調査結果のポイント

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）、在宅介護実態調査（以下、「実態調査」という。）、ケアマネジャーアンケート調査（以下、「ケアマネ調査」という。）及び介護サービス事業所調査（以下、「事業所調査」という。）の結果のポイント及びそこからみえてくる課題について、第7期計画の基本方向に沿って整理します。

1. 調査概要

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（ニーズ調査）

- ・調査目的：「第8期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定するにあたり、介護保険の円滑な実施と、高齢者の保健福祉全般にかかわる各種サービス提供を充実させるため基礎資料として活用することを目的に実施
- ・調査期間：令和元年12月5日～令和元年12月20日
- ・調査方法：調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査
- ・調査対象：市内に居住する総合事業対象及び要支援1・2に該当するすべての人と65歳以上の要介護認定を受けていない人から2,011人を無作為抽出

配布・回収状況	配布数A	有効回収数B	回収率B/A
全体	2,458	1,637	66.6%
要介護認定を受けていない方	2,011	1,352	67.2%
総合事業対象者	41	33	80.5%
要支援1、2	406	252	62.1%

■在宅介護実態調査（実態調査）

- ・調査目的：「第8期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定するにあたり、介護保険の円滑な実施と、高齢者の保健福祉全般にかかわる各種サービス提供を充実させるため基礎資料として活用することを目的に実施
- ・調査期間：令和元年12月5日～令和元年12月20日
- ・調査方法：調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査
- ・調査対象：市内に居住する介護保険の要介護1～5に該当するすべての在宅生活の人

配布・回収状況	配布数A	有効回収数B	回収率B/A
在宅生活をされている要介護認定者	1,128	659	58.4%

■ケアマネジャーアンケート調査（ケアマネ調査）

- ・調査目的：高齢者福祉施策を検討する際の重要な基礎資料として、市内の居宅介護支援事業所に勤務されているケアマネジャーの実態を把握する目的で実施
- ・調査期間：令和2年1月20日～令和2年2月3日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査対象：居宅介護支援事業所（15事業所）の介護支援専門員

配布・回収状況	配布数A	有効回収数B	回収率B/A
居宅介護支援事業所の介護支援専門員	50	42	84.0%

■介護サービス事業所調査（事業所調査）

- ・調査目的：高齢者福祉施策を検討する際の重要な基礎資料として、市内で介護保険サービスを提供している事業所の実態を把握する目的で実施
- ・調査期間：令和2年1月20日～令和2年2月3日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査対象：市内の介護サービス事業所

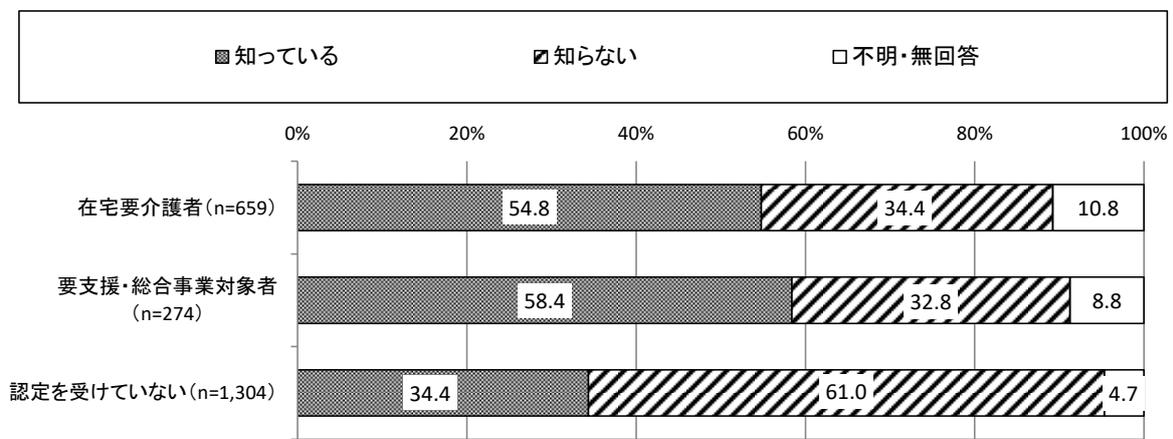
配布・回収状況	配布数A	有効回収数B	回収率B/A
市内の介護サービス事業所	58	58	100%

1. 調査結果のまとめ

(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実

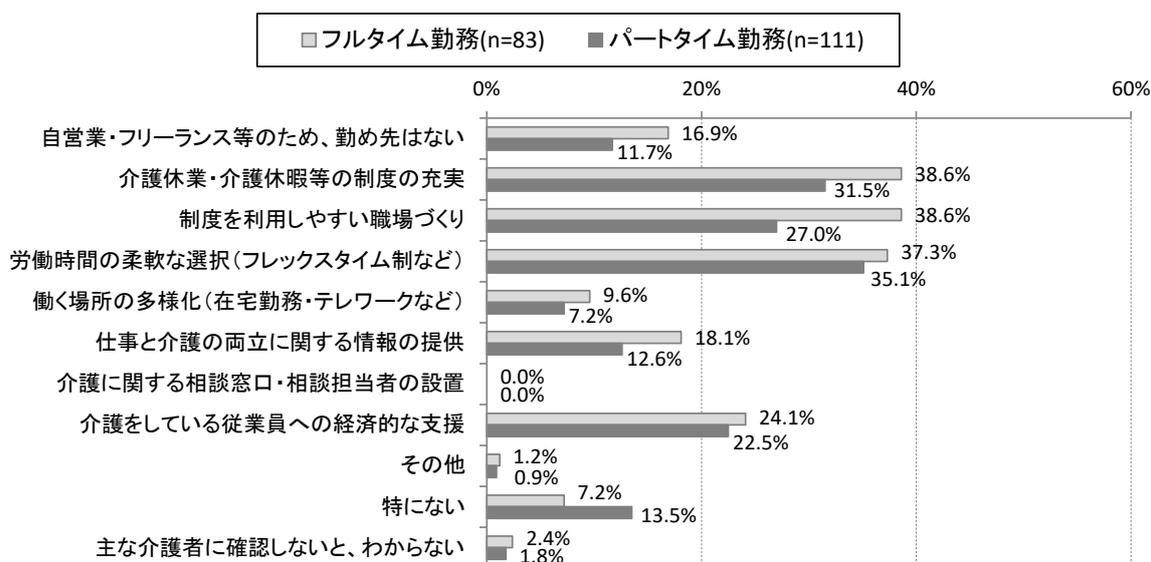
○地域包括支援センターの認知度について、要支援・総合事業対象者及び要介護者では5割を超えています。認定を受けていない一般高齢者では34.4%と低くなっています。住民の介護予防や生活支援を進めていくため、より地域に寄り添った地域包括支援センターとして体制を強化していくとともに、各圏域に3か所設置されたことも含め、さらに周知を進めていくことが求められます。

■地域包括支援センターの認知度_「ニーズ調査」「実態調査」



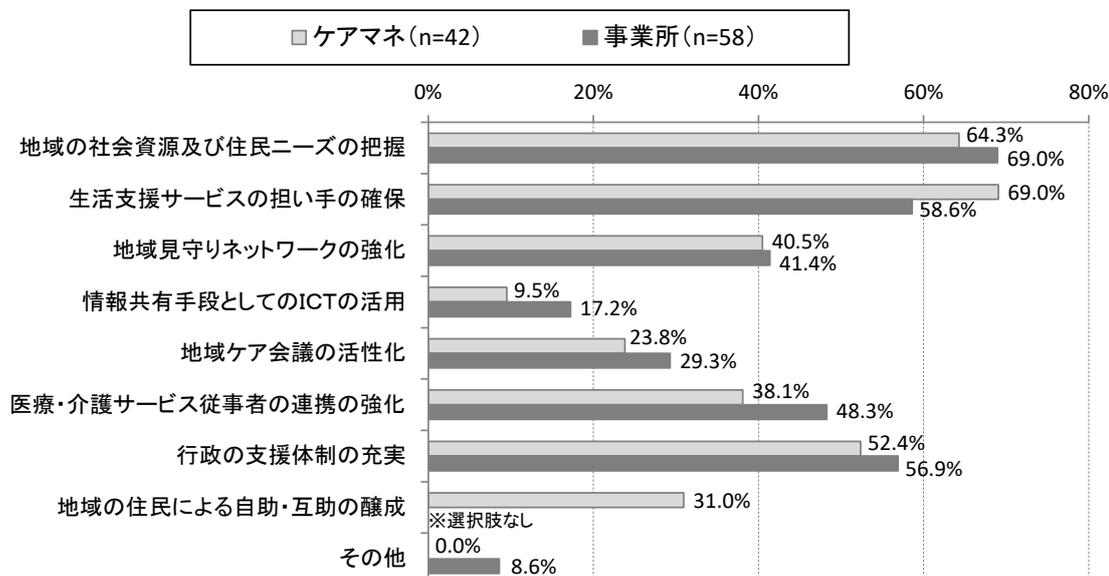
○介護と仕事の両立に向けて効果的な勤め先からの支援として、フルタイム勤務では「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい環境づくり」、パートタイム勤務では「労働時間の柔軟な選択」がそれぞれ最も多くなっています。「介護離職者ゼロ」の実現に向けて、引き続き担当部局間の連携を図りながら、職場環境等の改善に向けて普及啓発等の取組みを進める必要があります。

■介護と仕事の両立に向けて効果的な勤め先からの支援_「実態調査」



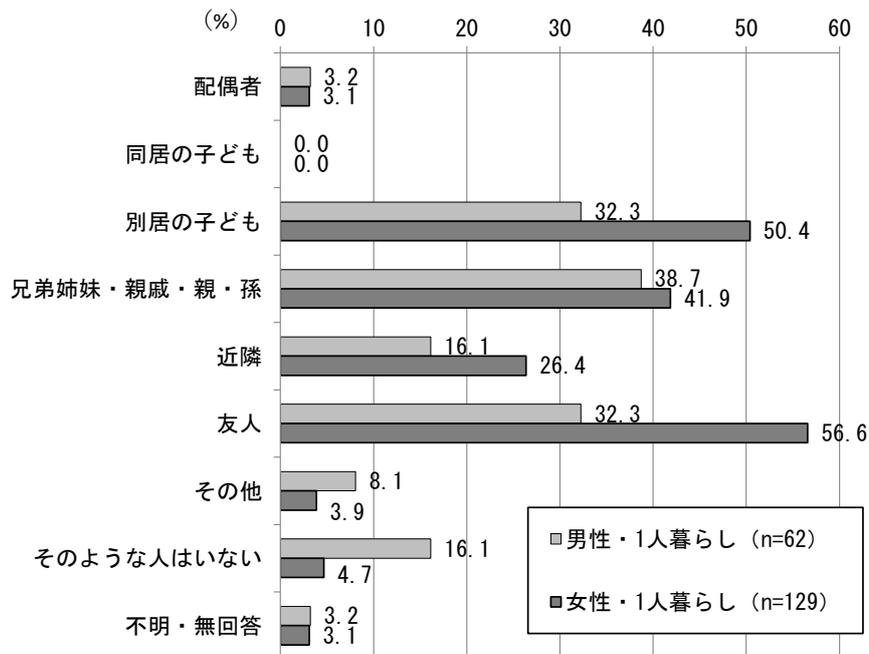
○地域包括ケアシステムを構築するために必要なこととして、ケアマネ調査、事業所調査ともに、「地域の社会資源及び住民ニーズの把握」「生活支援サービスの担い手の確保」が上位となっています。

■地域包括ケアシステムを構築するために必要なこと_「ケアマネ調査」「事業所調査」

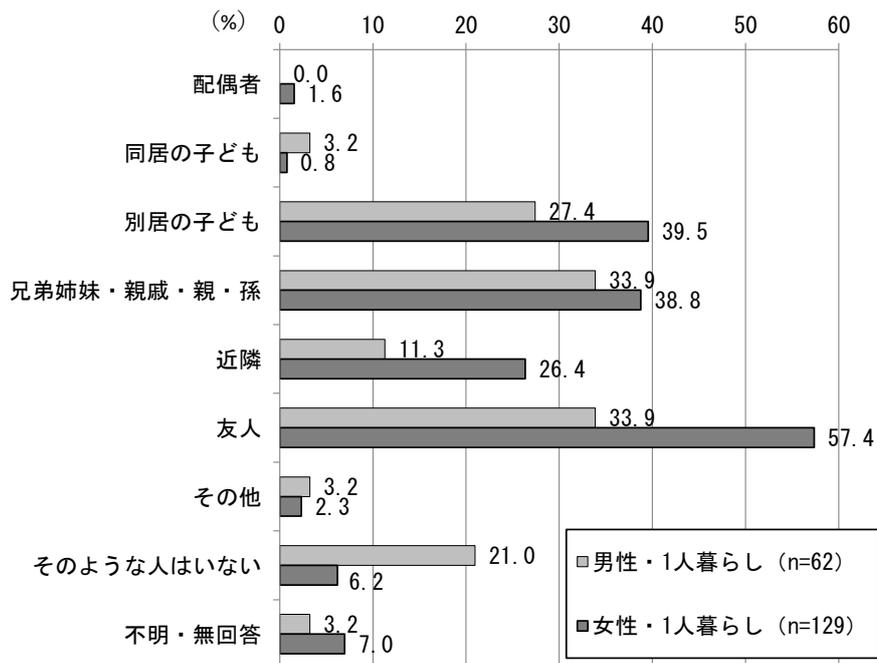


○心配事や愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人、ともに男性の一人暮らしで「そのような人はいない」という回答が多くなっており、社会的に孤立しやすくなっている状況が伺えます。住民同士がつながるきっかけづくり、支え合いが生まれる地域づくりが求められます。

■心配事や愚痴を聞いてくれる人_「ニーズ調査」



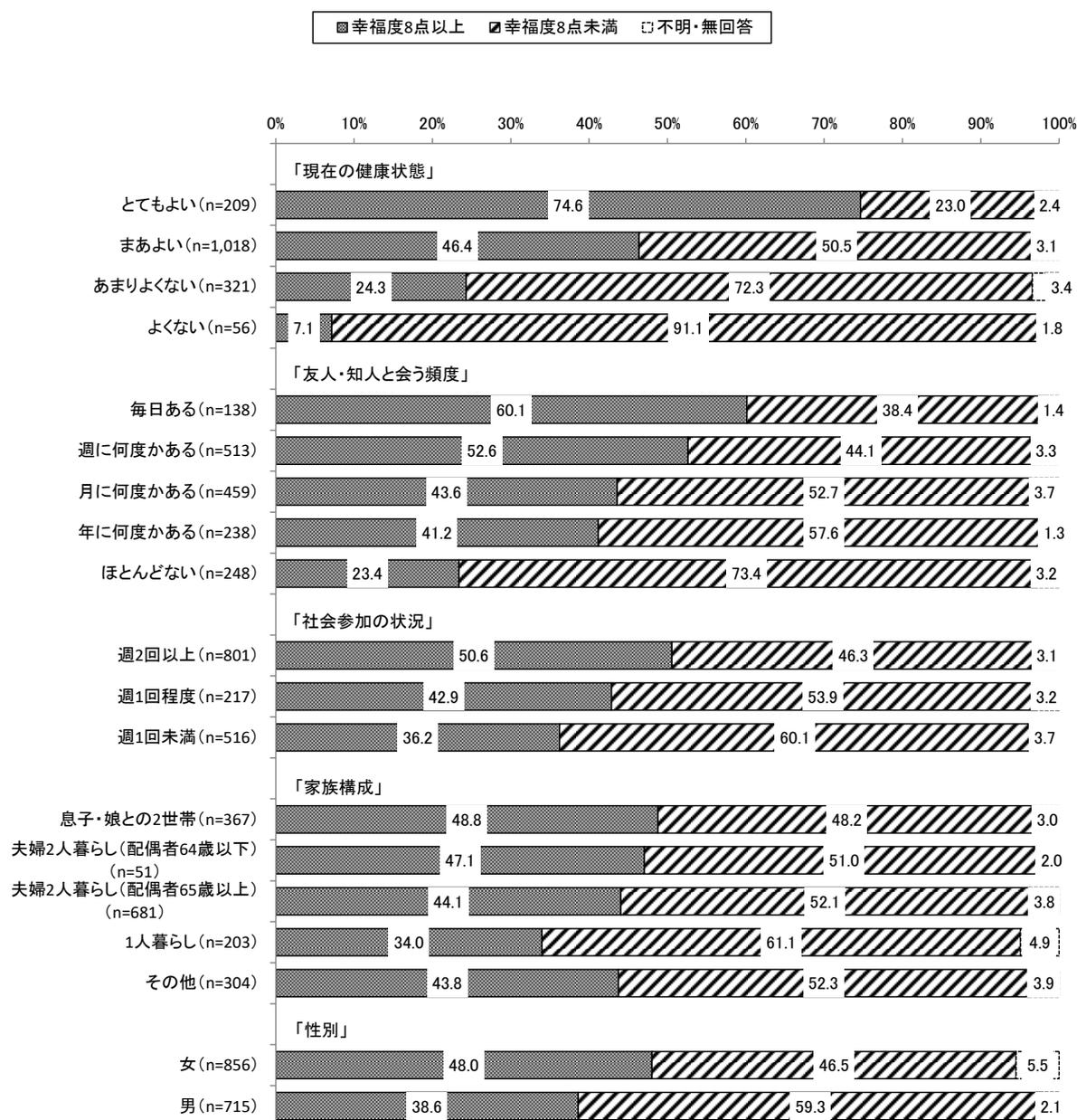
■心配事や愚痴を聞いてあげる人_「ニーズ調査」



(2) 介護予防と生きがいのある暮らしの実現

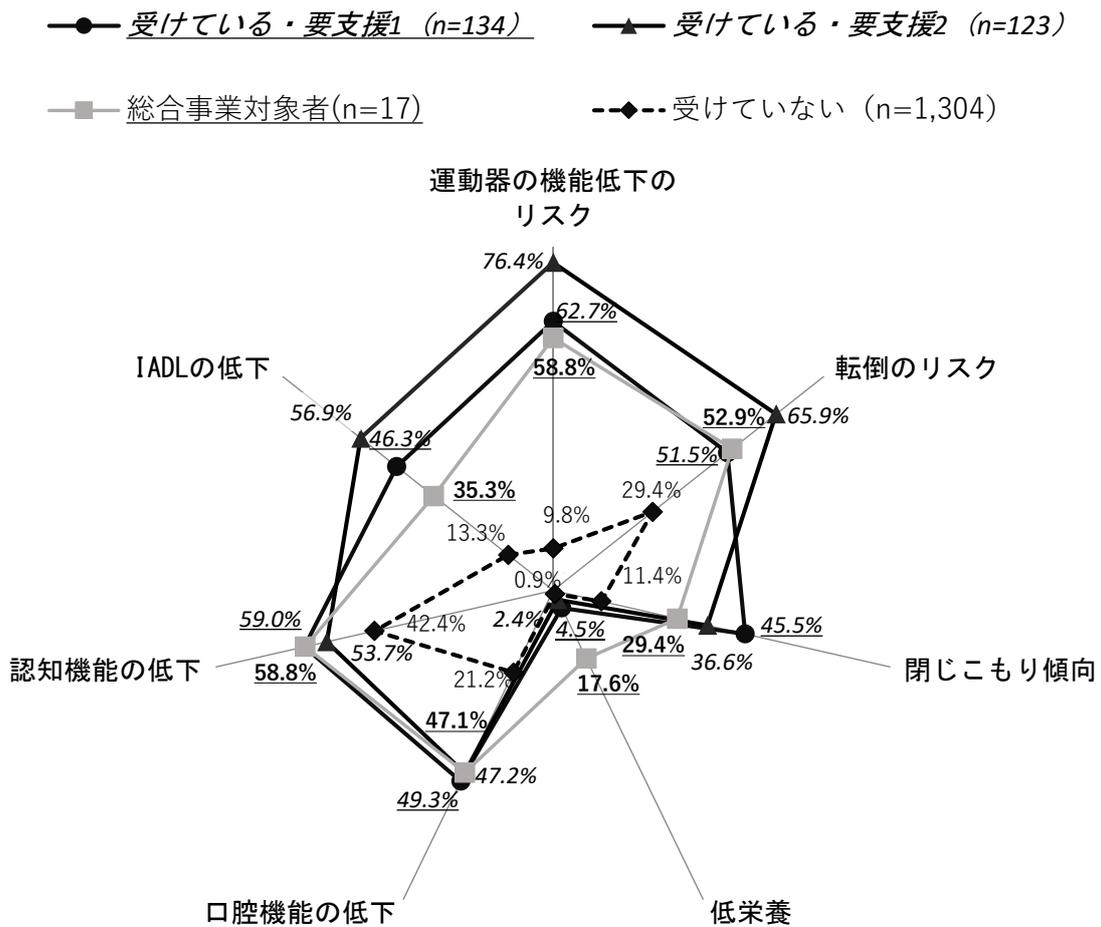
○主観的幸福度（現在どの程度幸せか）は、「現在の健康状態」「社会参加の状況」等と相関関係がみられます。継続的に介護予防の推進や、多様な生きがいづくりや世代間交流、仲間づくりなどの取組みを進め、それぞれが「幸せ」を感じることができる環境づくりが求められます。

■主観的幸福度_「ニーズ調査」



○運動器、身体機能等に関する評価項目ごとの該当者の認定区分別割合をみると、総じて要支援 1・2 が一般高齢者を上回っているものの、特に「認知機能低下」では一般高齢者でも該当者が 4 割を超えて多く、また「転倒のリスク」でも約 3 割と、それぞれ一般高齢者においても比較的該当者が多くなっており、いっそうの認知症予防、介護予防の推進が求められます。

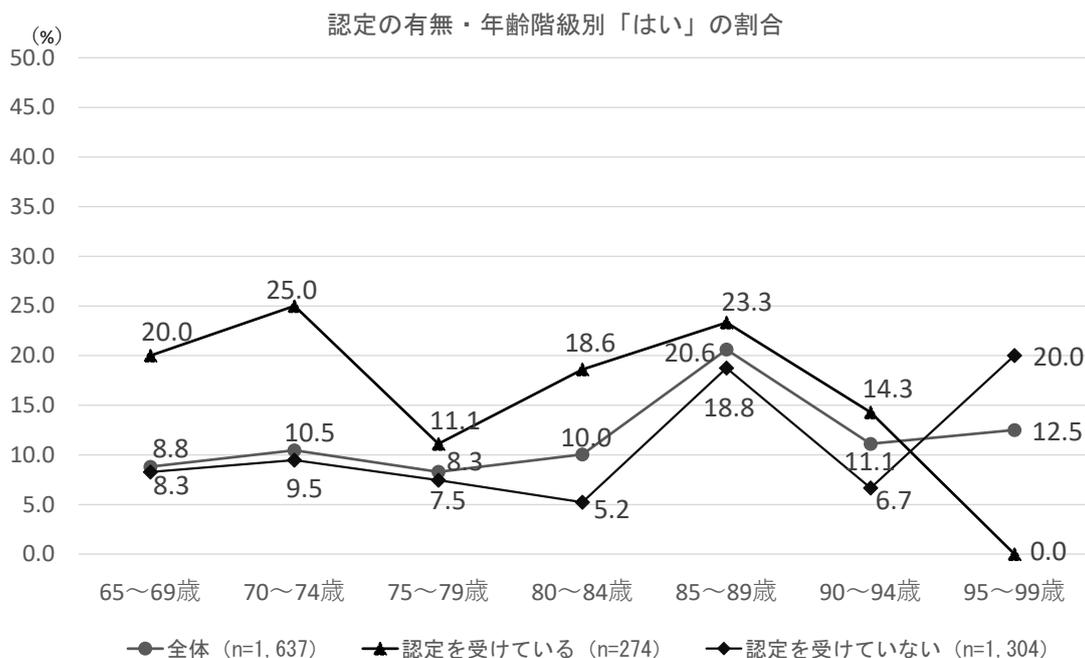
■運動器、身体機能等の機能評価_「ニーズ調査」



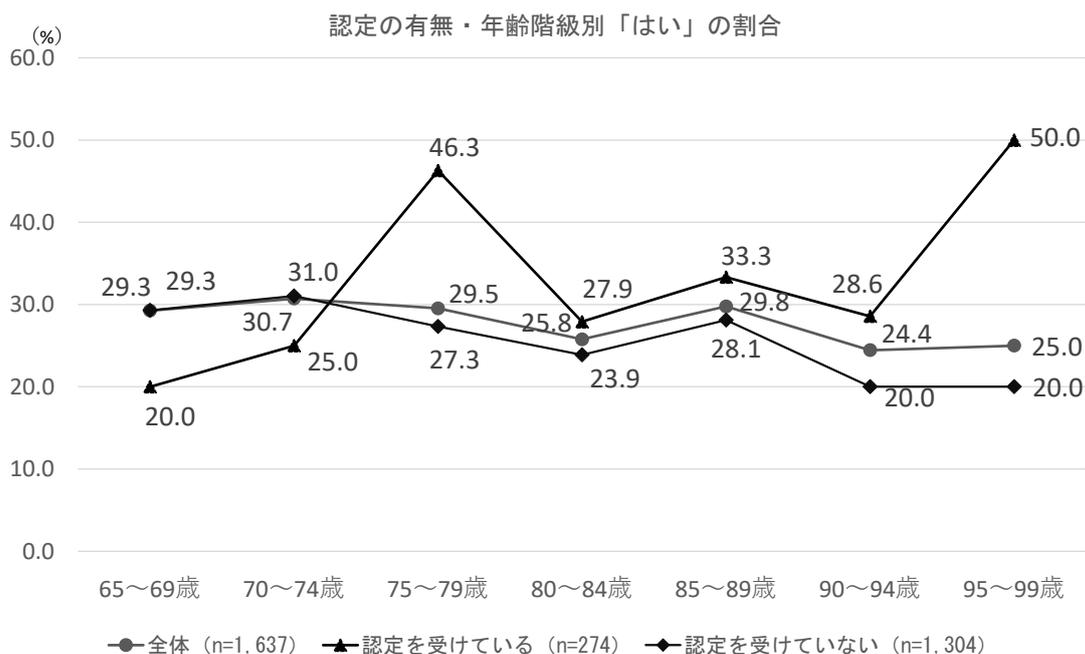
(3) 認知症施策と一人ひとりの尊厳保持

○本人・家族に認知症の症状があるという人は、95歳以上を除き認定を受けている人の方が高くなっていますが、認知症に関する相談窓口の認知度をみると、75歳未満では、認定を受けている人の方が低くなっています。

■認知症の症状があるか_「ニーズ調査」

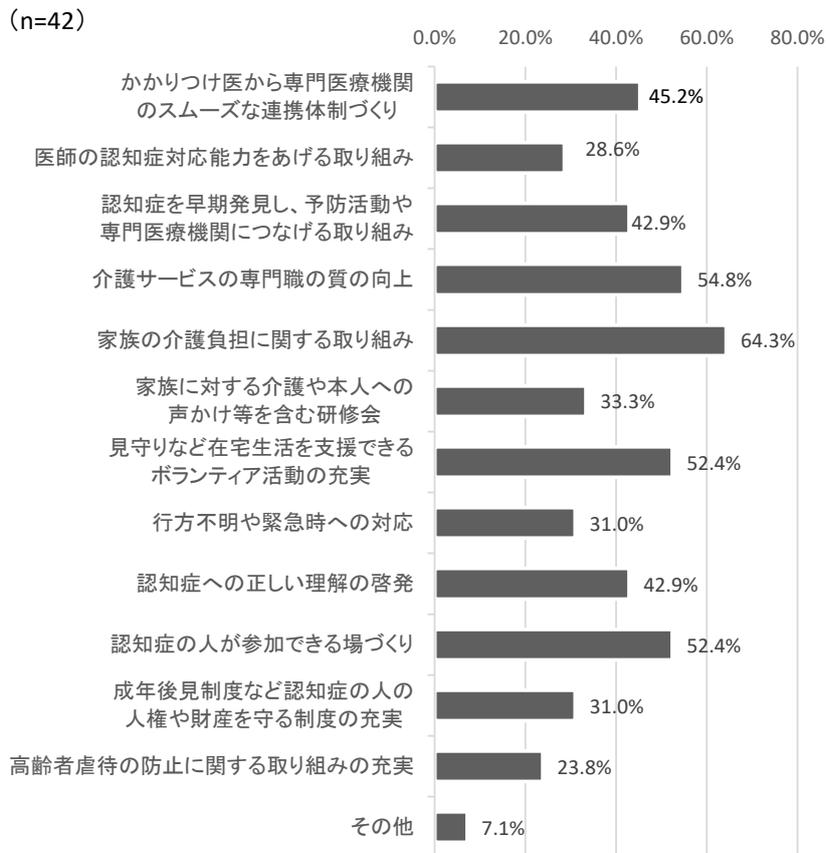


■認知症の相談窓口を知っているか_「ニーズ調査」

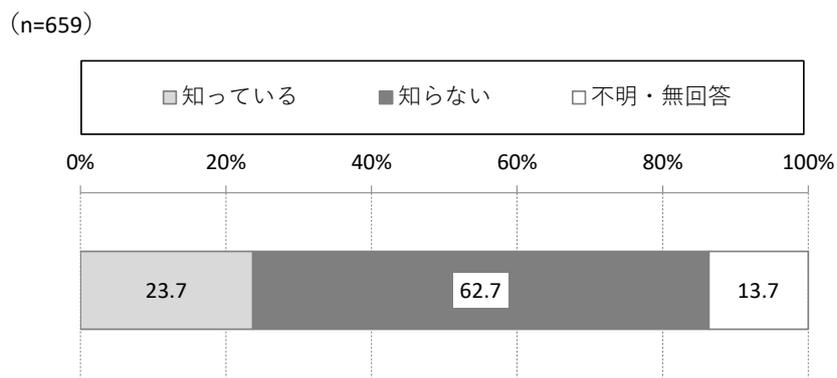


○認知症の人のケアについて取り組むべきこととして、「家族の介護負担に関する取り組み」が64.3%で最も多く、以下「介護サービスの専門職の質の向上」「見守りなど在宅生活を支援できるボランティア活動の充実」「認知症の人が参加できる場づくり」という回答も半数を超えています。一方、実態調査では「介護者家族の会」、「認知症の人と家族の会」の認知度は2割強で、高いとは言えない状況です。家族等介護者への支援の強化やその活動の周知も含め、認知症の人が参加できる場づくりなど、認知症「共生」「予防」に向けた取り組みを進めていく必要があります。

■認知症の人のケアについて取り組むべきこと_「ケアマネ調査」



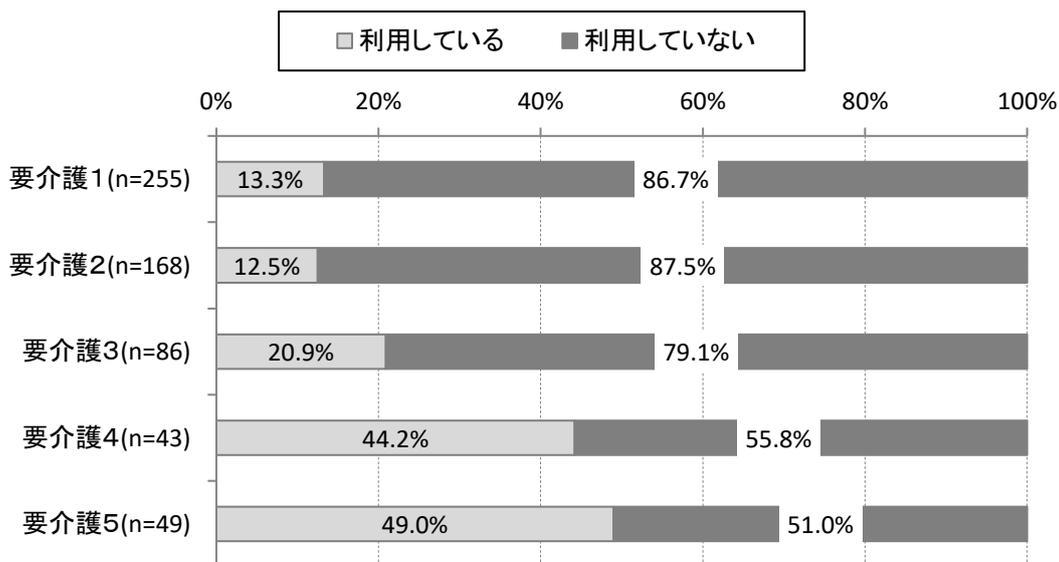
■「介護者家族の会」、「認知症の人と家族の会」の認知度_「実態調査」



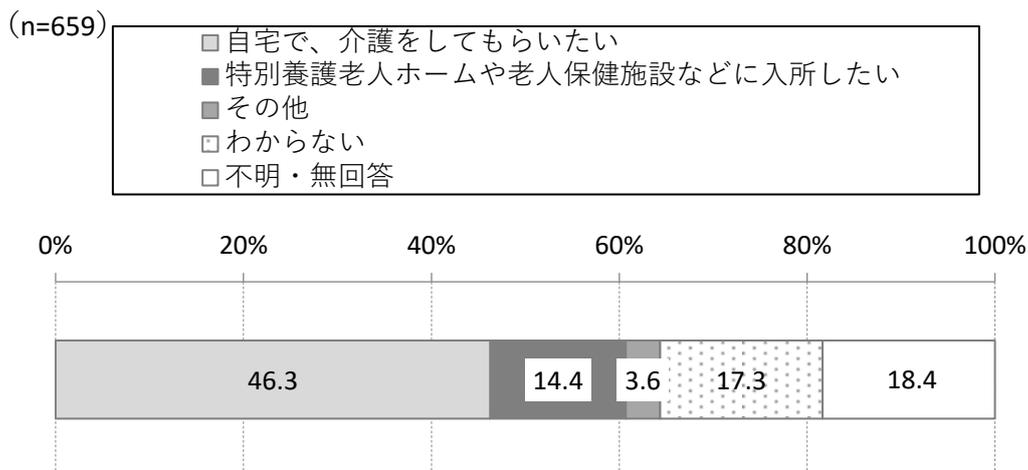
(4) 在宅医療と介護の連携

○訪問診療の利用割合は、要介護度の重度化に伴って増加する傾向がみられます。また、在宅で生活をされている要介護認定を受けている人では、今後も「自宅で、介護してもらいたい」という回答が半数弱となっています。

■訪問診療を利用しているか_「実態調査」



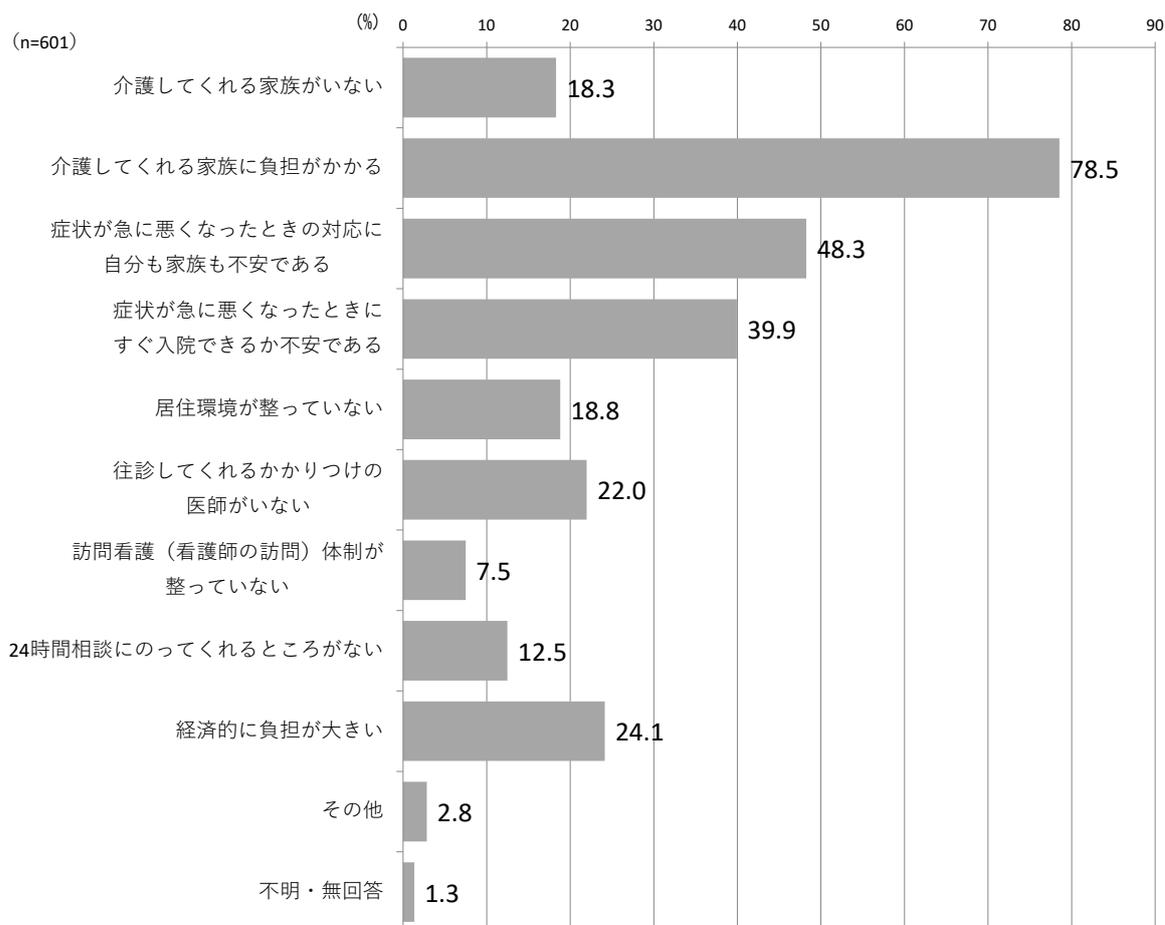
■今後どこで介護を受けたいか_「実態調査」



○一方、ニーズ調査では、療養生活が必要になった場合でも在宅療養を望まない理由として、「介護してくれる人に負担がかかる」という回答が8割弱で特に多くなっています。

引き続き、介護者の負担軽減に留意しながら、本人らしい暮らしを最期まで続けられるよう在宅医療と介護の連携を推進していく必要があります。

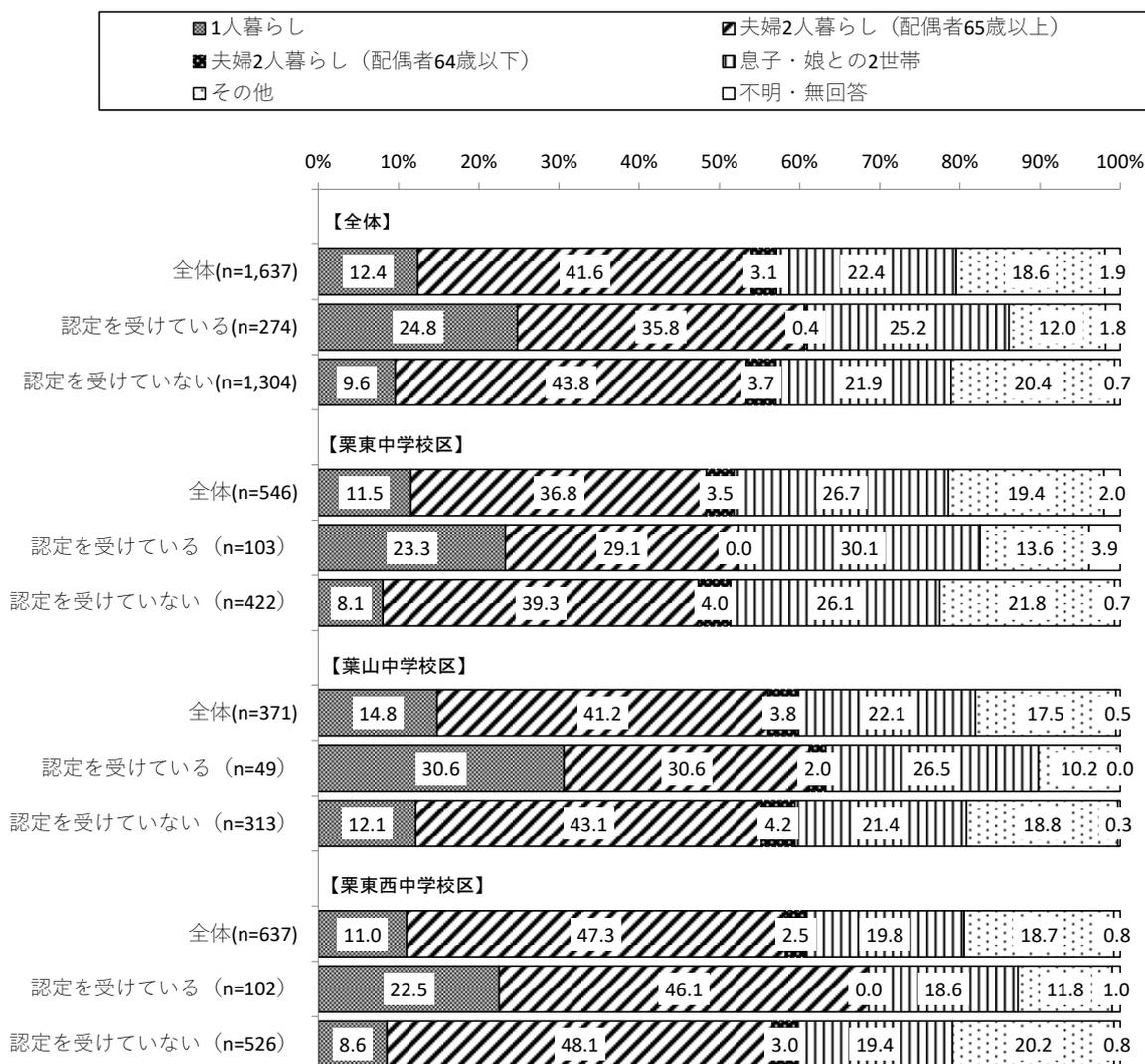
■在宅療養を望まない理由_「ニーズ調査」



(5) 高齢者が住みやすい環境づくりの推進

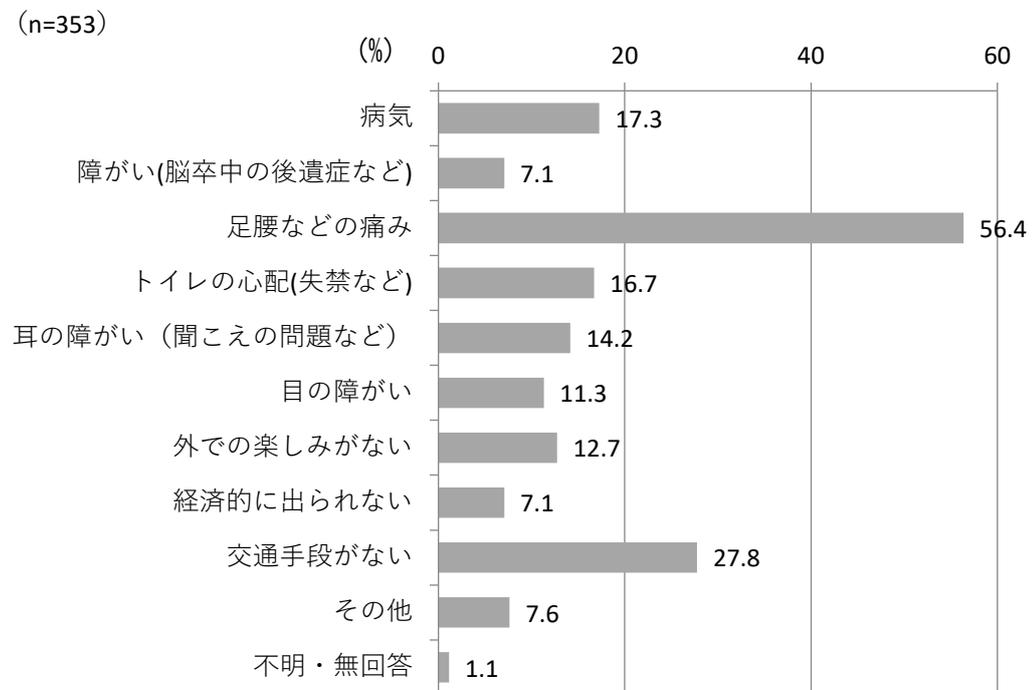
○家族構成について、認定を受けている人の方が一般高齢者より「1人暮らし」の割合が比較的高く、特に葉山中学校区では約3割と高くなっており、地域のなかで高齢者だけでも安心して暮らし続けられる環境づくりが求められます。

■家族構成「ニーズ調査」



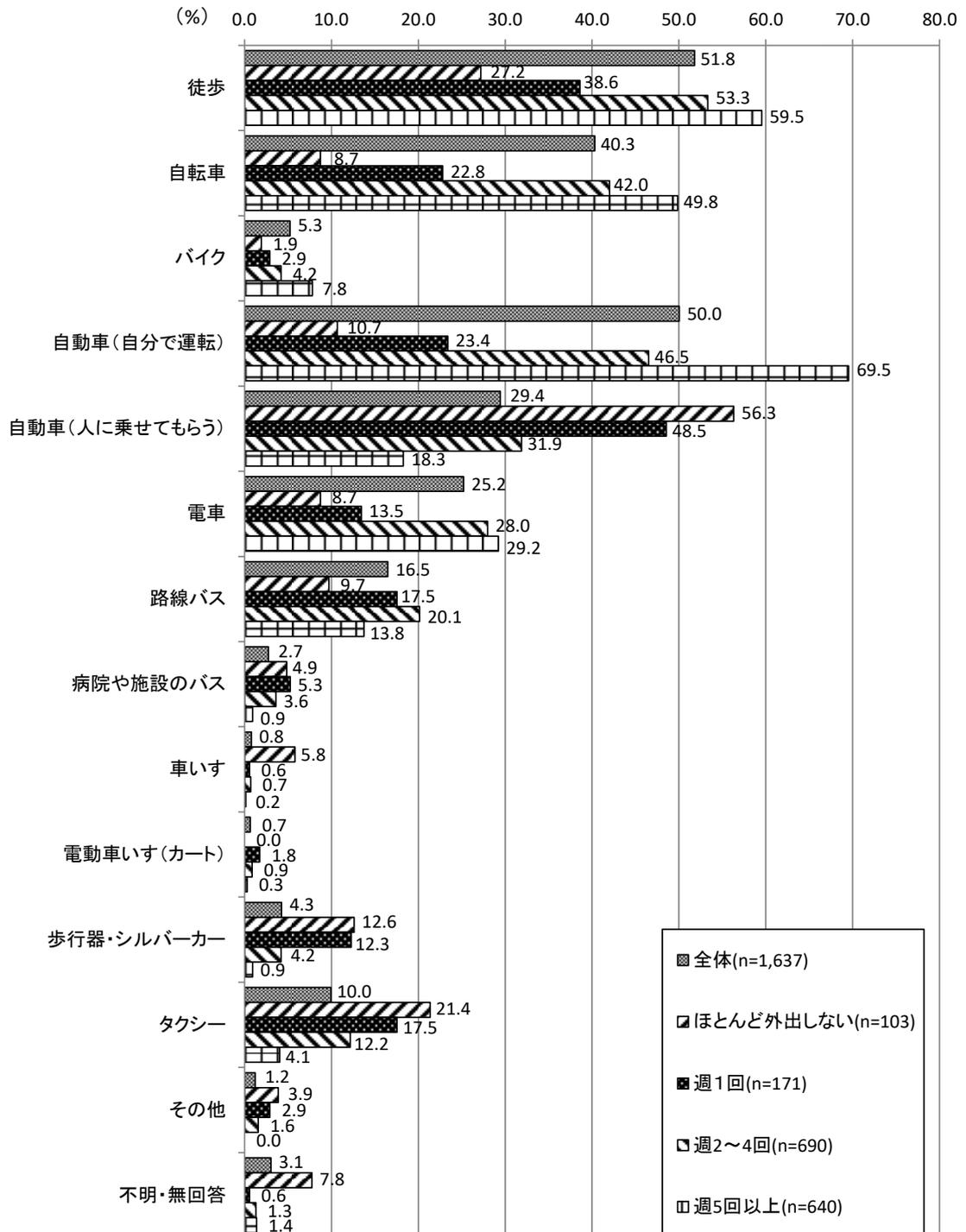
○外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が 56.4%と特に多くなっています。次いで「交通手段がない」が 27.8%と 3 割に迫ります。

■外出を控えている理由_「ニーズ調査」



○外出する際の移動手段については、外出頻度の高い人ほど自力での移動手段（「徒歩」「自転車」「自動車（自分で運転）」「電車」など）が多く、外出頻度の低い人では「自動車（人に乗せてもらう）」「タクシー」などの項目で高くなっています。
 高齢になっても安心して外出し、生きがいある生活を送るためにも、移送サービスや外出支援の充実が求められます。

■外出する際の移動手段_「ニーズ調査」

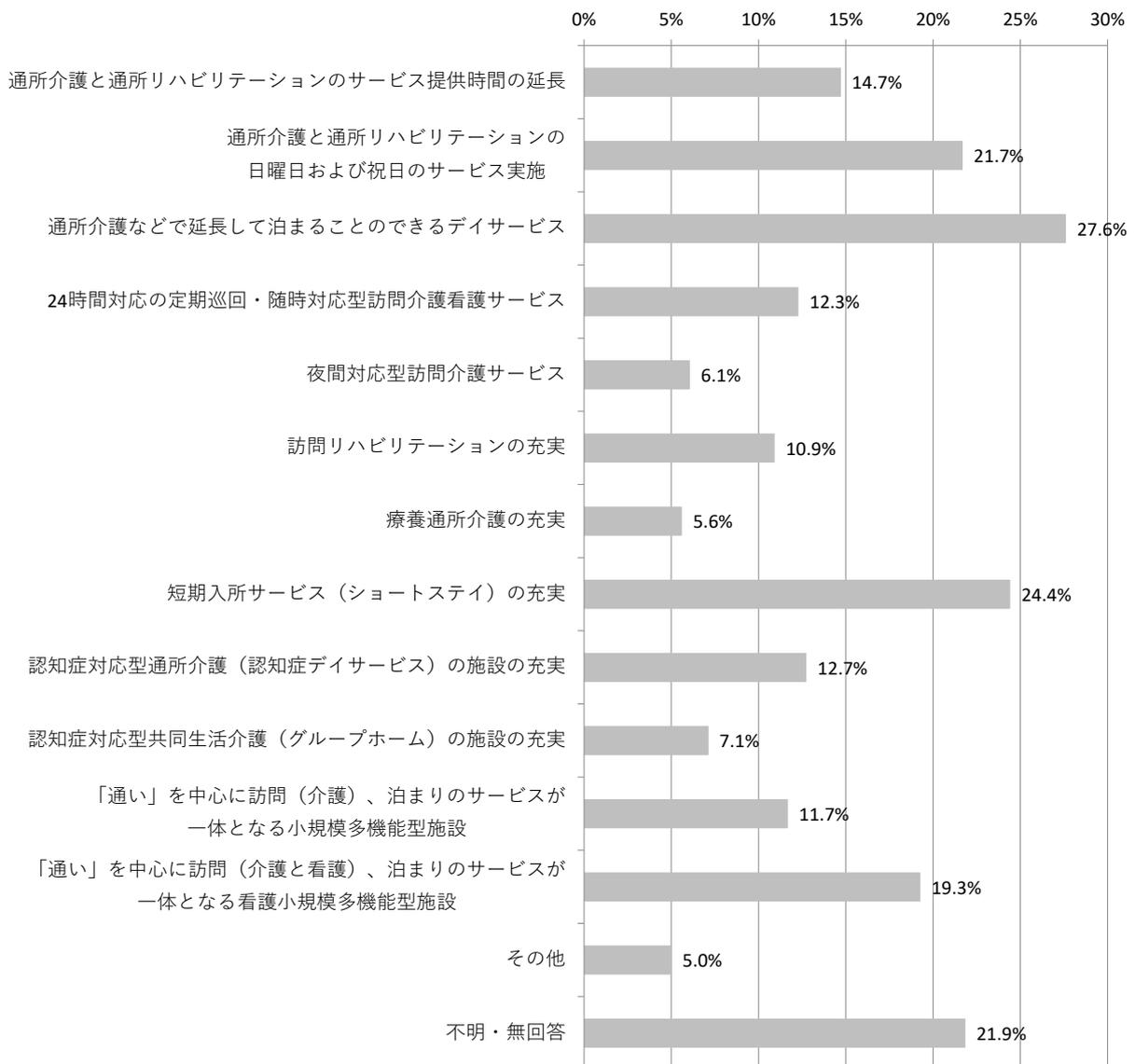


(6)介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

○在宅介護を継続していくために必要なこととして、「通所介護などで延長して泊まることのできるデイサービス」「短期入所サービスの充実」など通所系、短期系のニーズが高くなっています。

■在宅生活を継続していくために必要なこと_「実態調査」

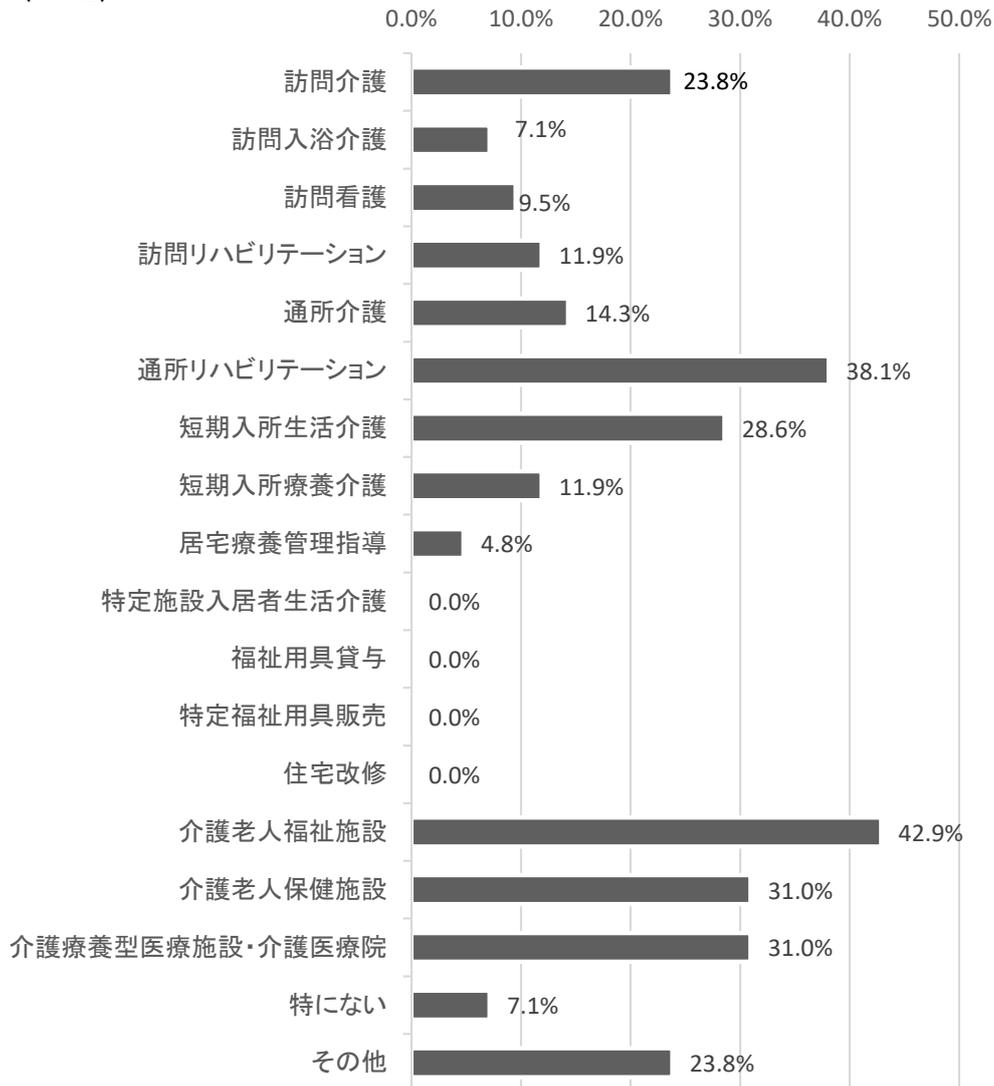
(n=659)



○ケアマネジャーが栗東市で特に不足していると感じる介護保険サービスとして、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設・介護医療院」等の施設が多い他、「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」でも 3~4 割弱と多くなっており、これらのニーズを踏まえたサービス基盤整備が求められます。

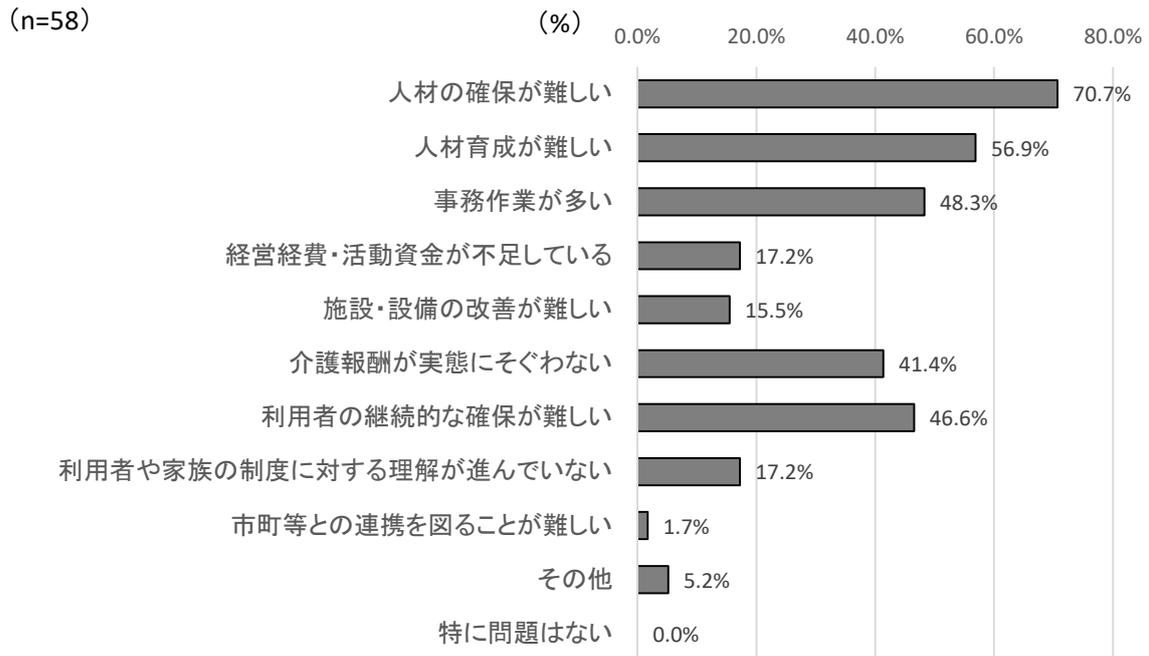
■栗東市で特に不足していると感じる介護保険サービス_「ケアマネ調査」

(n=42)

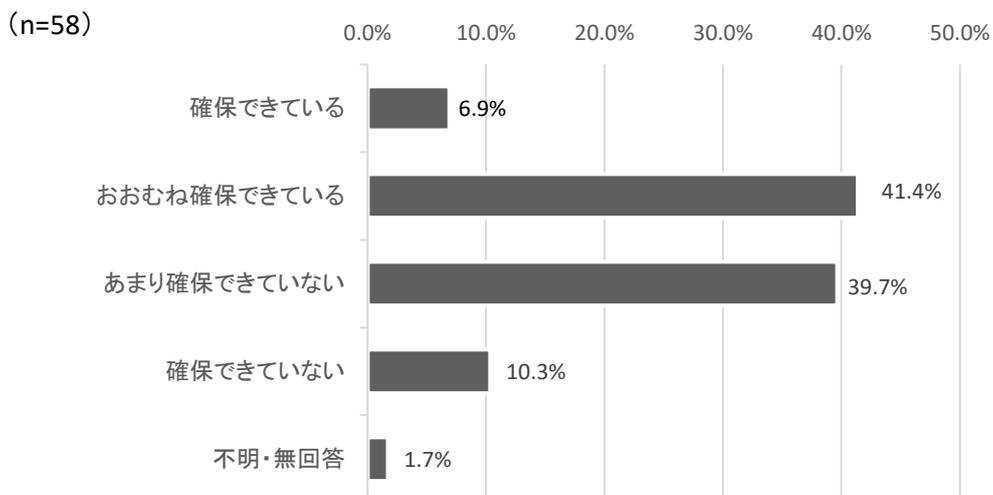


○事業所の運営に関して困難を感じていることとして人材の確保・育成に関する回答が多く、人材が「確保できていない」「あまり確保できていない」とする事業所が合わせて5割となっています。県や近隣市町村とも連携しながら、介護職場のイメージの刷新に関する取組みや、介護人材の確保等について、引き続き取組みを進める必要があります。

■事業所の運営に関して困難を感じていること_「事業所調査」



■介護人材の確保について_「事業所調査」



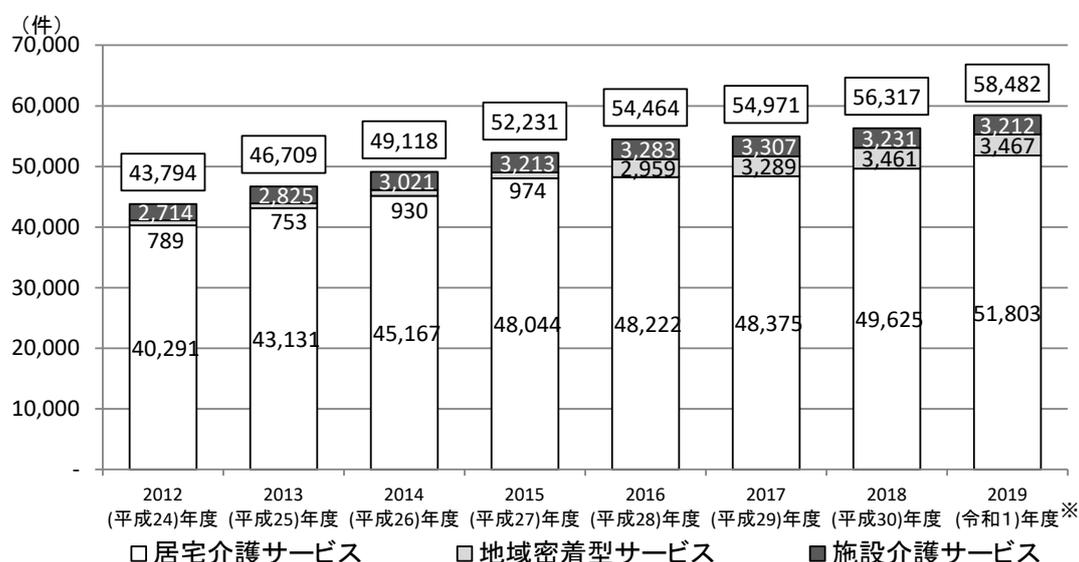
3. 介護保険サービス等の状況からみる栗東市の特徴

(1) サービス利用件数と給付額の推移

要支援・要介護認定者数の増加と比例して、介護保険サービス利用件数、介護保険サービス給付費は増加しています。

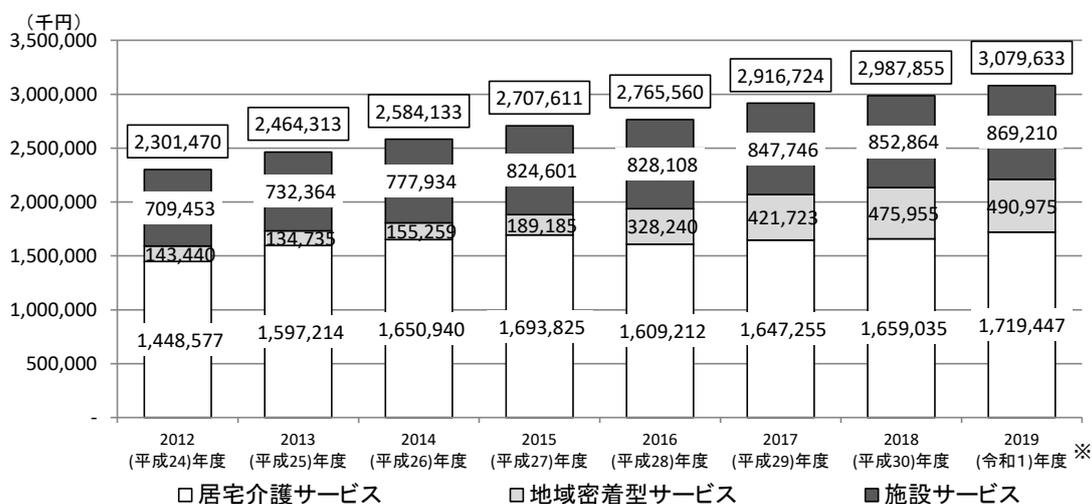
介護保険サービス利用件数の推移をみると、施設介護サービスについては平成27年以降ほぼ横ばいで推移していますが、全体でみると平成24年度から令和元年度の7年間で、約1万5千件増加しています。特に平成28年度には地域密着型通所介護の移行により、地域密着型サービスが大きく増加しています。介護保険サービス給付費についても、5割以上を占める居宅介護サービスを中心に年々増加しています。

■介護保険サービス利用件数の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）
（※令和元年度は栗東市集計）

■介護保険サービス給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告（年報）
（※令和元年度は栗東市集計）

(2) サービス給付費における計画と実績の推移

【予防給付】

- 介護予防サービスについては、特に介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションで、近年給付実績が伸びを示しており、第7期計画期間中においても、計画見込みを大きく上回っています。
- 第7期対計画値の比率を見ると、令和元年度で介護予防短期入所生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護で、計画見込みを大きく下回っています。また、介護予防支援についても、計画見込みほど伸びていません。

【介護給付】

- 居宅サービスについては、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導で近年給付実績が伸びを示しており、第7期計画期間中においても、計画見込みを大きく上回っています。
- 地域密着型サービスについては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護で給付実績が減少しており、第7期対計画値の比率を見ても、計画見込みを大きく下回っています。また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、「治田の里」を整備し、給付実績が伸びています。
- 介護保険施設サービスについては、介護老人福祉施設と介護老人保健施設で給付実績が伸びておらず、第7期対計画値の比率を見ても、計画見込みを下回っています。

※以下、28 ページに「計画の推移」、29 ページに「実績の推移」、30 ページに「対計画値の推移」を示す表を掲載しています。

■介護保険サービス給付費の計画の推移

【予防給付】(千円)	第5期計画			第6期計画			第7期計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防サービス	105,529	134,737	159,986	126,168	135,216	104,054	45,091	47,371
介護予防訪問介護	14,912	18,803	22,125	16,594	17,202	8,978	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	11,728	15,193	18,148	13,450	15,602	18,018	7,451	8,007
介護予防訪問リハビリテーション	2,405	3,059	3,617	1,892	1,959	2,044	748	748
介護予防居宅療養管理指導	272	381	435	1,218	1,261	1,316	748	852
介護予防通所介護	49,786	63,709	75,584	60,522	62,709	32,717	0	0
介護予防通所リハビリテーション	6,902	8,702	10,239	15,286	17,765	20,548	13,968	13,974
介護予防短期入所生活介護	2,743	3,554	4,246	1,052	1,090	1,137	1,453	1,453
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,549	9,636	11,417	11,622	12,066	12,591	13,674	14,197
特定介護予防福祉用具販売	1,066	1,361	1,613	936	972	1,014	545	545
住宅改修	4,331	5,673	6,818	2,769	2,873	2,998	3,391	3,391
介護予防特定施設入居者生活介護	3,835	4,666	5,744	827	1,717	2,693	3,113	4,204
地域密着型介護予防サービス	0	0	0	2,111	3,014	3,014	1,002	1,003
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	293	292	292	1,002	1,003
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	1,818	2,722	2,722	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
介護予防支援	11,895	14,971	17,596	14,770	15,310	15,980	16,304	16,823
合計	117,424	149,708	177,582	143,049	153,540	123,048	62,397	65,197
【介護給付】(千円)	第5期計画			第6期計画			第7期計画	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(1) 居宅サービス	1,128,597	1,270,316	1,408,231	1,607,510	1,472,468	1,532,669	1,382,152	1,458,204
訪問介護	149,151	171,344	195,547	261,905	286,058	309,679	203,061	215,102
訪問入浴介護	16,940	20,955	25,338	27,100	27,224	27,450	16,445	16,852
訪問看護	88,012	95,313	102,603	114,983	120,837	125,653	95,253	100,502
訪問リハビリテーション	9,699	11,508	13,521	12,848	13,166	13,439	6,298	6,610
居宅療養管理指導	3,761	4,020	4,499	8,892	9,103	9,290	12,033	12,777
通所介護	549,383	622,220	685,028	742,648	557,406	571,608	627,638	661,577
通所リハビリテーション	71,803	81,130	91,543	103,181	111,850	119,942	77,842	83,233
短期入所生活介護	106,813	108,447	109,935	162,493	164,550	166,282	163,202	163,275
短期入所療養介護	8,217	9,871	11,675	18,725	19,045	19,206	15,379	16,902
福祉用具貸与	81,833	95,598	110,658	96,807	98,498	99,649	104,035	110,536
特定福祉用具販売	1,428	1,545	1,691	3,659	3,765	3,848	1,906	2,145
住宅改修	10,258	11,556	12,998	10,574	10,981	11,303	8,580	9,619
特定施設入居者生活介護	31,299	36,809	43,195	43,695	49,985	55,320	50,480	59,074
(2) 地域密着型サービス	192,759	194,742	251,633	198,913	420,404	566,865	499,470	511,414
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	25,771	25,771	27,318	4,754	6,772	8,713	5,048	5,889
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	52,745	52,745	65,931	36,035	37,026	36,498	11,363	12,704
小規模多機能型居宅介護	10,464	12,447	54,605	47,499	56,637	56,358	68,855	68,886
認知症対応型共同生活介護	103,779	103,779	103,779	110,625	111,708	163,860	163,022	163,095
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	87,868	89,135	89,175
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	-	-	-	0	208,261	213,568	162,047	171,665
居宅介護支援	126,236	142,678	161,991	151,302	156,068	160,098	175,304	184,240
(3) 介護保険施設サービス	683,172	683,172	683,172	791,568	885,899	885,899	976,834	977,272
介護老人福祉施設	387,411	387,411	387,411	493,880	588,786	588,786	612,002	612,276
介護老人保健施設	219,046	219,046	219,046	268,648	268,129	268,129	305,994	306,131
介護療養型医療施設・介護医療院	76,715	76,715	76,715	29,040	28,984	28,984	58,838	58,865
合計	2,130,764	2,290,908	2,505,027	2,749,293	2,934,839	3,145,531	3,033,760	3,131,130

■介護保険サービス給付費の実績の推移

【予防給付】(千円)	第5期実績			第6期実績			第7期実績	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防サービス	74,046	84,995	103,215	104,995	107,758	84,185	60,615	61,294
介護予防訪問介護	12,642	13,480	14,647	14,389	14,795	8,371	12	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	6	0
介護予防訪問看護	5,555	6,634	7,047	6,428	7,759	9,574	12,376	14,765
介護予防訪問リハビリテーション	253	882	533	379	695	577	1,301	2,004
介護予防居宅療養管理指導	90	284	800	1,008	856	801	1,264	858
介護予防通所介護	39,063	41,102	52,097	52,721	52,191	26,902	0	0
介護予防通所リハビリテーション	3,494	6,775	9,708	10,555	12,925	17,971	24,455	23,793
介護予防短期入所生活介護	1,003	781	893	885	1,007	845	1,358	736
介護予防短期入所療養介護	0	0	82	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,062	8,114	9,921	10,941	12,476	13,420	13,357	14,662
特定介護予防福祉用具販売	745	908	1,251	888	813	493	774	764
住宅改修	2,685	4,074	2,167	3,491	2,196	3,040	2,854	3,075
介護予防特定施設入居者生活介護	1,455	1,962	4,070	3,309	2,042	2,194	2,857	636
地域密着型介護予防サービス	1,449	428	2,798	2,784	1,768	83	0	0
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	525	697	773	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	294	83	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	1,449	428	2,273	2,087	701	0	0	0
介護予防支援	9,356	10,834	12,812	14,802	15,206	13,748	12,374	13,139
合計	84,851	96,257	118,825	122,581	124,732	98,016	72,988	74,433
【介護給付】(千円)	第5期実績			第6期実績			第7期実績	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(1)居宅サービス	1,235,899	1,362,198	1,393,712	1,418,572	1,322,133	1,379,404	1,408,775	1,463,405
訪問介護	160,635	194,527	195,690	185,700	196,323	229,027	229,978	233,313
訪問入浴介護	21,111	25,486	21,723	17,850	17,086	17,152	19,928	20,167
訪問看護	96,722	97,829	98,305	96,805	94,706	102,930	105,235	123,734
訪問リハビリテーション	5,798	5,513	7,702	6,417	6,120	5,492	10,350	13,694
居宅療養管理指導	7,147	7,666	8,683	9,536	11,021	14,701	17,941	18,944
通所介護	607,356	653,691	688,831	733,496	623,919	618,245	618,595	638,297
通所リハビリテーション	77,972	82,752	79,454	74,702	74,300	73,407	74,547	71,616
短期入所生活介護	124,114	139,730	139,804	141,084	138,608	153,154	145,432	153,453
短期入所療養介護	8,620	15,718	15,317	15,109	16,216	10,828	15,186	14,138
福祉用具貸与	86,959	92,452	91,506	95,358	100,832	108,220	119,131	127,173
特定福祉用具販売	3,498	3,315	3,032	3,062	2,112	2,884	3,105	3,145
住宅改修	9,321	9,381	7,042	9,690	5,547	5,980	7,736	5,516
特定施設入居者生活介護	26,647	34,137	36,623	29,764	35,343	37,384	41,609	40,215
(2)地域密着型サービス	141,992	134,307	152,461	186,400	326,472	421,641	475,955	490,975
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	886	2,914	1,857	7,637	6,761	3,166	2,121	1,938
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	258	0
認知症対応型通所介護	32,157	25,332	27,033	19,287	10,741	11,890	15,774	14,957
小規模多機能型居宅介護	7,264	3,642	21,572	54,172	56,802	54,620	56,881	68,794
認知症対応型共同生活介護	101,685	102,420	101,999	105,304	107,173	141,010	158,342	159,163
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	54,063	86,490	88,992
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	-	-	-	-	144,996	156,891	156,089	157,131
居宅介護支援	129,276	139,187	141,201	155,456	164,115	169,918	177,272	182,535
(3)介護保険施設サービス	709,453	732,364	777,934	824,601	828,108	847,746	852,864	869,211
介護老人福祉施設	397,018	433,282	465,152	497,466	506,536	534,682	526,670	555,463
介護老人保健施設	232,502	246,373	280,241	294,382	276,280	263,745	255,453	253,338
介護療養型医療施設・介護医療院	79,933	52,709	32,541	32,753	45,292	49,319	70,741	60,410
合計	2,216,619	2,368,056	2,465,308	2,585,030	2,640,828	2,818,708	2,914,867	3,006,127

■介護保険サービス給付費の対計画値の推移

【予防給付】	第5期対計画値の比率			第6期対計画値の比率			第7期対計画値の比率	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
介護予防サービス	70.2%	63.1%	64.5%	83.2%	79.7%	80.9%	134.4%	129.4%
介護予防訪問介護	84.8%	71.7%	66.2%	86.7%	86.0%	93.2%	-	-
介護予防訪問入浴介護	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防訪問看護	47.4%	43.7%	38.8%	47.8%	49.7%	53.1%	166.1%	184.4%
介護予防訪問リハビリテーション	10.5%	28.8%	14.7%	20.0%	35.5%	28.2%	173.9%	268.0%
介護予防居宅療養管理指導	33.2%	74.6%	184.0%	82.8%	67.9%	60.9%	169.0%	100.7%
介護予防通所介護	78.5%	64.5%	68.9%	87.1%	83.2%	82.2%	-	-
介護予防通所リハビリテーション	50.6%	77.9%	94.8%	69.1%	72.8%	87.5%	175.1%	170.3%
介護予防短期入所生活介護	36.6%	22.0%	21.0%	84.1%	92.4%	74.3%	93.5%	50.6%
介護予防短期入所療養介護	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防福祉用具貸与	93.5%	84.2%	86.9%	94.1%	103.4%	106.6%	97.7%	103.3%
特定介護予防福祉用具販売	69.9%	66.7%	77.6%	94.9%	83.7%	48.6%	142.1%	140.2%
住宅改修	62.0%	71.8%	31.8%	126.1%	76.4%	101.4%	84.2%	90.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	37.9%	42.1%	70.9%	400.2%	118.9%	81.5%	91.8%	15.1%
地域密着型介護予防サービス	-	-	-	131.9%	58.7%	2.7%	0.0%	0.0%
①介護予防認知症対応型通所介護	-	-	-	237.9%	264.8%	0.0%	0.0%	0.0%
②介護予防小規模多機能型居宅介護	-	-	-	0.0%	10.8%	3.0%	-	-
③介護予防認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-
介護予防支援	78.7%	72.4%	72.8%	100.2%	99.3%	86.0%	75.9%	78.1%
合計	72.3%	64.3%	66.9%	85.7%	81.2%	79.7%	117.0%	114.2%
【介護給付】	第5期対計画値の比率			第6期対計画値の比率			第7期対計画値の比率	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
(1)居宅サービス	109.5%	107.2%	99.0%	88.2%	89.8%	90.0%	101.9%	100.4%
訪問介護	107.7%	113.5%	100.1%	70.9%	68.6%	74.0%	113.3%	108.5%
訪問入浴介護	124.6%	121.6%	85.7%	65.9%	62.8%	62.5%	121.2%	119.7%
訪問看護	109.9%	102.6%	95.8%	84.2%	78.4%	81.9%	110.5%	123.1%
訪問リハビリテーション	59.8%	47.9%	57.0%	49.9%	46.5%	40.9%	164.3%	207.2%
居宅療養管理指導	190.0%	190.7%	193.0%	107.2%	121.1%	158.2%	149.1%	148.3%
通所介護	110.6%	105.1%	100.6%	98.8%	111.9%	108.2%	98.6%	96.5%
通所リハビリテーション	108.6%	102.0%	86.8%	72.4%	66.4%	61.2%	95.8%	86.0%
短期入所生活介護	116.2%	128.8%	127.2%	86.8%	84.2%	92.1%	89.1%	94.0%
短期入所療養介護	104.9%	159.2%	131.2%	80.7%	85.1%	56.4%	98.7%	83.6%
福祉用具貸与	106.3%	96.7%	82.7%	98.5%	102.4%	108.6%	114.5%	115.1%
特定福祉用具販売	244.9%	214.6%	179.3%	83.7%	56.1%	74.9%	162.9%	146.6%
住宅改修	90.9%	81.2%	54.2%	91.6%	50.5%	52.9%	90.2%	57.3%
特定施設入居者生活介護	85.1%	92.7%	84.8%	68.1%	70.7%	67.6%	82.4%	68.1%
(2)地域密着型サービス	73.7%	69.0%	60.6%	93.7%	77.7%	74.4%	95.3%	96.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3.4%	11.3%	6.8%	160.6%	99.8%	36.3%	42.0%	32.9%
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	61.0%	48.0%	41.0%	53.5%	29.0%	32.6%	138.8%	117.7%
小規模多機能型居宅介護	69.4%	29.3%	39.5%	114.0%	100.3%	96.9%	82.6%	99.9%
認知症対応型共同生活介護	98.0%	98.7%	98.3%	95.2%	95.9%	86.1%	97.1%	97.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-	-	61.5%	97.0%	99.8%
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	-	-	69.6%	73.5%	96.3%	91.5%
居宅介護支援	102.4%	97.6%	87.2%	102.7%	105.2%	106.1%	101.1%	99.1%
(3)介護保険施設サービス	103.8%	107.2%	113.9%	104.2%	93.5%	95.7%	87.3%	88.9%
介護老人福祉施設	102.5%	111.8%	120.1%	100.7%	86.0%	90.8%	86.1%	90.7%
介護老人保健施設	106.1%	112.5%	127.9%	109.6%	103.0%	98.4%	83.5%	82.8%
介護療養型医療施設・介護医療院	104.2%	68.7%	42.4%	112.8%	156.3%	170.2%	120.2%	102.6%
合計	104.0%	103.4%	98.4%	94.0%	90.0%	89.6%	96.1%	96.0%

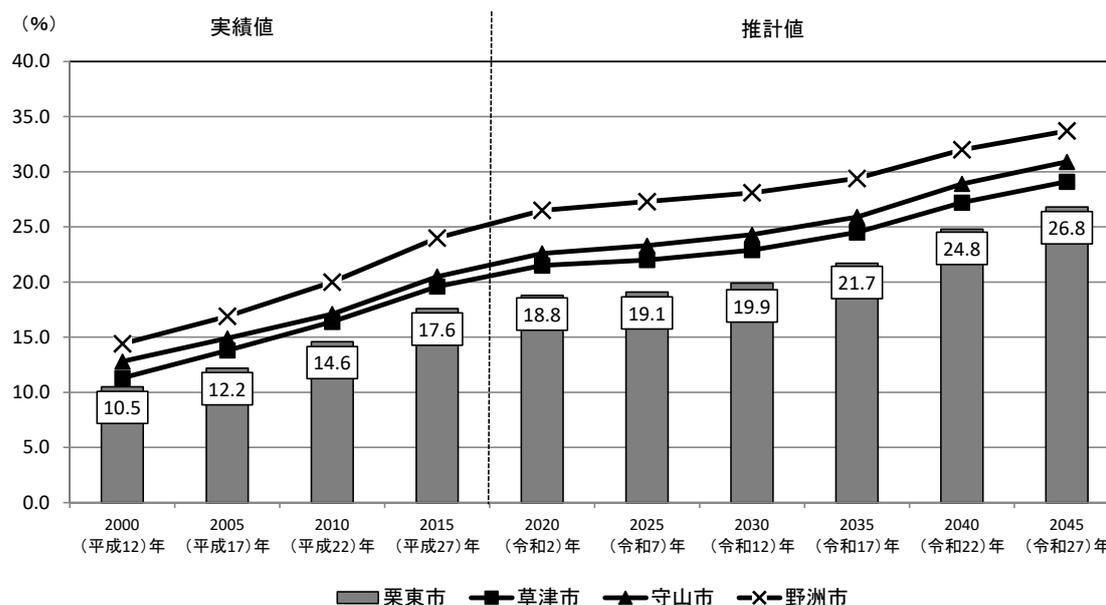
※第7期において計画と実績の乖離が大きい項目に着色

(3) 湖南 4 市(草津市、守山市、栗東市、野洲市) との比較分析

1) 高齢化率・認定率

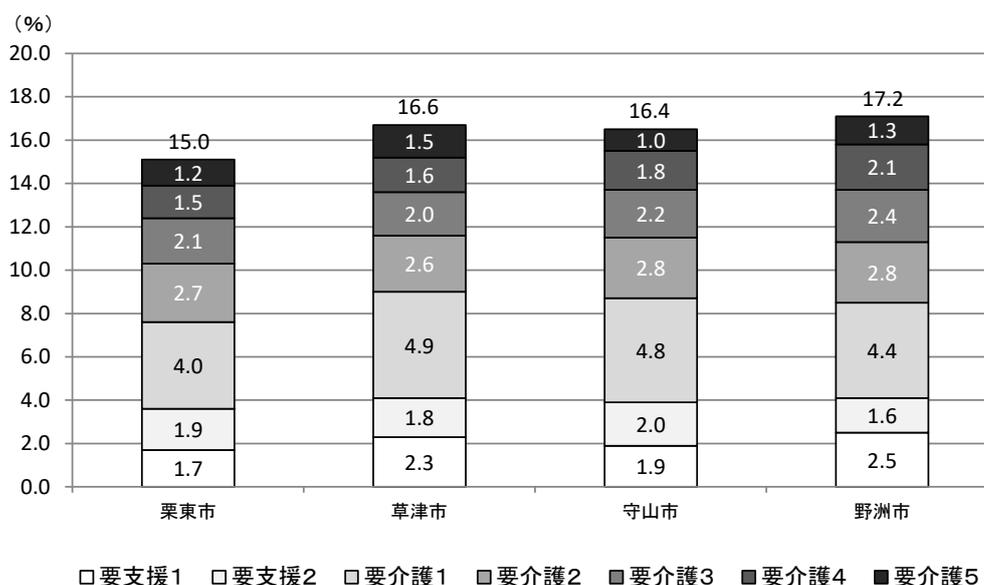
本市を含む湖南 4 市の高齢化率の推移を比較すると、平成 12 年以降いずれの市においても上昇傾向を示していますが、栗東市は最も高齢化率の低い値で推移しています。また、令和 2 年時点の認定率について比較すると、高齢化率の最も高い野洲市で最も高く、本市が最も低い値となっています。

■ 高齢化率の推移



資料：平成 17 年～平成 27 年まで：国勢調査
令和 2 年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

■ 認定率の比較（令和 2 年 9 月 1 日現在）

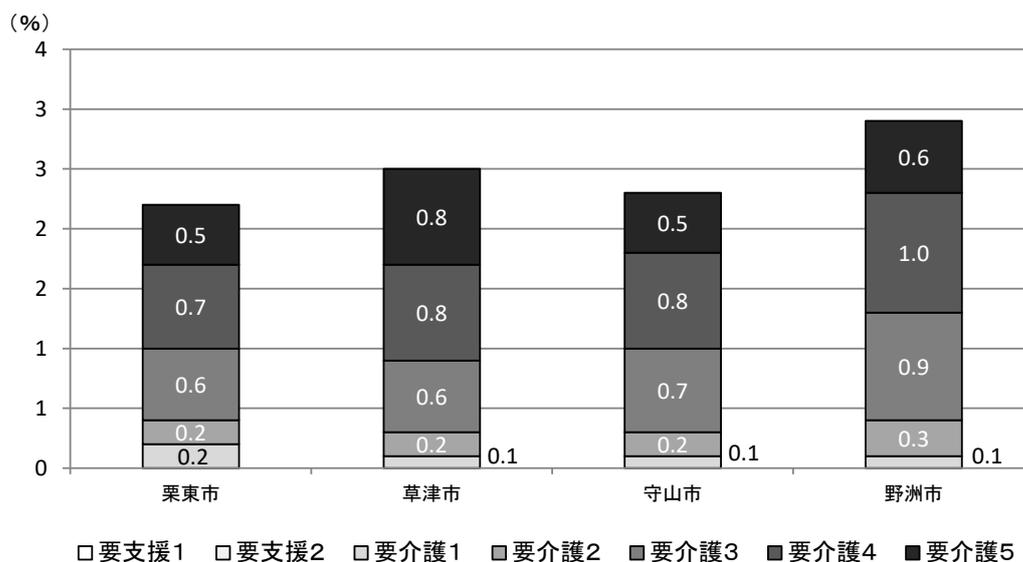


資料：介護保険事業状況報告（月報）

2) 要介護度・サービス系列別受給率

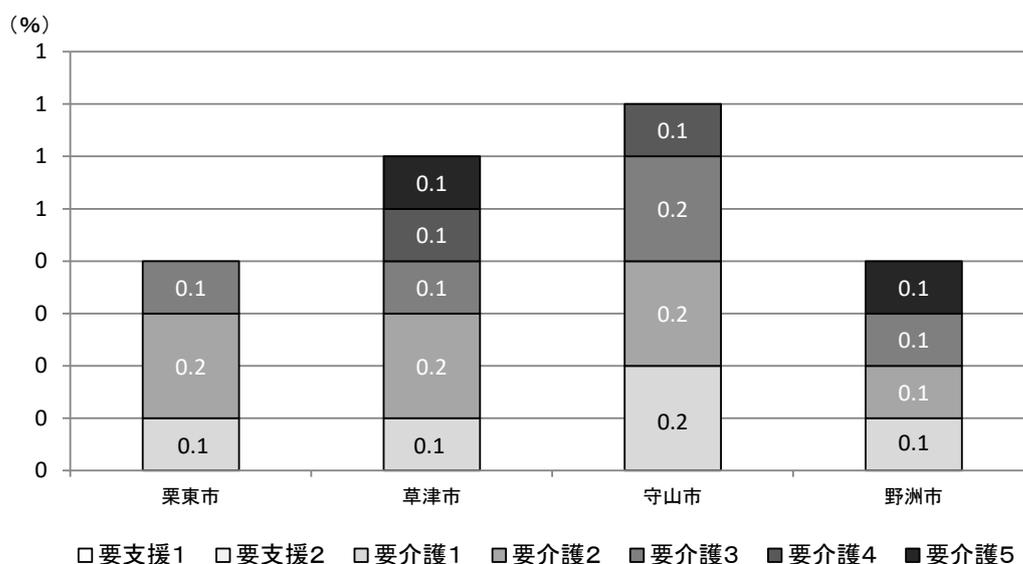
サービス系列別の受給率（65歳以上人口に占める介護保険サービス受給者数の割合）をみると、施設サービスについては比較的本市と守山市で受給率が低く、居住系サービスについては本市と野洲市で受給率が低くなっています。

■施設サービスの受給率（令和2年9月1日現在）



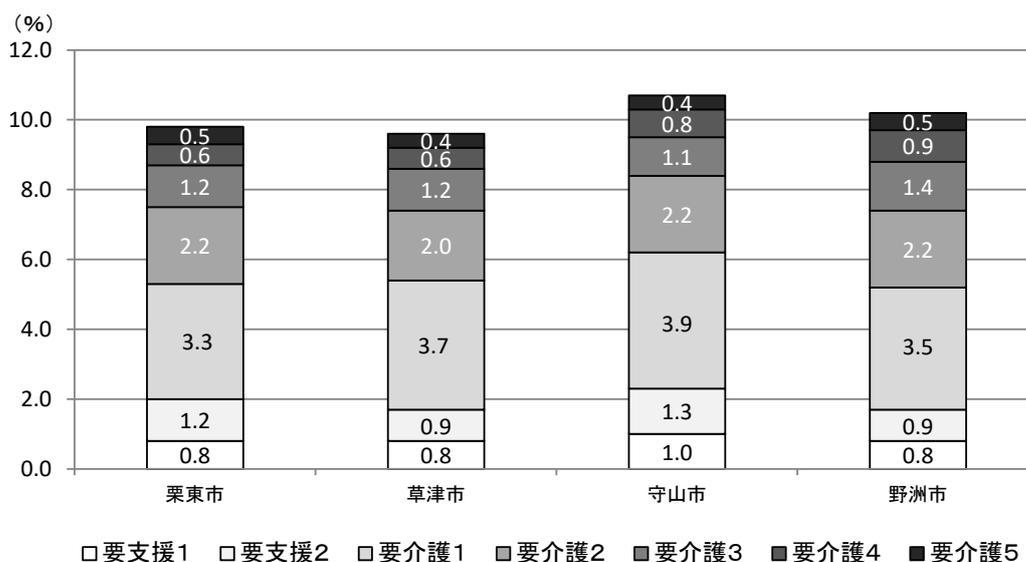
資料：介護保険事業状況報告（月報）

■居住系サービスの受給率（令和2年9月1日現在）



資料：介護保険事業状況報告（月報）

■在宅サービスの受給率（令和2年9月1日現在）

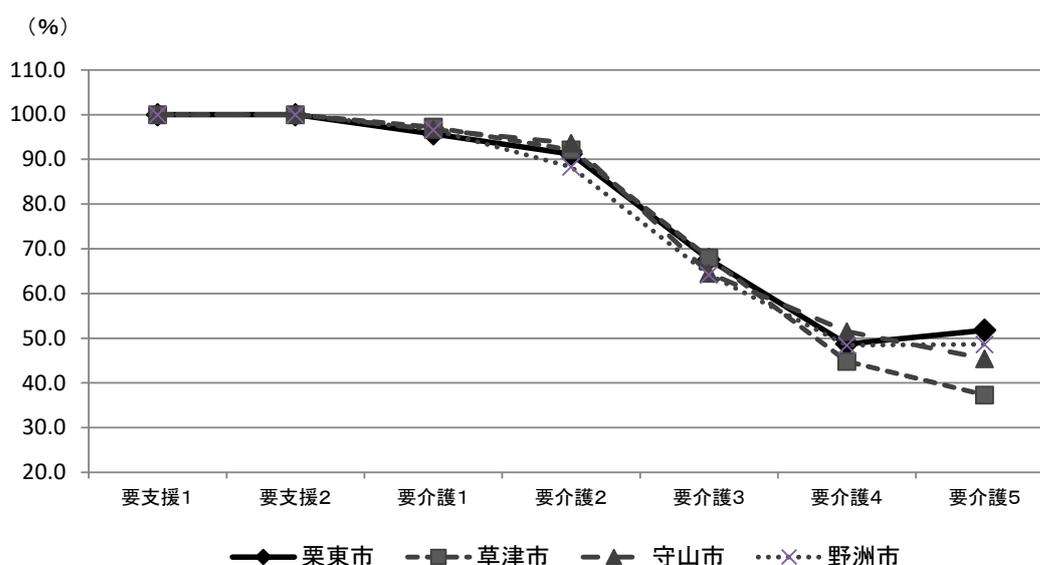


資料：介護保険事業状況報告（月報）

3) 要介護度別在宅・居住系サービス利用者割合

在宅・居住系サービス利用者割合について要介護度別にみると、要介護2から湖南4市間で差がみられ、本市では要介護5における利用者割合が最も大きいなど、重度になっても在宅・居住系サービスを利用されている方が比較的多い傾向がみられます。

■在宅・居住系サービスの利用者割合（令和2年9月1日現在）

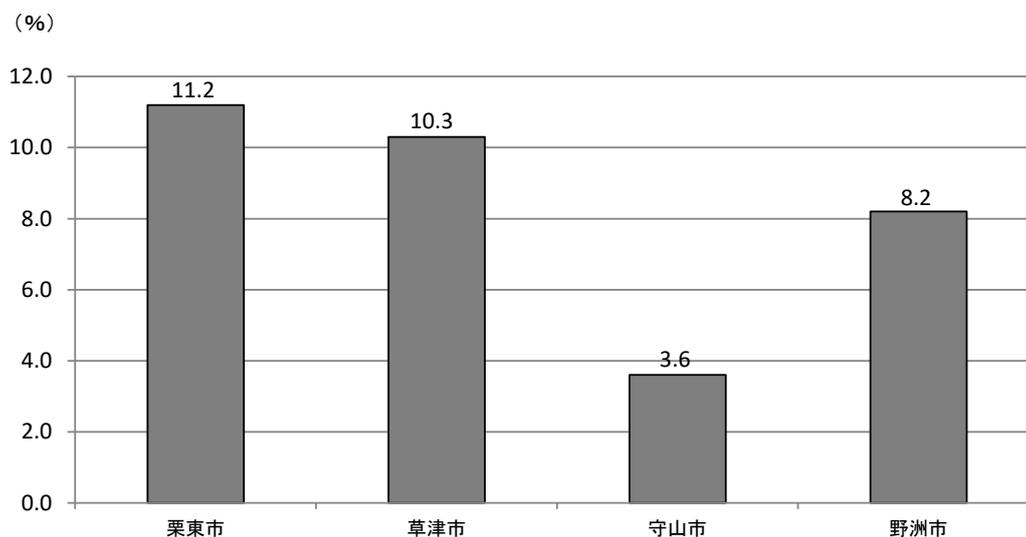


資料：介護保険事業状況報告（月報）

4) 通いの場の参加率

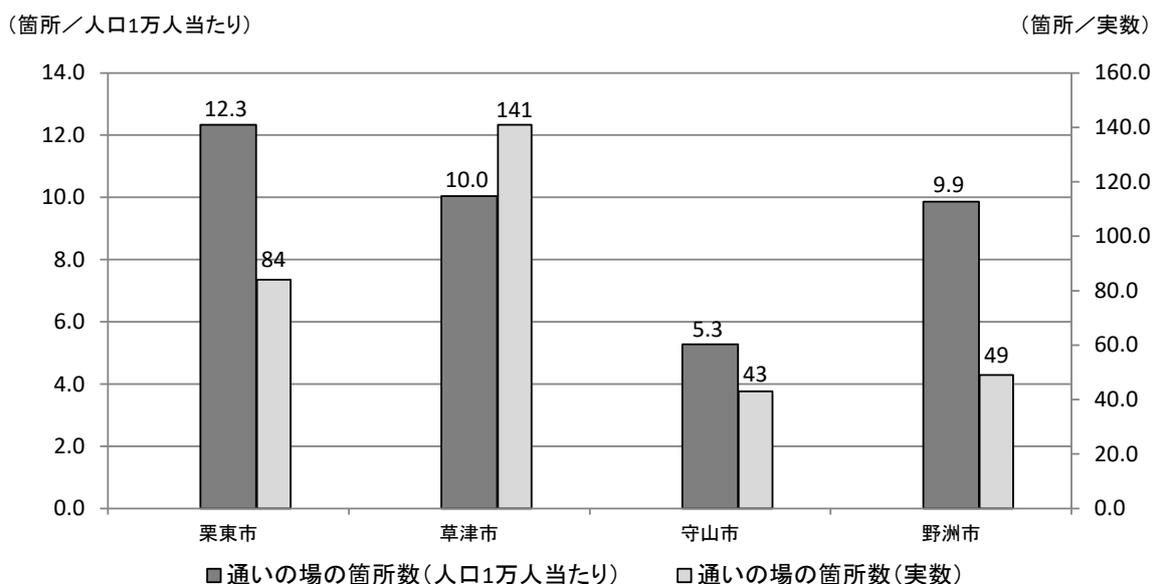
本市では、週1回以上の通いの場の参加率が、湖南4市で最も高くなっています。通いの場の箇所数についても人口比で見ると最も高く、住民主体による介護予防・支え合いの場が比較的充実していることがうかがえます。

■通いの場の参加率（平成30年現在）



資料：「介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査」及び住民基本台帳

■通いの場の箇所数（平成30年現在）



資料：「介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

4. 第7期計画の実績と課題

第7期計画中に施策・事業を推進した実績と課題について、第7期計画の基本方向に沿って整理します。

(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実

1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターについては、葉山地域包括支援センターに加え、令和元年7月より栗東地域包括支援センター及び栗東西地域包括支援センターの運営を委託し、全3圏域に開設し、総合相談ならびに支援の充実を図りました。

地域ケア会議の開催については、個別地域ケア会議を随時開催するとともに、各圏域においては、自立支援型地域ケア会議を開催しています。また、相談支援において蓄積された情報をもとに、認知症地域支援推進員や地域ささえあい推進員とともに、課題整理を目的とした地域ケア会議を開催しました。

今後も、地域包括支援センターの認知度を高めるよう周知に努めるとともに、個別ケースを「本人らしい暮らしを実現する」という観点から丁寧に支援することに加え、地域の福祉課題も整理・集約していけるよう地域包括支援センターの力量形成を図る必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
地域包括支援センターを知っている人の割合【ニーズ調査】	要支援：67.6%	要支援：64.0%	要支援：75.0%
	非該当：38.5%	非該当：36.0%	非該当：40.0%
地域包括支援センターを知っている介護者の割合【実態調査】	64.9%	61.4%	68.0%
日常生活圏域ごとに設置した地域包括支援センター数	1	3	3
自治会単位で地域ケア会議を開催した小学校区数	1	8	9

2)市民が互いに支え合う意識の醸成と環境づくり

地域ささえあい推進員を3圏域に配置しました。第1層協議体を設置し、月1回の協議を開催しました。また、地域包括支援センター・認知症地域支援推進員・地域ささえあい推進員と情報の共有、課題について検討しました。

各地域の取組みの把握に努めてきましたが、今後は、住民主体の活動が実践できるよう、地域の居場所づくりなど新たなつながりの創出に向けた支援を進めながら、より一層、市民が互いに支え合う意識の醸成を図る必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	51.7%	54.4% (※平成30年度実績)	62.0% (令和元年度末)
介護支援に関わる活動をしてみたいと思う人の割合【ニーズ調査】	要支援：22.0%	要支援：23.4%	要支援：25.0%
	非該当：42.9%	非該当：38.3%	非該当：45.0%
地域ささえあい推進員と多様な主体が連携し新たに開発した社会資源	0	0	6
上記のうち、新たな居場所数	0	0	3

(2)介護予防と生きがいある暮らしの実現

1)効果的な介護予防の推進

介護予防やフレイル予防の普及啓発を、栗東100歳大学や出前トーク、広報折り込みを通して行いました。また、各地域において実施されている「いきいき百歳体操」が効果的な介護予防の場となるよう、住民の選択により多様な専門職が関われる体制をつくりました。

一人ひとりの介護支援専門員の資質を向上し、利用者の自立支援、生活の質の向上につながるケアマネジメントを提供できることを目的とした、ケアマネジメント支援会議を令和元年度より毎月実施しています。

ニーズ調査結果においても、自身の健康状態や社会参加の状況等と現在の幸福度が深く関連することが示されており、住民主体の集い場を拡大するとともに、一般介護予防事業と要支援者の自立支援が連動するような仕組みの構築が必要になります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
介護予防に資する通いの場（いきいき百歳体操）への参加者数	1,200 人	1,230 人	1,300 人
自立支援・重度化防止等に資する観点からの事例検討数	0 件	29 件	12 件*
地域ささえあい推進員と多様な主体が連携し新たに開発した居場所数	0 か所	0 か所	3 か所

※令和元年 7 月開催の高齢者保健福祉協議会にて承認を受け、目標値を修正

2)健康づくりや生活習慣病の予防の推進

健康にかかる各種計画に基づき、関係機関同士の情報交換や健康情報の発信、健（検）診や保健指導などの実施を通して、市民の健康づくりと疾病予防、重症化防止に努めました。

今後も、それぞれの法と計画に基づき、健康課題の解決と、健康寿命の延伸に向けて各事業を推進していくことが求められます。なかでも、高齢者の保健事業を効果的に行えるよう介護予防と一体的に取り組んでいく必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	61.5%	66.0% (※平成 30 年度実績)	71.0% (令和元年度末)
特定健康診査受診率	37.0% (※平成 27 年度実績)	39.8%	60.0% (※令和 5 年度末)

3)生きがいづくりの推進

高齢者の生きがいづくりのため、生涯学習の支援や市民の自主的な文化芸術活動の推進、生涯スポーツ・レクリエーションの普及を図りました。

また、参加者同士の交流の場の設定や自らの企画を持ち寄るなど多様な活動を推進しています。

高齢者が継続的に生きがいを持って暮らしていくため、引き続き社会参加の普及を図ることが必要です。また、より多くの高齢者が生きがいをもって活動できる拠点が求められます。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28実績値	R1実績値	R2目標値
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業参加者数	699人	793人	720人
老人福祉センター利用者数	60,390人	55,210人	60,800人
生きがいがあると答えた人の割合【ニーズ調査】	要支援：45.2%	要支援：45.3%	要支援：50.0%
	非該当：66.2%	非該当：64.7%	非該当：70.0%

4) 高齢者の社会参加の促進

自己の経験や能力を生かしたボランティア支援の実施、ボランティア活動の周知・募集、活動場所の拡充を行いました。また、栗東100歳大学卒業生が地域の活動のリーダー役として活動することや子育て支援活動団体の立ち上げについての支援を行いました。

各種事業を通じて、さらに高齢者の社会的活動や地域ボランティア活動への積極的な参加を支援する必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28実績値	R1実績値	R2目標値
いきいき活動ボランティア登録者数	178人	351人	250人
月1回以上社会参加している人の割合【ニーズ調査】	要支援：37.8%	要支援：43.8%	要支援：43.0%
	非該当：69.2%	非該当：66.7%	非該当：70.0%

(3) 認知症施策と一人ひとりの尊厳保持

1) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

日常生活圏域毎に認知症地域支援推進員を配置し、キャラバン・メイトとともに小学校、企業、市民に認知症サポーター養成講座を実施しました。また、職域への啓発強化として講座実施後には協力店に「認知症にやさしい店ステッカー」を表示し、協力店としてホームページへ掲載しました。ニーズ調査では、認知症の相談窓口や家族の会の認知度は2～3割程度と低く、ケアマネ調査では、家族介護負担に関する取組みを行うべきであるという意見が最も高くなっています。

今後は、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の人やその家族を地域で支援、見守りができるような体制の構築が求められています。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28実績値	H30実績値	R1実績値	R2目標値
認知症サポーター数	2,679人	4,342人	4,964人	4,300人
認知症カフェ参加者数	42人	517人	404人	600人

2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

認知症初期集中支援チーム員を中心に相談支援を実施し、かかりつけ医と専門医との連携強化に向けた連携ツールを作成等支援体制の構築に繋がっています。既存の認知症ケアパスは、認知症になっても地域で安心して暮らしていけるしくみとして見直しました。

介護家族に対する支援について、本人の自立支援への働きかけを通じて介護者の心身の負担軽減となる支援を継続するとともに、認知症の人やその家族の日常生活の中での困りごとについて、多職種での研修・会議等で関係機関や関係者と情報や課題を共有し、認知症の人や家族を支える支援のあり方等を検討していく事が必要です。また、認知症等により行方不明となった時に早期に対応できるよう、認知症高齢者事前登録が活用できるよう、さらに周知が必要です。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	H30 実績値	R1 実績値	R2 目標値
認知症初期集中支援チームの個別訪問件数	3件 (H29)	3件	3件	12件
認知症高齢者事前登録者数	32人	88人	94人	80人

3) 高齢者虐待防止の取組みの推進

月1回の虐待定例会議を開催するとともに、緊急時には随時会議を開催しています。

地域包括支援センターより、高齢者への虐待防止について啓発や周知を行っています。早期発見、早期対応につながるよう関係団体との連携や情報の共有に努めています。

今後も引き続き、虐待が疑われる場合に迅速に対応ができるよう地域団体を含めた関係団体に虐待防止への周知と啓発を行い、高齢者一人ひとりが尊厳を保持した生活ができるよう支援する必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
虐待高齢者発見時の通報義務を知っている人の割合【ニーズ調査】	要支援：57.7%	要支援：59.8%	要支援：64.0%
	非該当：54.8%	非該当：51.6%	非該当：60.0%
高齢者虐待にかかる介護サービス事業所への啓発件数	2回	5回	20回
介護サービス事業所への集団指導回数	0回	0回	1回

4) 高齢者権利擁護の推進

権利擁護支援の地域ネットワークが機能を果たすよう主導する中核機関については、「成年後見センターもだま」に委託することになりました。また、権利擁護検討会を月1回開催し、地域包括支援センターへの相談支援を行っています。

高齢者の権利を守るためのネットワーク会議は開催できていませんが、個別ケースの支援においては、地域包括支援センターが関わることで必要な関係機関と連携が取れている状況です。成年後見制度の利用等について引き続き周知と啓発に努めながら、高齢者の権利を守るネットワークの構築に向けて、その在り方を含め検討を進めていく必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
成年後見制度が利用できることを知っている人の割合【ニーズ調査】	要支援：38.2%	要支援：36.4%	要支援：40.0%
	非該当：53.1%	非該当：50.2%	非該当：60.0%
高齢者の権利を守るためのネットワーク会議開催回数	0回	0回	3回

(4) 在宅医療と介護の連携

1) 切れ目ない在宅医療・在宅介護の提供

医療や介護が必要になった人ができる限り在宅で安心して過ごせるように、地域資源マップの更新、多職種連携や病診連携・診診連携等、在宅における医療・介護サービスを切れ目なく提供する体制構築に向け、草津栗東地域医療推進会議や多職種代表者会議等を開催しました。

今後は、在宅医療・介護連携支援の機能を持ち、これまでの課題の蓄積から、各関係機関や地域における具体的な取組みを実施していく必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
在宅療養手帳を新たに利用した市民の数	18人 (H27)	40人	50人
訪問診療を利用している在宅の要介護者の割合【実態調査】	14.6%	19.3%	19.0%
多職種代表者会議において検討され具体化された取組みの割合	25.0%	0%*	50.0%
多職種による事例検討会の参加後アンケートにおいて「今後活かせる」と答えた人の割合	—	100.0%	80.0%

※担当者の変更により現状や課題の振り返りのみの会議となったことによる

2)在宅医療・介護連携における相談支援の充実

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口として在宅医療・介護連携支援相談員（コーディネーター）が相談対応・支援をしました。

今後は、特に認知症に関する相談と支援の質の向上や連携強化に向け、各圏域に設置された地域包括支援センターがその中心的な役割を担っていけるよう支援し、多職種との会議等において検討していく必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
かかりつけ医や病院との連携が図れていると思うケアマネジャーの割合【ケアマネ調査】	92.9%	81.0%	95.0%
医師や歯科医師との医療連携を取っている介護サービス事業所の割合	79.1%	—	85.0%

3)在宅医療・介護サービスに関する住民理解の促進

多職種事例検討会や研修会、開業医との座談会等を通じて、在宅医療及び医療・介護連携における課題の共有や解決策の検討を行いました。在宅での療養や看取りが増えていく中で、草津栗東医師会及び在宅医療・介護連携支援相談員（コーディネーター）と連携しながら、市民が身近な開業医を「かかりつけ医」として持つ必要性について啓発しました。

今後も、医療や介護が必要になった時に、市民が必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療・介護の情報提供や啓発を行う必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
在宅療養を希望する人の割合【ニーズ調査】	要支援：47.6%	要支援：56.5%	要支援：50.0%
	非該当：49.0%	非該当：60.4%	非該当：52.0%
気軽に相談できる「かかりつけ医」がいる人の割合【ニーズ調査】	要支援：89.4%	要支援：85.5%	要支援：94.0%
	非該当：82.2%	非該当：80.1%	非該当：84.0%
市民向け普及啓発研修の参加者数	486人	319人	550人
上記のうち、生き方カフェに新たに参加した市民の数	19人	50人	30人

4)在宅看取りへの支援

市民一人ひとりが、人生の最終段階となった場合や意思表示ができなくなった時の治療、介護が自身の思いに沿ったものとなるよう、元気なうちから自身の健康、生き方や最期を考え、選択することができることを目指して、介護者の会との協働による生き方カフェを開催しました。

今後も、多職種の支援を受けて「本人が望む最期」を迎えることができることを、継続して情報を発信していくことが必要です。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
自宅で最期まで療養できると思える人の割合【ニーズ調査】	要支援：14.9%	—	要支援：16.0%
	非該当：13.7%	—	非該当：14.7%

(5)高齢者が住みやすい環境づくりの推進

1)安心できる住まい・生活環境づくり

自家用車での移動が困難になった人や運転免許証を自主返納し、買い物に困難を感じている人を支援するため、買い物支援等サービス協力事業者に対して、協力を依頼しました。ニーズ調査から、外出や移動には交通手段の不足が挙げられることから、引き続き支援の拡大と充実について検討を進める必要があります。また、空き家対策を進めていくために、関係機関と協定2種を締結しました。

今後も高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも安心して暮らすことができるようさまざまな方策を検討する必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
ライフラインや公共施設等、暮らしやすい快適な住環境が整ったまちづくりが推進されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	52.0%	52.5% (※30年度実績)	63.0% (※令和元年度末)
買い物支援等サービス協力事業者数	13件	21件	20件

2)安全な暮らしの確保

高齢者を対象とした出前トークを行い、地域において災害などの緊急時における防災・防犯意識を高めました。また、災害時避難行動要支援者登録制度を周知するとともに関係者との情報共有を行っています。

今後も多発する災害や高齢者が係わる事故、多様化する犯罪に関する情報提供や防止についての啓発を行っていくとともに、関係機関との連携を強化することが求められます。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
道路・河川等の災害対策・防災に配慮されたまちづくりが推進され、地域における防災・危機管理体制が充実されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	48.1%	49.6% (※30年度実績)	59.0% (※令和元年度末)

(6)介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

1)サービスの充実

平成 29 年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業は、多様なサービス形態による介護予防・生活支援サービスとして提供しました。

地域密着型サービスについては、計画に基づき公募を行い、サービスの提供につなげることができました。また、介護老人福祉施設についても公募を行いましたが、1年遅れの整備となりました。

全国的な課題である介護人材については、適切なサービスの提供及び充実を進めていくうえで欠かせないものであり、人材確保・育成に向けた取組みを進めていく必要があります。今後も介護人材の確保と合わせ、高齢者の心身の状況や生活環境、ニーズを踏まえ、過不足ない適切なサービスの提供に努める必要があります。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
通所型・訪問型サービスAの利用者数	0人	225人	260人
通所型・訪問型サービスAの指定事業所数	17か所	48か所	52か所
小規模多機能型居宅介護事業所数	1か所	1か所	3か所
介護老人福祉施設数	2か所	2か所	3か所

2)サービスの質の向上

地域密着型サービスや平成 30 年度から指定権限を持つことになった居宅介護支援事業所の実地指導を行いました。また、サービスの質の向上のため、居宅介護支援事業所へのケアマネジメント方針指導や、介護サービス相談員による相談支援を実施しています。

適切で安定した介護サービスが提供されるよう、必要な情報提供・相談支援を行うとともに、引き続き事業所への指導や助言が必要です。また、そのためには、職員体制の充実が必要です。

【評価のための指標】

評価・活動指標名	H28 実績値	R1 実績値	R2 目標値
介護サービス事業者への集団指導回数	0回	0回	1回
居宅介護支援事業所へのケアマネジメント方針指導回数	0回	1回	1回
介護相談員が話を聞いた利用者数(延べ)	—	3,049人	1,200人

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方と視点

本市では、令和2年からの10年間を計画期間とする「第六次栗東市総合計画」において、都市像として『いつまでも 住み続けたい 安心な元気都市 栗東』を掲げ、「福祉・健康の安心を築く」を基本政策の一つとして設定しています。

「福祉・健康の安心を築く」－【施策4 高齢者福祉の推進】のめざす姿

地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進により、高齢期になっても尊厳を保ち、その人らしい生活が継続し、互いに助け合い、健康でいきいきと安心して暮らせるまちになっています。

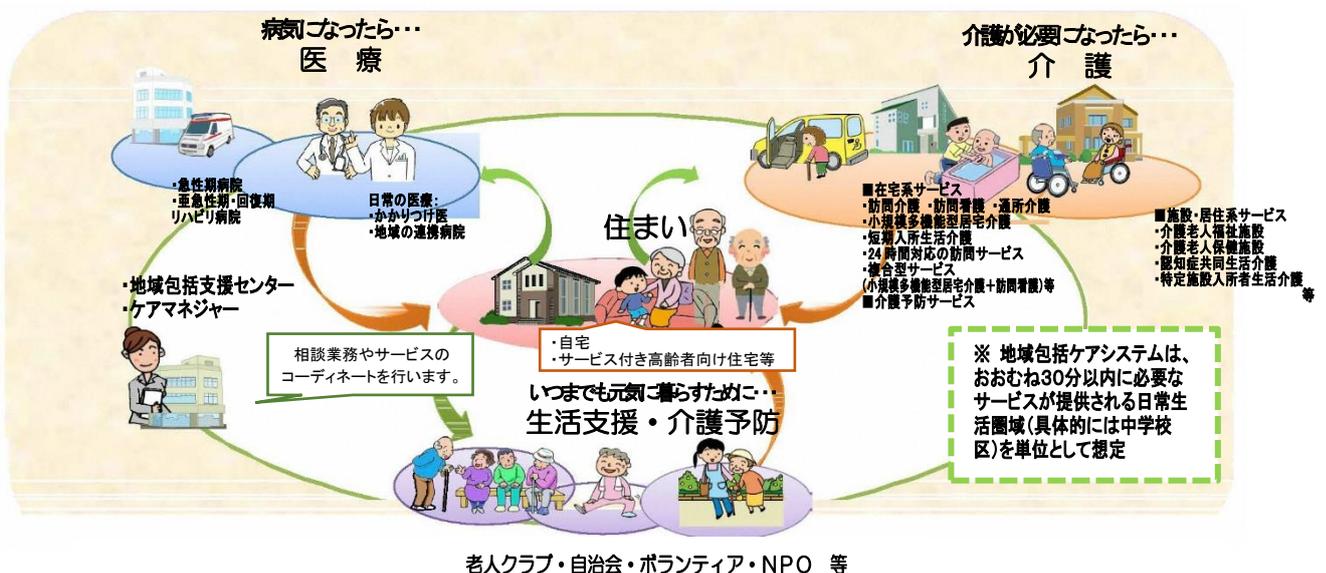
「第六次栗東市総合計画」における上記の基本政策に基づき、本計画では「高齢者の安心を支え合い、ともに元気に暮らせるまちづくり」を基本理念とし、高齢化の進展や生産年齢人口の減少に備え、「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進し、地域共生社会の実現に向けて関連する高齢者施策を推進していくことが求められています。

基本理念

－福祉・健康の安心を築く－

高齢者の安心を支え合い、ともに元気に暮らせるまちづくり

地域包括ケアシステムの姿(厚生労働省資料より)



栗東市に合った「地域包括ケアシステム」を深化・推進させるため、本計画においても、これまで計画を推進するうえで基本としてきた以下に掲げる『基本的視点』を引き継ぎ、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりにつなげます。

『基本的視点』

1. 一人ひとりの尊厳の尊重

介護や医療などを必要とする状態になっても、人としての尊厳を保って生活できることが大切であり、すべての高齢者がそれぞれ、その人らしい生活を継続できることや介護する家族が安心して介護ができることを重視します。

2. 明るく活力ある生活の実現

生涯にわたって健やかな生活を送ることは、すべての人の願いであることから、寝たきりや認知症になることをできる限り予防し、社会で活躍することを通じて明るく活力ある生活を送ることを重視します。

3. 高齢者が自分らしい生活を持続するための適切なサービスの提供

高齢者が自分らしい生活を続けられるよう、生活のしづらさを解消し、支援者の手助けのもとで自立と自己決定を維持しながら、心身の状態や置かれている環境などに応じて必要なときに必要な量の医療・介護サービスが提供されることを重視します。

4. 総合的、一体的、効率的なサービスの提供

生活支援の観点から介護と生活が分断されることなく、多様なサービスを組み合わせ、生活が維持されるよう、NPO、ボランティア、民間企業など多様な主体から、総合的かつ効率的にサービスが提供されることを重視します。

5. 地域共生社会の実現

地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、お互いに支え合う「地域共生社会」の視点を持つことを重視します。

2. 計画の基本方向

本計画では、「福祉・健康の安心を築く」まちづくりに向けて、これまでの取組みを発展させつつ、地域共生社会を見据え、本市の特性に応じた「地域包括ケアシステム」へと深化・推進できるよう、基本方向を以下のとおり設定します。

(1) 高齢者の健康と生きがいづくりの推進

地域のなかで「幸福」に暮らしていくためには、その一人ひとりの健康や生きがいに加え、社会貢献を含む社会参加等地域とのつながりが深く関係しています。また、高齢者が要介護状態になっても、生きがいをもって地域のなかで安心して日常生活を送るためには、一人ひとりの個性や状況に応じた支援が必要であり、普段家にこもりがちな人、自分から声を上げ、外に出て行くのが苦手な人も、無理なく自分らしく楽しめるような居場所づくりが求められています。

「幸福」な暮らしを支援するため、スポーツ・文化、健康など関連する庁内各課とも連携しながら、効果的な介護予防や健康づくりを推進し、住民の健康寿命の延伸に向けて取組みを進めるとともに、地域住民や地域ささえあい推進員、就労的活動支援コーディネーター、ボランティア等がそれぞれに役割を担い、さまざまな協力、連携強化のもと、住民ニーズの把握に努め、住民主体の集い場の開発・拡大や、高齢者が地域活動、ボランティア活動等に参加しやすい環境整備を推進し、本人が意欲を高めながら、生きがいをもって自立した生活を送れるよう支援します。

(2) 互いに助け合うまちづくりの推進

従来の支える側、支えられる側という垣根を超えて、それぞれが役割を担い、主体的にやりがいや責任感をもって住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「ともに支え合い、助け合う地域づくり」という考え方を浸透させ、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成します。全3圏域に設置された地域ささえあい推進員をはじめ関係機関の連携によって、地域とより丁寧に関わり、住民の思いに寄り添う形で、生活支援サービスを充実・強化し、地域のなかで安心して暮らすことができるネットワークづくりに努めるとともに、担当部局との調整を図りながら、重層的支援体制整備事業の実施についても検討します。

また、各地域ごとの自主的な活動が充実し、関係機関・関係部署との連携も図りながら子ども・若者世代をはじめとした多世代の参加・交流を促進することで、地域のつながり機能がより強固で活発なものとなるよう支援に努めるとともに、地域資源が有効に活用できるよう検討を進めます。

(3) 認知症「共生」「予防」の推進と一人ひとりの尊厳保持

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を送ることができる認知

症「共生」「予防」の推進のため、引き続き認知症の早期発見・初期支援や、適時・適切な対応に努めるとともに、地域への啓発活動や理解の促進、認知症の人が安心して通い続けられる「通いの場」の拡充を図り、認知症高齢者や家族が安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを進めます。さらに、認知症の有無に関わらず、高齢者が地域サロンや認知症カフェ等の居場所に通うことで、お互いに自然に声かけや見守りができるような関係づくりを推進します。

また、高齢者虐待防止や高齢者権利擁護を推進するため、地域包括支援センターをはじめとした関係機関と連携し、高齢者が尊厳を保持した生活を送ることができるよう支援します。

(4) 本人らしい暮らしを可能にする包括的支援の充実

医療や介護が必要となっても、できる限り安心して住み慣れた地域での生活を継続できる地域包括ケアシステムの確立及びシステムを活用した支援の仕組みづくりを進め、各圏域の地域包括支援センターや多職種の連携、病診連携など、地域における医療・介護サービスが切れ目なく提供できる包括的支援体制の充実を図ります。介護離職防止の観点からは、家族等介護者への支援の充実を進めるとともに、庁内関係部局間の連携により企業等への職場環境の改善に関する普及啓発に努めます。

また、在宅医療や看取りに関する情報提供や啓発活動を継続して行うとともに、医療・介護の担い手の資質向上や連携を強化し、最期まで本人らしい暮らしが適切に選択できるよう支援します。

(5) 安全・安心な暮らしができる住まいと生活環境づくり

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、互いに支え合いながら安心して生活ができるよう、住みやすい住環境の整備や買い物支援など日常生活の支援に引き続き努めます。

また、平常時の見守り体制の充実、災害など緊急時の支援体制の強化等を進めるにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大などの状況も踏まえ、介護サービス事業所等と関係機関と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。

(6) 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者が要支援・要介護状態になっても、適切なサービスを切れ目なく受けることができるよう、居宅・施設のバランスを取りながら、これまでの実績やアンケート調査等からみるニーズも踏まえ、相談体制の充実や介護サービスの基盤整備、ケアマネジメント及びサービスの質の向上に努めます。

また、ニーズに応じた介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの安定した提供のため、国や県と連携しながら、介護人材の処遇改善や離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の職場の魅力発信等により、介護人材の確保・育成を図ります。

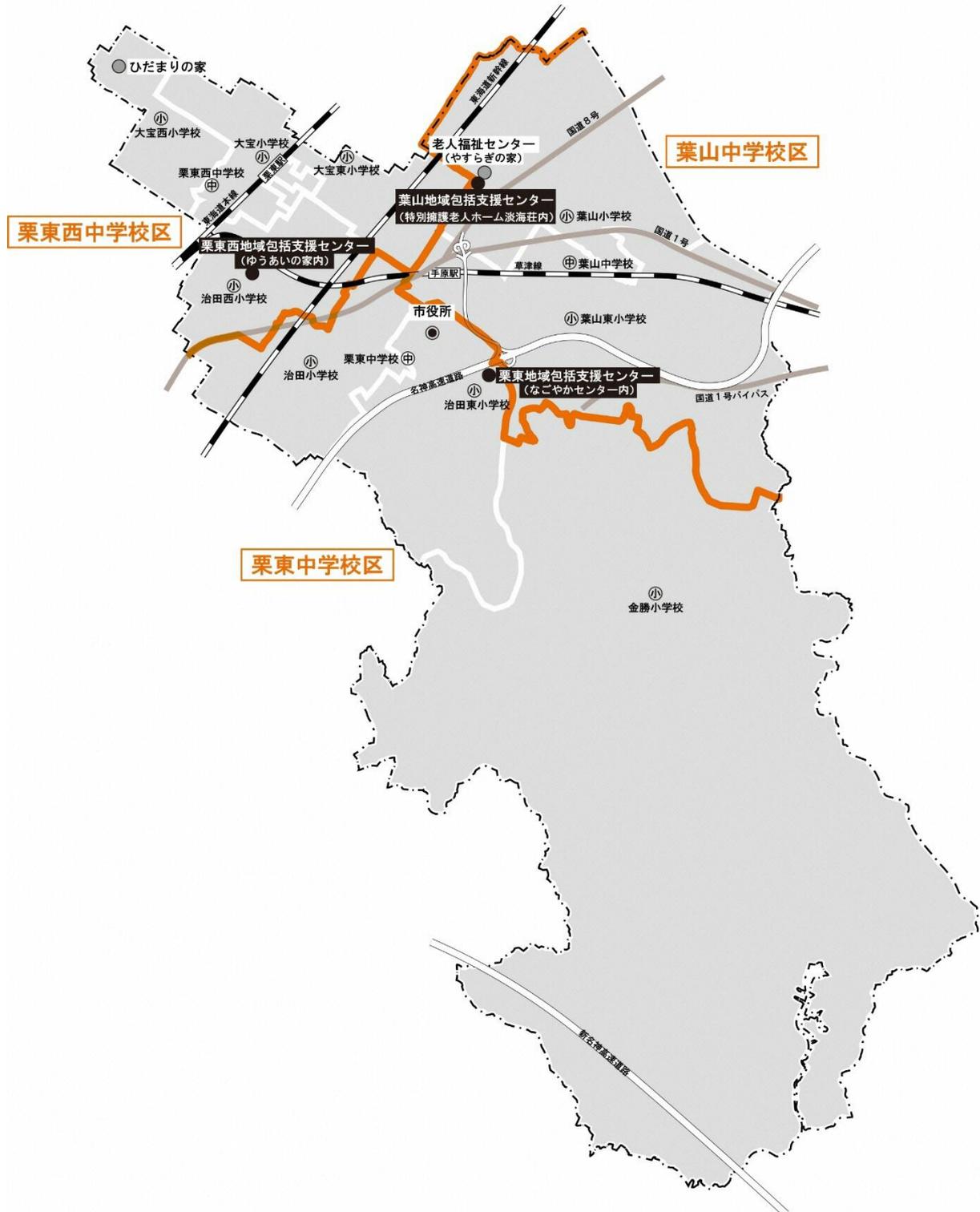
3. 施策体系

基本理念	基本方向	具体的施策	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高年齢者の安心を支え合い、ともに元気に暮らせるまちづくり</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「福祉・健康の安心を築く」</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域共生社会を見据えた 地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<p>1) 介護予防・健康づくりの推進</p>	
		<p>1 高年齢者の健康と生きがいの推進</p>	<p>2) 生きがいの推進</p>
			<p>3) 高年齢者の社会参加の促進</p>
		<p>2 互いに助け合うまちづくりの推進</p>	<p>1) 市民が互いに支え合う地域づくりの推進</p>
			<p>2) 地域のつながりづくり</p>
		<p>3 認知症「共生」「予防」の推進と一人ひとりの尊厳保持</p>	<p>1) 認知症「共生」「予防」の推進</p>
		<p>2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供</p>	<p>3) 高齢者虐待防止の取組みの推進</p>
		<p>4) 高齢者権利擁護の推進</p>	<p>1) 地域包括支援センターによる包括ケアの推進</p>
		<p>4 本人らしい暮らしを可能にする包括的支援の充実</p>	<p>2) 自立支援・重度化防止の推進</p>
			<p>3) 在宅医療と介護の連携</p>
		<p>5 安全・安心な暮らしができる住まいと生活環境づくり</p>	<p>1) 安全な暮らしの確保と日頃からの備えの充実</p>
			<p>2) 安心できる住まいの環境づくり</p>
		<p>6 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実</p>	<p>1) 介護人材の確保・育成</p>
		<p>2) サービスの充実</p>	<p>3) サービスの質の向上</p>

4. 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るため、引き続き、市内にある3つの中学校区を日常生活圏域として設定します。各日常生活圏域に1か所ずつ地域包括支援センターを設置しています。

また、より身近な圏域として、小学校区を設定します。



第4章 施策の展開

1. 高齢者の健康と生きがいの推進

高齢者がいきいきと自分らしい幸福な生活を送るため、一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組み、自立生活を維持できるよう、効果的な介護予防を推進します。

また、健康づくりや生活習慣病予防対策とともに、高齢者自らが生きがいづくり活動に継続的に取り組める機会の充実や、地域とのつながりを生み出す社会貢献・社会参加の促進に努めます。

【基本方向1の数値目標】

数値目標名	R1実績値	R5目標値
健康寿命の延伸（平均自立期間）	男性：81.2歳	
【国保データベース（KDB）システム】	女性：84.0歳	

1) 介護予防・健康づくりの推進

栗東はつつ 100 歳条例にのっとり、高齢者一人ひとりが介護予防に対する意識を持ち、自ら実践し、取組みを継続していけるよう、関係機関や地域組織と連携し、介護予防の普及・啓発と、地域活動への参加につながるよう市民の主体的な取組みを支援します。

また、健康づくりや生活習慣病の予防などが介護予防の基礎となることから、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できるよう、健康課題の解決と健康寿命の延伸に向けて、関係機関の情報交換や情報発信、各種健（検）診の実施などを通じて、様々な健康づくりと生活習慣病予防の取組みを進めます。

具体的な事業	内容	主担当
① 介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業）	出前トークやコミセン等での講座でフレイル予防の視点も含めた介護予防の啓発に積極的に取り組みます。また、住民主体の通いの場で、住民のニーズに応じてフレイル状態の把握を行い、必要な支援につないでいきます。 また、人生 100 歳時代に向けた取組みとして、シニアが活躍できるまちづくりの観点から栗東 100 歳大学の開講と卒業生支援を継続的に実施します。	長寿福祉課

	具体的な事業	内容	主担当
②	地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)	<p>高齢者一人ひとりが主体的かつ継続的に身近な地域において介護予防(筋力運動)活動に取り組むことができるよう、引き続き、様々な団体・個人との連携を積極的に図り、「いきいき百歳体操」の実践団体を増やします。</p> <p>また、介護予防につながる地域の「集いの場・サロン」の充実を図ります。</p> <p>あわせて、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図るため、介護支援ボランティア制度「いきいき活動ポイント事業」を実施し、事業の周知を図ります。</p>	長寿福祉課
③	効果的な介護予防に向けた社会資源の活用	<p>栗東100歳大学卒業生や地域コミュニティづくりに関係する団体等に対して、地域や社会に役立つ活動に関する情報提供を行うとともに、既にボランティア活動等を実践している団体同士のつながりや地域ささえあい推進員との連携を図り、地域での主体的な実践につながるよう支援します。</p> <p>また、介護予防に取り組む必要のある実践希望者に対し、その人が暮らしの中で取り組むことができる方法で、より効果的な介護予防が実践できるよう管理栄養士等の人材を活用します。</p>	長寿福祉課
④	健康づくりの推進	<p>将来の生活習慣病の予防及び健康づくりに向けた、健康に関する情報提供や啓発などの取組みを展開します。あわせて、「栗東市健康づくり推進協議会」の開催を通じて、市民や関係機関、行政の連携を強化することで市民が地域で健康づくりに取り組みやすい環境づくりを推進し、市民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくりを支援します。</p>	健康増進課
⑤	食育の推進	<p>健康寿命の延伸に向け、関係機関が連携しながら生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣の形成と健全な食生活の実践を推進します。</p>	健康増進課 長寿福祉課

	具体的な事業	内容	主担当
⑥	高齢者の疾病予防・重症化防止	<p>特定健康診査及びがん検診等を実施するとともに、それらの周知・啓発、情報提供を行うなどして健（検）診が受けやすい体制づくりを進め、疾病予防や早期発見に努めます。</p> <p>高齢者への保健事業については、介護予防・フレイル予防と一体的に実施し、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を図っていきます。</p> <p>また、健康スマホポイント事業（ピワテク）等市民に対する健康づくり事業の周知を進め、自身での健康づくりの一助として活用し、併せて事業実施により特定健康診査の受診率上昇もめざします。</p>	健康増進課 保険年金課 長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
週に1回以上、社会参加している人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：43.8%	
	非該当：66.7%	
特定健康診査受診率（国民健康保険）	39.8%	

2) 生きがいづくりの推進

高齢者が継続的に生きがいを持って自分らしく暮らしていくため、多様な生きがいづくりや交流、仲間づくり、居場所づくりなどの支援をめざし、生涯学習推進体制の拡充とともに、文化芸術活動の推進、生涯スポーツ・レクリエーションの普及を図ります。

また、老人福祉センターの運営を通じて、高齢者の多様な活動を支援します。

	具体的な事業	内容	主担当
①	生涯学習の支援と充実	<p>はつらつ教養大学や生涯学習講座などの社会教育事業とともに、各コミュニティセンターにおいて高齢者の生きがいづくりや生涯学習への関心を高める講座を開催し、地域の個性を活かした生涯学習の推進を進めます。また、学習の成果を地域社会に活かすことができるしくみづくりなどをあわせて進めます。</p> <p>生涯学習の一環として歴史・民族をテーマに、学区・自治会・自主グループ等で開催される講座・サロン等への講師派遣や資料提供を行います。また、脳を活性化し、気持ちを元気にしていただくアプローチとして、高齢福祉施設利用者を対象に、昔の体験に思いをめぐらしながら、心穏やかに過ごしていただく場（居場所）を提供します。</p>	生涯学習課 スポーツ・文化振興課
②	文化・芸術活動の推進	心豊かに暮らす上で重要となる文化・芸術活動とのふれあいの場づくりをめざして、市民の自主的な文化活動を促進するとともに、文化祭・美術展・音楽活動などの活動を支援します。	スポーツ・文化振興課
③	生涯スポーツなどの普及	スポーツ推進員が中心となり、ふれあいニュースポーツ大会を開催するなど高齢者一人ひとりの体力や年齢、目的などに応じて楽しむことができるレクリエーションや軽スポーツ、生涯スポーツ活動などの普及・支援を図るとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体の主体的な活動を支援し、生涯スポーツ推進体制の強化を図ります。	スポーツ・文化振興課

具体的な事業		内容	主担当
④	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施	高齢者の生きがいと健康づくり活動の活発化、及び参加者同士の交流の場となり、社会参加が促進されるよう、高齢者自らの企画による「栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」（生きがい実践交流大会、手作り作品展、健康ウォーキング等）を実施します。	長寿福祉課
⑤	老人福祉センターの運営	老人福祉センターにおいて、健康相談や趣味・教養の向上、レクリエーションなど、様々な活動の場や機会を提供し、介護予防の観点から高齢者の健康増進に努めます。また、高齢者の主体的な生きがいづくりや仲間づくり、社会貢献活動を支援し、その活動拠点としての幅広く活用できるよう支援します。	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
生きがいがあると答えた人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：42.0%	
	非該当：61.0%	
趣味を持っている人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：51.8%	
	非該当：74.4%	

3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が社会の中で積極的に役割を果たすことは、生きがいづくりや健康づくりにもつながります。引き続き、老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者が地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや、それらの活動を継続していくための環境づくりを進めます。

また、高齢者の豊かな経験や知識、技術などを地域社会で活かせるよう、地域ささえあい推進員やボランティア等が連携・協力しながら、社会参加しやすい環境の整備を進め、就労と活躍の機会の確保・支援に努めます。

具体的な事業		内容	主担当
①	老人クラブ活動への支援	高齢者の健康づくり・介護予防活動の充実や社会貢献活動、また、高齢者の日常生活を支える地域支援活動への参画を促し、仲間づくりを基礎に互いに支え合う活動を促進するため、今後も引き続き、老人クラブへの支援を進めます。	長寿福祉課

	具体的な事業	内容	主担当
②	高齢者のボランティア活動などへの参加促進と活動団体の育成・支援	<p>高齢者のボランティア活動や社会参加への契機につながる介護支援ボランティア制度「いきいき活動ポイント事業」の周知と登録を進めます。</p> <p>また、社会福祉協議会や地域団体、ボランティア団体、地域ささえあい推進員などの連携により、効果的な活動が展開されるようネットワークづくりなどを進め、高齢者が地域活動やボランティア活動などに気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。</p>	長寿福祉課
③	高齢者の就労の機会づくり	<p>長年の人生の中で培ってきた経験や優れた能力、技能を持つ高齢者が自己の能力を活かした就業機会を得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの取組みに対して支援を行います。</p> <p>また、栗東 100 歳大学卒業生が社会で活躍することで健康生きがいづくりが実践でき、さらに一定の収入を得ることで「やりがい」につながる就労や起業、兼業、副業を持つことができるよう、民間等実践団体のノウハウの提供や、地域ささえあい推進員と連携しながら、ともに活動を実践に移せる仕組みづくりに努めます。</p> <p>また、高齢者の社会参加を促進する観点から、就労的活動の場を提供できる団体や組織等と就労的活動を実施する事業者とをマッチングし、高齢者一人ひとりの経験や知識、希望に応じた活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターの配置について検討を進めます。</p>	商工観光労政課 長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
週に 1 回以上、社会参加している人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む) ※再掲	要支援：43.8%	
	非該当：66.7%	
いきいき活動ボランティア登録者数	351 人	

2. 互いに助け合うまちづくりの推進

地域共生社会の実現に向けては、従来の支える側、支えられる側という関係を超えて、高齢者を含むすべての人が地域の参加者であり、「支え合い、助け合い」の考え方を、地域に根付かせることが必要です。

このため、既存の社会資源や地域の多様化するニーズの把握に努めながら、関係機関・関係部署の連携による、世代間のコミュニケーション・つながりの活性化や、誰も取りこぼさない重層的なセーフティネットの構築を図るとともに、住民がより身近に感じられる生活支援サービスの充実に取り組みます。また、地域の自主的な支え合い活動を支援します。

【基本方向2の数値目標】

数値目標名	R1実績値	R5目標値
住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	54.4% (※平成30年度実績)	

1) 市民が互いに支え合う地域づくりの推進

地域住民が主体となり、互いに支え合う体制づくりを推進するために、地域ささえあい推進員、ボランティア等がそれぞれに役割を担い、連携・協力による活動を進めるとともに、「支え合い、助け合い」によりその人らしい暮らしが互いに守り合える地域づくりを目指します。

具体的な事業	内容	主担当
① 生活支援体制の整備	住民同士で行われている日常的な助け合いを顕在化し、維持・発展できるよう実践団体と一緒に考えることや、またつながりがない地域、世代が新たなつながりが創出できるよう、地域ささえあい推進員が、地域のニーズを把握し住民の思いに寄り添った支援をしていきます。	長寿福祉課

具体的な事業		内容	主担当
②	暮らしを支える豊かな地域づくり	<p>高齢者や障がい者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠である地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことにつながります。地域ささえあい推進員と連携して、地域の社会資源の把握と支え合いの仕組みづくりを支援します。</p> <p>部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向け、多くの人々のふれあいを大切にする「福祉と人権のまちづくり」の拠点施設であるひだまりの家において、自主活動学級や隣保館デイサービス事業、各種相談業務、各種講座などの充実を図ります。</p>	自治振興課 社会福祉課 長寿福祉課 ひだまりの家
③	地域福祉の推進【新規】	<p>栗東市地域福祉計画に基づき、「人と人とがつながる共生のまちづくり」に向けて、住民や関係団体・事業所、社会福祉協議会等との連携による各取組みを推進します。</p>	社会福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
介護支援に関わる活動をしてみたいと思う人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：20.5%	
	非該当：36.2%	
友人・知人と会う頻度が多い人(「月に何度かある」以上)の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：56.6%	
	非該当：70.3%	
地域ささえあい推進員と多様な主体が連携し新たに開発した社会資源	0件	
上記のうち、新たな居場所数	0箇所	

2) 地域のつながりづくり

地域によっては少子高齢化の進行や世代間のコミュニケーションの不足、プライバシーの問題などにより、自然な助け合いや支え合いが生まれにくくなっています。住民や関係機関・団体等の連携により、高齢者だけでなく、子ども・若者世代を含む地域全体の重層的なつながりづくりを進めることにより、社会的孤立を防ぐ、互いに暮らしを支え合う、地域で自分らしく活躍できる場に参加するなど、住民の安心を守るとともに地域全体の活力が高まるよう取組みを進めます。

具体的な事業		内容	主担当
①	誰もが安心して暮らせるネットワークづくり	地域における様々な課題を把握し、解決していくためには、様々な分野を越えて、人と資源がつながり、ネットワークを構築することが必要です。また、ネットワークを支援する専門機関の技術を向上させ、機能を強化することも求められます。地域住民と民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政などが連携し、互いに情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決するしくみをつくります。必要な人に必要な支援が届く暮らしやすい地域づくりをめざします。	自治振興課 社会福祉課 長寿福祉課
②	世代間交流活動の推進	地域でのボランティア、生涯学習やスポーツ、子育て支援事業、自治会や地域コミュニティ組織、市民活動団体の活動など、様々な機会を通じ、関係各課とも連携しながら、幅広い世代との関わりがもてるような企画を実施し、世代間交流活動を促進します。	子育て応援課 幼児課 生涯学習課 自治振興課
③	重層的支援体制整備事業【新規】	地域の複雑・複合化するニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に提供する重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係する組織や機関と調整を図りながら取り組みます。	社会福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
一人暮らしの人で、家族や親戚以外に心配事や愚痴を聞いてくれる人がいると答えた人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：66.2%	
	非該当：82.4%	

3. 認知症「共生」「予防」の推進と一人ひとりの尊厳保持

認知症「共生」「予防」の推進に向けて、認知症をできる限り早期に発見し、認知症高齢者と家族への初期支援と自立生活支援を行うとともに、認知症に対する地域の理解を深め、認知症になっても安心して穏やかに過ごせる居場所や見守りのあるまちづくりを進めます。

また、高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止対策や権利擁護に関する取組みを推進します。

【基本方向3の数値目標】

数値目標名	R1 実績値	R5 目標値
住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	54.4% (※平成30年度実績)	

1) 認知症「共生」「予防」の推進

認知症の有無に関わらず地域で自分らしく暮らせる「共生」、そして認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を推進するため、認知症に対する正しい理解と知識の普及、地域での支援体制の仕組みづくり、認知症カフェ等の居場所の確保・機能の拡充により、認知症になっても地域ぐるみで自然に見守り合い、助け合える関係づくりに努めます。

具体的な事業	内容	主担当
① 認知症に対する理解の促進	認知症の人ができる限り通いの場に参加し続けることが本人発信の場となり、参加者の認知症に対する理解も深まることから、認知症になっても通いの場に参加できる支援を行っていきます。認知症地域支援推進員や認知症キャンパ・ン・メイト等を中心に、学校・企業での認知症サポーター養成講座の充実を図るなど、幅広い世代に働きかけ、認知症の正しい理解の促進に努めます。	長寿福祉課 学校教育課

	具体的な事業	内容	主担当
②	安心につながる協働による地域見守り体制と居場所づくり	令和元年度に各圏域に配置した認知症地域支援推進員とともに支援事例の検討の積み重ねから見えてきた課題を明らかにして、その課題をもとに、地域ぐるみで進める認知症施策について協議検討を行います。 認知症地域支援推進員や地域密着型事業者等と協働し、3圏域で開催している認知症カフェの取組み内容や地域サロンの在り方を検討するなど、認知症の人や家族も気軽に立ち寄り・相談できる場所づくりに努めます。また、認知症になっても安心して暮らすことができるよう、居場所に通うことで互いに自然と声かけや見守りができる関係づくりを行います。	長寿福祉課
③	認知症地域支援体制の強化（チームオレンジの構築）【新規】	主体的に活動できる新たなキャラバンメイトの育成や現キャラバンメイトのスキルアップ等のための交流会・連絡会を開催します。 また、地域のサロンや団体等に参加していた人が認知症になっても、できる限り慣れ親しんだ場所へ通い続けられるよう、地域住民が認知症サポーター養成講座等で学び、認知症地域支援推進員をコーディネーター役として認知症の人やその家族への支援を行う仕組み（チームオレンジ）の構築を進めます。	長寿福祉課
④	認知症に関する身近な相談窓口づくりと情報提供の充実【新規】	認知症地域支援推進員やケアマネジャー等が、認知症について相談できる窓口であることの認識が広まるよう、認知症サポーター養成講座等を通じた啓発・周知を行います。また、認知症に関する理解が促進されるよう、認知症ケアパスをはじめ広報紙や窓口の他あらゆる媒体を通じた幅広い情報提供に努め、地域の身近な人が、認知症に気づき、支援が必要な人が相談先につながるような環境づくりを進めます。	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
認知症の相談窓口を知っていると答えた人の割合【二 ズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：32.1%	
	非該当：28.6%	

2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供

認知症の人や家族を支え、安心して暮らせるよう、認知症を早期に発見し、初期支援を行うとともに、相談支援や医療機関・専門機関などとの連携強化を図ります。また、認知症ケアパスの活用や、介護者の会、認知症カフェ等の活動支援に努め、介護家族を支える体制を充実します。

具体的な事業	内容	主担当
① 初期集中支援チームによる支援体制の充実	初期集中支援事業実施要綱に基づき、初期集中支援事業を実施します。また、初期集中支援チーム員を中心に医療と介護が適切に提供できるよう、地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会で課題や解決方法について検討するなど、関係機関の連携による本人と家族双方を支えられる体制の充実を図ります。	長寿福祉課
② 認知症専門職研修等の実施	ケアマネジャー等が認知症の人の生活を専門的な視点でアセスメントし、本人の意思を尊重したサポートだけでなく、家族介護者の介護負担軽減にも配慮できるよう、ケアマネ連絡会等で研修を企画し、実施します。	長寿福祉課
③ 認知症にかかる医療と介護の連携	認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員などの連携により、チーム員会議や地域ケア会議で課題を明確にし、多職種代表者会議・研修会等に反映させるなど、認知症にかかる医療と介護の連携システムの構築に努めます。	長寿福祉課
④ 認知症ケアパスの活用	「認知症ケアパス」の活用を図り、本人並びに家族が状況を理解することや、見通しを持つことで、本人の自立支援への働きかけや介護負担の軽減につなげます。	長寿福祉課

具体的な事業		内容	主担当
⑤	介護家族に対する支援	認知症の人を介護する家族の心身の負担の軽減を図るため、初期集中支援チーム員の訪問での支援や認知症ケアパスの活用の周知を行うとともに、介護者の会等と連携し、相談内容に応じて介護者の会や認知症カフェへの参加勧奨を行うとともに各活動を支援します。 徘徊行動のある（またはおそれのある）高齢者が行方不明になったときの早期発見に向け、GPS機能付携帯端末の費用助成制度（徘徊高齢者家族支援サービス）や認知症高齢者等事前登録制度の周知を図るとともに、一般企業等とも連携した行方不明高齢者SOSネットワーク事業を実施します。	長寿福祉課
⑥	若年性認知症への支援	県内の認知症疾患医療センターに設置されている若年認知症支援コーディネーターと連携し、個別ケースの支援を図ります。	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
認知症初期集中支援チームで関わった事例の介護負担が軽減した人の割合	件	
認知症高齢者事前登録者数	94人	

3) 高齢者虐待防止の取組みの推進

高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、地域団体を含めた関係団体・機関などとのネットワークを強化するとともに、市民一人ひとりの意識醸成を図り、高齢者虐待防止対策を充実させます。

また、虐待が疑われる場合に迅速に対応でき、相談・支援につなげられる多職種連携による支援体制を整えます。

具体的な事業		内容	主担当
①	高齢者虐待防止に関する意識づくり	地域包括支援センターと共に地域の団体や市民等に対して、出前講座を通じて高齢者虐待に防止に対する正しい理解の促進を図るとともに、広報やHPで周知・啓発に努めます。また、関係機関や事業所に対して虐待の防止の視点、早期発見・対応の重要性について周知し徹底を図ります。	長寿福祉課
②	高齢者虐待ケース検討会議、定例虐待ケース会議の開催	関係機関や専門機関と連携し、虐待の解消に向けた協議ができるよう、ケース検討会議等の適時開催に努めます。	長寿福祉課
③	高齢者虐待に関する相談支援や対応の充実	地域包括支援センターにおける高齢者虐待に関する相談支援の充実を図るとともに、多職種が連携して虐待の防止や早期対応ができるようになるため、3圏域の地域包括支援センター職員及び多職種連携による研修会・事例検討を実施し、チームでの対応力の向上に努めます。	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
虐待高齢者発見時の通報義務を知っている人の割合【二 ーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：53.6%	
	非該当：49.2%	
高齢者虐待にかかる介護サービス事業所への啓発件数	5回	

4) 高齢者権利擁護の推進

判断能力が不十分な高齢者が日常生活において不利益を受けることのないよう、関係団体・機関の連携により権利擁護に関する相談体制の充実及び協働体制の構築を図るとともに、成年後見制度の普及・啓発に取り組み、適切な運営と利用促進・利用支援を進めます。

具体的な事業		内容	主担当
①	成年後見制度の普及・啓発	成年後見制度に関する市民の理解を深めるため、「なんでも相談会」「出張相談会」や市民向け講座を通じた啓発について、湖南4市での「成年後見センターもだま」への委託により推進します。	長寿福祉課

	具体的な事業	内容	主担当
②	成年後見制度の利用支援	<p>財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症の人などを援助する成年後見制度の利用相談支援を行います。また、身寄りのない人や低所得者世帯に対しても、円滑に利用できるよう支援します。</p> <p>また、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき中核機関を設置し、既存の取組みの充実や新たな機能の整備について協議をすすめ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりに取り組みます。</p>	長寿福祉課
③	地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用促進・利用支援	<p>判断能力が十分でない高齢者の日常生活を支援するため、栗東市社会福祉協議会において実施する福祉サービスなどの利用援助、日常生活上の金銭管理などの直接的なサービスを提供する地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用支援や周知を進めます。</p>	長寿福祉課
④	高齢者の権利擁護にかかる検討会の開催	<p>高齢者虐待を含めた高齢者の権利擁護に関する課題について協議し、地域や関係機関などと連携して課題解決に取り組みます。</p> <p>また、高齢者の権利擁護に関する課題についての協議を継続するとともに、解決に向けて地域における協働体制を活用します。</p>	長寿福祉課
⑤	地域包括支援センターにおける権利擁護相談の推進	<p>地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する相談支援体制の充実を図るため、内部での情報共有に取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携しながら適切な対応につなげます。</p>	長寿福祉課
⑥	高齢者の権利を守るためのネットワークの構築	<p>一人ひとりの尊厳の保持の視点に立ち、成年後見・権利擁護、虐待防止、認知症施策を円滑に進めるための、関係機関や地域団体等のネットワークの在り方について、民生委員児童委員、警察、行方不明者SOSネットワーク登録事業所との連携を考慮しつつ、検討を続けます。</p>	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
成年後見制度が利用できることを知っている人の割合 【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：32.8%	
	非該当：48.0%	
高齢者の権利擁護にかかる事例検討数	24 件	

4. 本人らしい暮らしを可能にする包括的支援の充実

地域包括支援センターをはじめ、高齢者を取り巻く様々な機関や団体のネットワークにより、地域に暮らす一人ひとりの生活課題や状況を把握し、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるきめ細かな地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、地域の医療と介護の現状把握に努めるとともに、在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動の充実を図ります。

【基本方向4の数値目標】

数値目標名	R1 実績値	R5 目標値
(主観的幸福感) 幸福度8点以上と答えた人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：27.7%	
	非該当：47.5%	

1) 地域包括支援センターによる包括ケアの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核的役割として、総合相談体制の充実や多職種の連携による地域ケア会議を通じた各主体の連携強化をはじめとする地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる」という地域包括ケアシステムの関係する様々な機関・団体・人材で共有しつつ、共に助け合い、支え合うという意識の醸成などを通じて、地域共生社会に向けた地域包括ケアシステム推進体制のさらなる充実を図ります。

具体的な事業	内容	主担当
① 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの円滑かつ適切な運営及び公正、中立性の確保のために「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」において必要な事項を協議します。 また、各種研修による職員の資質向上や「地域包括支援センター連絡会」での協議、庁内関係課との連携強化等を通じて、日常生活圏域ごとに設置した地域包括支援センターにおける高齢者の総合相談、権利擁護などの包括的支援事業の充実を図ります。	長寿福祉課

	具体的な事業	内容	主担当
②	地域ケア会議の充実	<p>個別ケースの対応から、地域課題としての視点を持ち地域の課題解決に向けた取組みを行うため、日常生活圏域や、より身近な圏域での「地域ケア会議」を開催します。また、個々の地域ケア会議や関係機関からの情報により地域の福祉課題を整理・集約し、市の高齢者施策における政策形成への反映に向けて、市レベルの地域包括ケアシステム推進会議を開催します。</p> <p>また、自立支援に向けた取組みを強化するため、ケアマネジメント支援会議等を通じて、市とケアマネジャーや介護サービス事業所等が自立支援について共通認識を持ち、自立支援に向けたケアプラン作成に活かします。</p>	長寿福祉課
③	総合相談・支援の充実	<p>高齢者やその家族、地域団体などから、高齢者の生活全般（福祉、医療、介護など）に関する相談を受けるとともに、相談支援事業にて蓄積された課題を地域ささえあい推進員や認知症地域支援推進員と情報を共有し、地域包括ケアシステム推進のための課題として圏域ごとに把握・整理し、地域包括ケアシステム推進会議に活かします。</p>	長寿福祉課
④	「介護離職者ゼロ」の視点を持った家族介護者支援の充実	<p>「介護離職ゼロ」に向けて介護と仕事の両立が図れるよう、「介護離職ゼロ」につながるサービスを充実するとともに、休日等における臨時相談窓口の開設に努めるなど、家族介護者への支援を充実します。</p> <p>また、国や県と連携し、介護と仕事の両立に関する情報や制度について、市ホームページやサービス提供事業所などを通じて周知・啓発を進めるとともに、庁内関係部局の連携により、企業等への職場環境改善に関する啓発に努めます。</p>	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5目標値
地域包括支援センターを知っている人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：58.4% 非該当：34.4%	
地域包括支援センターを知っている介護者の割合【実態調査】 (不明・無回答を含む)	54.8%	
地域包括支援センターへの相談件数（実人数）	1,033 件	

2) 自立支援・重度化防止の推進

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域でできる限り本人らしい暮らしを継続できるよう、高齢者を支える多職種連携のもとで効果的な自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントの一層の推進を図ります。

具体的な事業	内容	主担当
① ケアマネジメント支援会議の開催とケアマネジメントの充実	「自立支援についての方向性」について、ケアマネジャー並びに介護サービス提供事業所と共有します。 また、ケアマネジャーの人材育成を進めるとともに、ケアマネジメント支援会議を実施し、自立支援の視点を持ったケアマネジメントの充実に努めます。	長寿福祉課
② 地域リハビリテーション活動支援事業（一般介護予防事業）	地域住民主体の地域活動における支援及びケアマネジメント支援会議等によりケアマネジャーの資質向上を図りつつ、リハビリ専門職等の参画を促進し、効果的な介護予防及び自立支援・重度化防止につなげます。	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5目標値
自立支援・重度化防止等に資する観点からの事例検討数	29 件	

3) 在宅医療と介護の連携

在宅医療ニーズの増加などに対応し、高齢者一人ひとりの状況に応じて必要な時に適切な支援ができるよう、在宅医療と介護の連携のさらなる強化をめざします。

在宅療養生活や看取りに関する市民の意識を高め、家族や馴染み人と一緒に望む場所で過ごし、望む最期を迎えることができるよう情報提供などを行います。

具体的な事業		内容	主担当
①	相談・支援の体制整備	在宅医療・介護にかかる担い手である医療職、介護職を支援するための相談・支援の充実を図り、周知を行います。また、病院と診療所の円滑な連携体制の構築に努めます。	長寿福祉課
②	在宅医療・介護を支援する多機関・多職種間の関係構築	人材不足が深刻化し、医療介護分野でもAIの導入やロボット化が進む中で、これまで以上に高齢者一人ひとりが安心して尊厳のある生き方を続けられるよう、在宅療養手帳や入退院支援における病院とケアマネジャーの連携手引きを活用することに加え、担い手同士により細やかな情報交換・情報共有を図ります。また、多職種の業務や専門性、役割を理解し連携が促進されるよう研修会を開催し、さらなる関係構築に努めます。	長寿福祉課
③	地域住民への普及啓発	医療や介護が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるよう、出前講座や市民研修会を通じた在宅医療・介護の情報提供や啓発を行います。 また、普段から診療や健康管理について気軽に相談することによって、病気の予防や悪化を防ぎ、生活の質を高められるよう、身近な開業医を「かかりつけ医」として啓発するほか、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬局」について様々な媒体を活用した啓発を進めます。	長寿福祉課
④	在宅看取りへの支援	市民が在宅医療・介護連携について理解し、高齢者本人が望む在宅療養生活が選択できるよう、出前講座や、各圏域地域包括支援センターが行う「大切な人や自分の最期を考え『生き方を見つめる』集い(生き方カフェ)」を通じて情報提供を行います。 また、上記の取組みを通じて、人生の最期における意思決定支援のツールとして、「未来ノート(エンディングノート)」の普及・啓発を図ります。	長寿福祉課
⑤	地域の医療介護資源の活用	適時適切な支援を行えるよう地域資源ネットワーク・マップを定期更新し、その活用を図ります。	長寿福祉課

具体的な事業		内容	主担当
⑥	二次医療圏内・関係市町の連携	広域的な取組みを要する課題や連携に必要な事項について、県や周辺市町との協議を実施します。	長寿福祉課

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
在宅療養を希望する人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：51.1%	
	非該当：56.1%	
気軽に相談できる「かかりつけ医」がいる人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む)	要支援：79.9%	
	非該当：77.0%	

5. 安全・安心な暮らしができる住まいと生活環境づくり

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ニーズに応じた住まいが選択できる環境をつくとともに、買い物や外出など日常生活への支援の充実を図ります。

近年の自然災害発生状況や新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、緊急通報システムの普及促進などの平常時の見守りを進めるとともに、防災や感染症対策についての周知・啓発、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備等を進めます。

【基本方向5の数値目標】

数値目標名	R1 実績値	R5 目標値
住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されている と思う市民の割合【市民アンケート調査】 ※再掲	54.4% (※平成30年度実績)	

1) 安全な暮らしの確保と日頃からの備えの充実

高齢者が地域において安全に暮らせるよう、災害などの緊急時における安全対策などに取り組むとともに、災害時における自助・共助の必要性の意識付け及び助け合えるしくみづくり等、日頃から災害時を見据えた備えの充実を進めます。

具体的な事業	内容	主担当
① 災害など緊急時の支援体制の強化	災害時の避難に支援や配慮が必要な人を地域で把握し、避難を手助けし、助け合えるしくみづくりを進めます。 また、防災に関する出前トークや講演会、防災リーダー研修会の開催、防災訓練の充実など、防災意識を高める啓発活動を推進し、自主防災組織や地域防災リーダーによる、地域ぐるみの防災活動「自助」「共助」の意識の高揚に努め、地域防災力の充実を図ります。	社会福祉課 危機管理課

具体的な事業		内容	主担当
②	防災・感染症対策に係る備えの充実【新規】	<p>介護事業所等と連携して、防災や感染症対策について周知啓発を進めるとともに、有事に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。</p> <p>また、各種出前講座や研修会の開催については感染症対策に配慮するとともに、平時からのICTを活用した会議の実施等、防災・感染症対策として有効と考えられる業務のオンライン化についても対応できるよう取組みを進めます。</p>	危機管理課 長寿福祉課
③	防犯・消費者被害防止に向けた取組みの推進	<p>地域での自主防犯活動が積極的に展開されるよう、出前トークや連絡会、情報交換会の開催を通じた組織の育成、活性化や防犯意識の高揚を図るとともに、防犯情報メールの配信や市ホームページへの掲載など防犯環境の整備に努めます。</p> <p>また、高齢者などが消費者被害に遭わないよう、関係機関との連携による消費生活相談を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じて、消費者問題や被害の未然防止の方法に関する啓発を行います。</p>	危機管理課 自治振興課
④	交通安全の推進	<p>参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、関係団体や福祉施設関係者などと連携して、社会教育活動・福祉活動、各種の催しなどの多様な機会を活用した高齢者の交通安全教室を開催します。また、地域における高齢者の交通安全のリーダー的な役割を果たしているシルバーキャラバン隊などを対象とした安全教育を進めます。</p> <p>特に、自転車に関係する交通事故の防止を図るため、関係機関・交通安全推進団体と連携した自転車安全運転教育に取り組みます。</p>	交通政策課

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
道路・河川等の災害対策・防災に配慮されたまちづくりが推進され、地域における防災・危機管理体制が充実されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	49.6% (※30年度実績)	

2) 安心できる住まいの環境づくり

高齢者が住み慣れた地域においていつまでも安心して暮らすことができるよう、日常生活を支援するための方策について検討するとともに、都市基盤や住環境の整備を進めます。

	具体的な事業	内容	主担当
①	買い物支援や公共交通機関の充実など、日常生活への支援の充実	地域ささえあい推進員と連携し、自家用車での移動が困難になった人や運転免許証を自主返納した人が、住み慣れた地域で買い物や移動などに不便なく生活できるとともに、高齢世帯や一人暮らしとなってもまわりの人との交流を通じて助け合える環境づくりを進めます。他の関連計画や関連施策と調整を図りながら、高齢者等の移動制約者のニーズや公共交通空白地域の解消を目指すとともに、効率的・効果的なバスネットワークの構築を図り、高齢者等が住み慣れた地域で快適に住み続けられる環境づくりを進めます。	長寿福祉課 自治振興課 交通政策課
②	健康・福祉のまちづくりの推進	すべての市民が安全で快適にいきいきと活躍できる都市の実現をめざし、ノーマライゼーションの考え方のもと、栗東駅周辺を重点地区として、公共公益施設や鉄道駅、公園など多くの市民が利用する施設及びその周辺において一体的なバリアフリー化を進めます。	交通政策課
③	高齢者が住みやすい住環境の整備と安定的確保	地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的に、昭和56年5月以前に建てられた耐震性が劣る木造住宅に対し、耐震化（バリアフリー化含む）に対する支援を行うとともに、その必要性を周知します。また、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ります。さらに、住生活基本計画の見直しを通じて、市民ニーズへの対応策を検討します。	住宅課 長寿福祉課

	具体的な事業	内容	主担当
④	住まいに関する相談体制の充実	生活面に困難を抱える高齢者に対して、空家等対策計画や終活の動き、関係団体の連携を通じて、空き家等の利活用に向けるとともに、住まいに関する相談体制の充実を図ります。 また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者向けの住まいが、ニーズに応じて適切に供給できるよう環境整備及びその普及を図るとともに、情報提供に努めます。	住宅課 社会福祉課 長寿福祉課

評価・活動指標名	R1 実績値	R5目標値
ライフラインや公共施設等、暮らしやすい快適な住環境が整ったまちづくりが推進されていると思う市民の割合【市民アンケート調査】	52.5% (※30年度実績)	
買い物支援等サービス協力事業者数	21件	

6. 介護サービス及び介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者が要支援・要介護状態になっても、必要なサービスが切れ目なく安心して受けられるよう、居宅・施設のバランスを取りながら介護サービス基盤の整備や質の向上を図ります。

また、介護の職場の魅力発信やボランティアポイント制度の活用、総合的な介護人材確保のための基盤構築など、介護人材の確保・育成に努めます。

【基本方向6の数値目標】

数値目標名	R1 実績値	R5 目標値
(主観的幸福感) 幸福度 8 点以上と答えた人の割合【ニーズ調査】 (不明・無回答を含む) ※再掲	要支援：27.7%	

1) 介護人材の確保・育成

様々な関係機関・団体と連携した介護の職場の魅力発信や、福祉の職場と求職者のマッチング支援、広域連携による介護人材の確保などを通じて、人材確保に向けた取組みを推進します。

具体的な事業	内容	主担当
① 介護人材の確保に向けた取組みの推進	介護事業所が魅力ある職場となるよう関係機関と支援を検討します。広報を利用した介護の仕事の魅力発信や就職フェア、介護人材確保のためのボランティアポイントの活用など、介護人材の確保に向けた様々な手法について検討を進め、効果的な取組みを推進します。	長寿福祉課
② 総合的な介護人材確保の推進【新規】	介護人材の確保に向け、滋賀県・近隣市・関係団体との連携を図りつつ、総合的な介護人材確保の取組みを推進します。	長寿福祉課
③ ケアマネジャーの育成	「給付適正化」研修やケアプラン点検を通じ、ケアマネジャーの人材育成を進めるとともに、自立支援の視点を持つようケアマネジメント支援会議を実施します。	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5目標値
介護人材の確保について、「確保できている」「おおむね確保できている」と答えた事業所の割合【事業所調査】 (不明・無回答を含む)	48.3%	

2) サービスの充実

高齢者一人ひとりの心身の状況や生活環境、ニーズなどに応じ、介護予防・生活支援サービスや介護サービスが提供できるよう、サービス供給量の確保など、介護サービス基盤の整備に努めるとともに、適切なケアマネジメントに努めます。総合事業については、現在対象者を要支援の認定者に限定していますが、本人の希望を踏まえ、要介護者であってもサービスが利用できるよう、対象者の弾力化について検討を進めます。また、共生型サービスに向けて関係課と必要事項の検討を進めるとともに、高齢者及び家族の生活を支えるための支援の充実を図ります。

具体的な事業	内容	主担当
① 通所型サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	介護予防・日常生活支援総合事業として、多様なサービス形態による通所型の介護予防・生活支援サービスを提供します。 ケアマネジメント支援会議の開催やケアマネジメントの充実並びに短期集中型サービスC事業を利用することで、地域の通いの場に再度参加できるように働きかけます。	長寿福祉課
② 訪問型サービス事業 (介護予防・生活支援サービス事業)	介護予防・日常生活支援総合事業として、多様なサービス形態による訪問型の介護予防・生活支援サービスを提供します。	長寿福祉課
③ 居宅サービス(介護予防含む)	要支援・要介護認定者一人ひとりの状態や生活環境などに応じ、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、介護サービス事業所調査・ケアマネ調査結果によるサービスの提供状況やニーズを踏まえつつ、必要なサービス量の確保に努めます。 また、必要な人が必要な時にリハビリテーションサービスを利用できるよう、利用者個々の目標が達成できたら、社会資源に繋ぐようケアマネジャーや介護事業所に周知を図ります。	長寿福祉課

具体的な事業		内容	主担当
④	地域密着型サービス	介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して介護サービスの提供を受けられるよう、国・県からの介護保険最新情報等を提供するとともに、地域密着型サービスの充実及び利用促進を図ります。	長寿福祉課
⑤	施設サービス	在宅生活を支援する居宅サービスとのバランス、療養病床からの転換、介護離職ゼロに向けた施設整備などを踏まえ、在宅生活が困難になった要介護高齢者が円滑に施設サービスを利用できるよう努めます。	長寿福祉課
⑥	高齢者の自立を促す生活支援サービスの提供	高齢者や介護家族の多様化するニーズを踏まえ、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図るため、下記の事業を継続していきます。 ○高齢者日常生活用具の給付・貸与 ○緊急通報システム事業 ○すこやか住まい助成事業 ○徘徊高齢者家族支援サービス事業 ○配食サービス ○福祉タクシー運賃助成券交付事業 ○在宅要介護高齢者等紙おむつ費用助成事業 ○認知症高齢者等事前登録事業	長寿福祉課
⑦	共生型サービスの推進【新規】	庁内関係課が連携し、障がいのある人と高齢者が同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス事業所」の設置に向けて、事業者向けの情報提供を充実するなど、制度の周知を図ります。	障がい福祉課 長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
地域密着型サービス事業所数	17 事業所	
特養申込要介護者数	184 人 (H31 実績)	
栗東市で特に不足していると思われる介護保険サービス（地域密着型サービス以外）が特にないと答えたケアマネジャーの割合【ケアマネ調査】	7.1%	

3) サービスの質の向上

高齢者やその家族が、より安心して適切なサービスが利用できるよう、介護サービスの質の向上を図ります。市と地域包括支援センターが連携しながら介護サービス事業所への指導・助言を行い、ケアマネジャーや介護に関わる人への支援や資質向上などに取り組むとともに、制度・サービスに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

	具体的な事業	内容	主担当
①	介護サービス事業所への指導・助言	地域密着型サービスについては、指定権者として、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」の意見などを踏まえ、地域密着型サービス事業所への指導監督を行います。 あわせて、居宅介護支援事業所についても事業所の指定、指導監督を実施します。 さらに、介護サービス事業所への実施指導や助言を行うとともに、給付費の適正化事業と事業所指導を行います。	長寿福祉課
②	ケアマネジャーへの支援の充実	適切なケアマネジメントが提供されるよう、ケアマネジャーに対し必要な情報提供、相談支援を実施します。 また、自立支援・重度化防止等に資する観点からのケアプラン検討を多職種で行います。	長寿福祉課
③	介護サービスの充実	デイサービスの質の向上を図るために、生活機能向上連携加算の取得を推進します。	長寿福祉課
④	利用者の人権を尊重したサービス提供の充実	サービス提供事業所に対して、認知症に関する研修や高齢者虐待防止の啓発・研修会を実施するとともに、利用者の人権に配慮したケアができるよう、事業者自らが実施する関連研修への支援を進めます。	長寿福祉課
⑤	介護保険制度・介護サービスに関する相談体制の充実	介護サービスをはじめ、様々な相談に対応できるよう市担当課が連携しながら、対応するとともに、相談内容に応じて、医療や介護の専門職につなぐなど、本人や家族の支援を行います。 介護サービス相談員活動の周知を図り、安心して介護サービスを利用していただくとともに、気軽に相談できる相談体制を充実します。 また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に介護サービス相談員を派遣する仕組みの構築に向けて検討します。	長寿福祉課

具体的な事業		内容	主担当
⑥	介護保険制度・介護サービスの周知・情報提供	<p>介護保険をはじめとする各種制度・サービスが適切に利用されるよう、市広報紙やホームページ、パンフレットなど様々な媒体とともに、出前講座やイベントなどの機会・場を活用して、制度やサービスの周知・普及に努めます。また、民生委員児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを通じた普及啓発活動も実施します。</p> <p>なお、情報提供にあたっては、高齢者一人ひとりの状況や多様なニーズに応えるよう配慮します。</p> <p>制度・サービス利用にあたっては、高齢者やその家族などの自己選択を支援するため、介護サービス事業所に対して、国の介護サービス情報公表システムの活用や、評価結果の公表などによる情報提供について促進します。</p>	長寿福祉課
⑦	介護サービスに関する苦情対応体制の構築	<p>市内の通所施設や入所施設に介護サービス相談員を派遣し、施設利用者の相談に応じて、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、介護相談員派遣事業を通して、市と施設双方が派遣相談業務における気づきや業務の目的を共有できるよう努めることで、介護サービスの質的向上を図ります。</p> <p>また、市のみでの対応が難しい苦情や問題、市域を超えた広域的な苦情などについては、県や滋賀県国民健康保険団体連合会と連携し、適切かつ迅速な問題解決を図っていきます。</p>	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R5 目標値
介護サービス事業者への集団指導回数	0回	
自立支援・重度化防止等に資する観点からの事例検討数 ※再掲	29件	

第5章 介護保険サービス費等の見込み

1. 人口及び要介護認定者数の推計

(1) 高齢者人口の見込み

本市における、計画期間（令和3～5年度）及び2025（令和7）年、2040（令和22）年の人口を次のように見込みます。

65歳以上の高齢者人口は、令和2年の13,282人から、令和5年には13,574人、令和7年には13,775人と伸び続けるものと考えられ、長期推計をみると、2040（令和22）年には17,658人まで増加すると見込まれています。75歳以上の人口は令和2年の6,276人から、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には7,924人と大幅に増加することが見込まれ、75歳以上比率は10.9%（うち85歳以上比率は2.9%）まで上昇します。

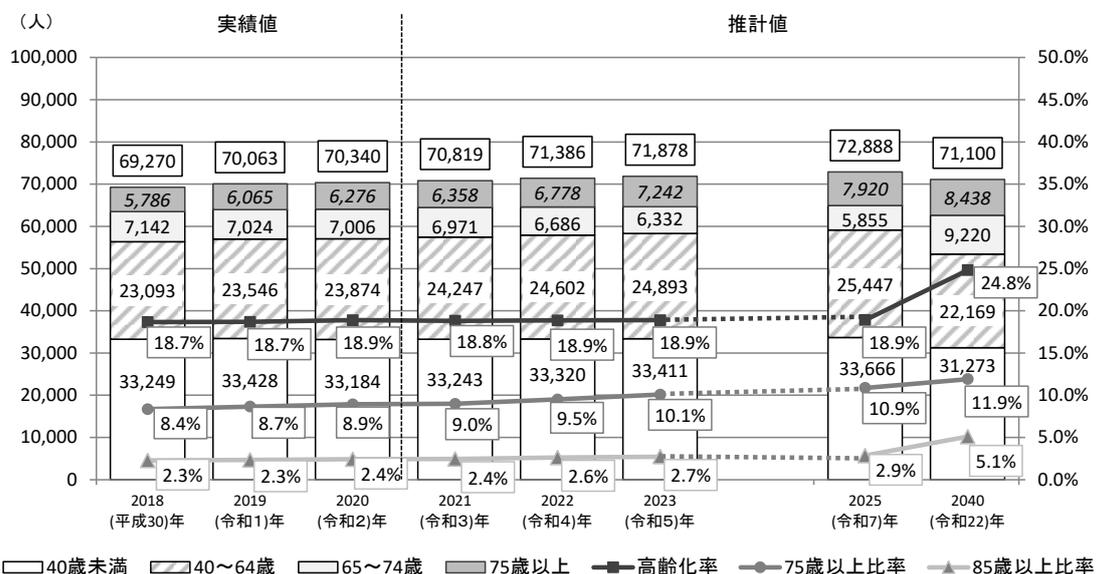
■年齢別人口の推移及び推計（各年10月1日現在）

（単位：人）

項目	実績			推計（計画期間）			推計	
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口	69,270	70,063	70,340	70,819	71,386	71,878	72,888	71,100
40～64歳人口	23,093	23,546	23,874	24,247	24,602	24,893	25,447	22,169
65歳以上人口	12,928	13,089	13,282	13,329	13,464	13,574	13,775	17,658
65～74歳	7,142	7,024	7,006	6,971	6,686	6,332	5,855	9,220
75歳以上	5,786	6,065	6,276	6,358	6,778	7,242	7,920	8,438
高齢化率	18.7%	18.7%	18.9%	18.8%	18.9%	18.9%	18.9%	24.8%
75歳以上比率	8.4%	8.7%	8.9%	9.0%	9.5%	10.1%	10.9%	11.9%
85歳以上比率	2.3%	2.3%	2.4%	2.4%	2.6%	2.7%	2.9%	5.1%

※令和3年以降は、平成27～令和2年の各年度10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。（令和22年のみ社人研推計）

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。



(2)要介護認定者数の見込み

これまでの認定者数の推移をもとに推計し、令和5年の要支援・要介護認定者数は2,293人、認定率は16.5%と見込みます。

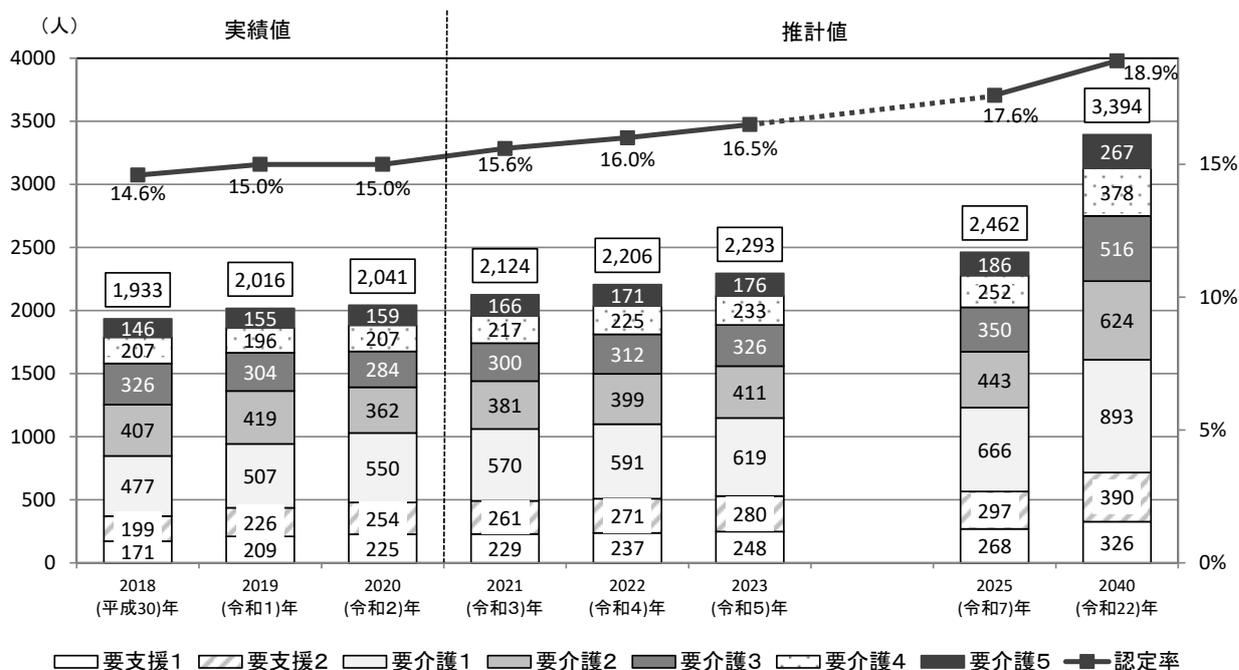
将来的には、認定率の高い75歳以上の高齢者が増加することに伴い認定者数も増加することが予測され、令和7年には2,462人と見込みます。

■年齢別人口の推移及び推計（各年10月1日現在 ※令和2年のみ9月1日）（単位：人）

項目	実績			推計（計画期間）			推計	
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
認定者数	1,933	2,016	2,041	2,124	2,206	2,293	2,462	3,394
要支援1	171	209	225	229	237	248	268	326
要支援2	199	226	254	261	271	280	297	390
要介護1	477	507	550	570	591	619	666	893
要介護2	407	419	362	381	399	411	443	624
要介護3	326	304	284	300	312	326	350	516
要介護4	207	196	207	217	225	233	252	378
要介護5	146	155	159	166	171	176	186	267
認定率	14.6%	15.0%	15.0%	15.6%	16.0%	16.5%	17.6%	18.9%

※令和3年以降は、平成30～令和2年の男女別・年齢別・要介護度別の伸び率をもとに推計し、人口推計値に掛け合わせて算出しています。

※認定率は第1号被保険者分のみです。



※ サービス利用者数及びサービス量・事業量の見込みについては、令和2年度の状況を踏まえて推計作業中であるため、現時点においては記載しておりません。

2. サービス利用者数の見込み

1) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

施設・居住系サービスの利用者数については、基盤整備の見通しを踏まえて、下記のとおり見込みます。

■施設・居住系サービス利用者数

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
①居宅（介護予防）サービス					
特定施設入居者生活介護（人）					
②地域密着型（介護予防）サービス					
認知症対応型共同生活介護（人）					
地域密着型特定施設入居者生活介護（人）					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）					
③施設サービス					
介護老人福祉施設（人）					
介護老人保健施設（人）					
介護医療院（人）					
介護療養型医療施設（人）					

※令和7年度移行の見込み値は、令和6年度以降の基盤整備がないものと仮定し、試算したものである（以下同じ）。

2) 居宅サービス利用対象者数の見込み

■居宅サービス利用者数（居住系サービスを除く）

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
居宅サービス利用対象者数（人）					
要支援1（人）					
要支援2（人）					
要介護1（人）					
要介護2（人）					
要介護3（人）					
要介護4（人）					
要介護5（人）					

3. サービス量・事業量の見込み

各サービスの見込量については、過去の給付実績から利用率及び利用回数・日数を算出し、前述の居宅サービス利用対象者数に掛け合わせることで算出します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の各事業の見込量については、これまでの利用実績をもとに、対象者数の伸びを勘案して算出します。

1) 地域密着型以外の居宅サービス

■ サービス見込量（一月あたり）

【① 予防給付】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
介護予防訪問入浴介護 (回)					
(人)					
介護予防訪問看護 (回)					
(人)					
介護予防訪問リハビリテーション (回)					
(人)					
介護予防居宅療養管理指導 (人)					
介護予防通所リハビリテーション (人)					
介護予防短期入所生活介護 (日)					
(人)					
介護予防短期入所療養介護 (日)					
(人)					
介護予防福祉用具貸与 (人)					
介護予防特定福祉用具販売 (人)					
介護予防住宅改修 (人)					
介護予防特定施設入居者生活介護 (人)					
介護予防支援 (人)					

〔②介護給付〕

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
訪問介護	(回)					
	(人)					
訪問入浴介護	(回)					
	(人)					
訪問看護	(回)					
	(人)					
訪問リハビリテーション	(回)					
	(人)					
居宅療養管理指導	(人)					
通所介護	(回)					
	(人)					
通所リハビリテーション	(回)					
	(人)					
短期入所生活介護	(日)					
	(人)					
短期入所療養介護	(日)					
	(人)					
福祉用具貸与	(人)					
特定福祉用具販売	(人)					
住宅改修	(人)					
特定施設入居者生活介護	(人)					
居宅介護支援	(人)					

2)地域密着型サービス

■サービス見込量（一月あたり）

〔①予防給付〕

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防認知症対応型通所介護（回）					
（人）					
介護予防小規模多機能型居宅介護（人）					
介護予防認知症対応型共同生活介護（人）					

〔②介護給付〕

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）					
夜間対応型訪問介護（人）					
認知症対応型通所介護（回）					
（人）					
小規模多機能型居宅介護（人）					
認知症対応型共同生活介護（人）					
地域密着型特定施設入居者生活介護（人）					
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）					
看護小規模多機能型居宅介護（人）					
地域密着型通所介護（回）					
（人）					

3)地域密着型以外の施設サービス

■サービス見込量（一月あたり）

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護老人福祉施設（人）					
介護老人保健施設（人）					
介護療養型医療施設・介護医療院（人）					

4)介護予防・日常生活支援総合事業

■サービス見込量（一月あたり）

〔①介護予防・生活支援サービス事業〕

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
訪問型	訪問介護相当サービス (人)					
	訪問型サービスA (人)					
通所型	通所介護相当サービス (人)					
	通所型サービスA (人)					

〔②一般介護予防事業〕

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防普及啓発事業						
実施回数	(回)					
参加人数	(延べ・人)					
地域介護予防活動支援事業						
支援回数	(回)					
地域リハビリテーション活動支援事業						
実施回数	(回)					
派遣人数	(人)					

〔③介護予防支援事業〕

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防ケアマネジメント	件数 (件)					

※ 国による介護報酬改定等を反映したものとするため、現時点においては、介護給付費の見込額や介護保険料等を記載しておりません。

4. 介護保険事業費と保険料額の見込み

1) 介護保険の総事業費等の見込み

① 予防給付

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約 億円となります。

■ 予防給付費の推計

(単位：千円)

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和3～5 年度計	令和 7年度	令和 22年度
(1) 地域密着型以外のサービス						
介護予防訪問入浴介護						
介護予防訪問看護						
介護予防訪問リハビリテーション						
介護予防居宅療養管理指導						
介護予防通所リハビリテーション						
介護予防短期入所生活介護						
介護予防短期入所療養介護						
介護予防福祉用具貸与						
特定介護予防福祉用具販売						
介護予防住宅改修						
介護予防特定施設入居者生活介護						
(2) 地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型通所介護						
介護予防小規模多機能型居宅介護						
介護予防認知症対応型共同生活介護						
(3) 介護予防支援						
予防給付費計						

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※地域区分については、令和3年度よりこれまでの6級地から5級地に変更になります。

②介護給付

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約 億円となります。

■介護給付費の推計

(単位：千円)

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和3～5 年度計	令和 7年度	令和 22年度
(1) 地域密着型以外のサービス						
訪問介護						
訪問入浴介護						
訪問看護						
訪問リハビリテーション						
居宅療養管理指導						
通所介護						
通所リハビリテーション						
短期入所生活介護						
短期入所療養介護						
福祉用具貸与						
特定福祉用具販売						
住宅改修						
特定施設入居者生活介護						
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
夜間対応型訪問介護						
認知症対応型通所介護						
小規模多機能型居宅介護						
認知症対応型共同生活介護						
地域密着型特定施設入居者生活介護						
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
看護小規模多機能型居宅介護						
地域密着型通所介護						
(3) 居宅介護支援						
(4) 介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設						
介護老人保健施設						
介護医療院						
介護療養型医療施設						
介護給付費計						

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

※地域区分については、令和3年度よりこれまでの6級地から5級地に変更になります。

③標準給付費の算出

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付費（利用者が1か月間に支払った1割負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付額）」、及び「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用であり、下記のとおり設定します。

なお、総給付費においては、制度改正に伴う負担の見直しによる影響額を推計し、加味するとともに、介護報酬の改定分を加え算定しました。

■標準給付費の見込み

（単位：千円）

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和3～5 年度計	令和 7年度	令和 22年度
総給付費（調整後）						
総給付費						
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額						
特定入所者介護サービス等費						
高額介護サービス費等給付額						
高額医療合算介護サービス等費						
算定対象審査支払手数料						
支払件数（件）						
一件当たり単価（円）						
標準給付費						

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

④地域支援事業費の算出

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されます。

その実施のための地域支援事業費のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業費」については、これまでの実績を踏まえて見込みます。また、「包括的支援事業・任意事業費」については、従来の事業費（基本事業分）に加えて、在宅医療・介護連携の推進、認知症総合支援、地域ケア会議の実施等にかかる事業費（社会保障充実分）を見込み、下記のとおり設定します。

■地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和3～5 年度計	令和 7年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費						
包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)・任意事業費						
包括的支援事業費(社会保障充実分)						
地域支援事業費						

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

⑤介護保険事業費総額の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記のとおり設定します。

■介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和3～5 年度計	令和 7年度	令和 22年度
標準給付費						
地域支援事業費						
総事業費						

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

2)介護保険料基準額の設定

①保険給付費の財源

介護保険事業では、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス）を実施していく際の標準給付費は、サービスの提供内容によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた標準給付費の負担は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、令和3年度から5年度においては、原則として23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者がまかなうこととなります。

■介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成

費用額					
介護給付費・予防給付費（費用額の90%）					利用者負担
保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料 （支払基金から交付）	国	県	市	
23%	27% （定率）	調整交付金 5% （※）	20% （定率）	12.5% （定率）	12.5% （定率）

（施設等給付費の公費部分の財源割合）

国		県	市
調整交付金 5% （※）	15% （定率）	17.5% （定率）	12.5% （定率）

利用者負担分は、原則として費用額の10%となります。ただし、一定以上の所得がある人がサービスを利用した場合は20%、特に所得の高い場合は30%を負担することになっています。

なお、「調整交付金」とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

②地域支援事業費の財源

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、半分を公費（国、県、市）で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

また、包括的支援事業・任意事業については、77%を公費（国、県、市）で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

■介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業費

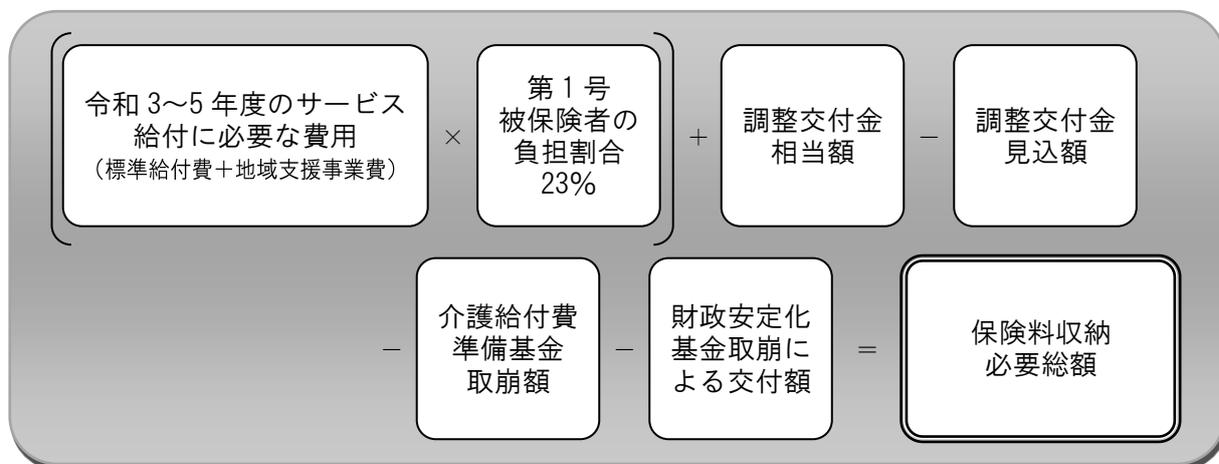
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	国 25%	県 12.5%	市 12.5%
-----------------------	-----------------------	----------	------------	------------

包括的支援事業、任意事業費

第1号被保険者 保険料 23%	国 38.5%	県 19.25%	市 19.25%
-----------------------	------------	-------------	-------------

③第 1 号被保険者の介護保険基準額の算出

保険料収納必要総額は、次の方法で算出します。



介護給付費準備基金の残高から 円取り崩した結果、本市の令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料収納必要総額は、約 億円となります。

■保険料収納必要額（3年間合計）の算出

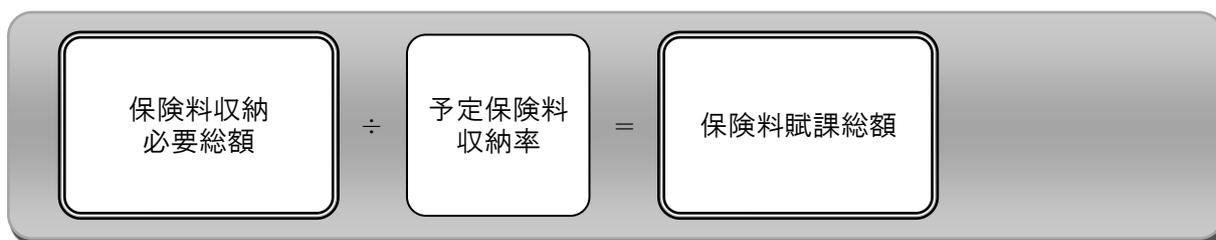
(単位：千円)

	令和 3～令和 5 年度 計	令和 7 年度	令和 22 年度
総事業費			
第 1 号被保険者負担分相当額			
調整交付金相当額			
調整交付金見込額			
財政安定化基金拠出金見込額	—	—	
財政安定化基金償還金	—	—	
介護給付費準備基金取崩額			
財政安定化基金取崩による交付額	—	—	
市町村特別給付費等見込額	—	—	
保険料収納必要額			

※調整交付金相当額と調整交付金見込額との差額は第 1 号被保険者の負担となります。

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

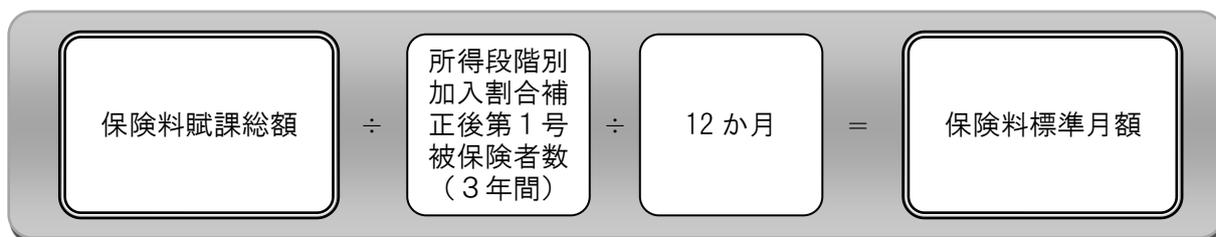
保険料収納必要総額は、次の方法で算出します。



その結果、本市の令和3年度から令和5年度までの保険料賦課総額は、約 億円となります。

本市の第1号被保険者数は令和3年度から令和5年度の3年間で延べ 人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて算出します。

保険料賦課総額に対して、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、 円/月となります。



■保険料基準額の算出

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3~5年度計	令和7年度	令和22年度
予定保険料収納率	%					
第1号被保険者数	人	人	人			
所得段階別加入割合補正後被保険者数	人	人	人			
保険料基準額(月額)				円	円	円

④所得段階に応じた保険料の設定

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加増します。段階設定及び保険料基準額に対する割合については、国の政省令に基づいています。

これにより、本市においては、下記のとおり計 段階の保険料を設定します。

■所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合（軽減前）

段階		所得などの条件	基準額に対する比率	保険料年額
第1段階	軽減	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ③世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.50	円
第2段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	×0.70	円
第3段階		世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	×0.75	円
第4段階		世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.85	円
第5段階	基準額	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	×1.00	円
第6段階	割増	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	×1.20	円
第7段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	×1.35	円
第8段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	×1.50	円
第9段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	×1.70	円
第10段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	×1.95	円
第11段階		本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	×2.15	円

※段階及び条件は第7期計画のものです。

3)利用者負担の適正化

①介護保険料

介護保険料については、従来から実施してきた低所得者層に配慮した多段階設定を継続するとともに、一部の段階に対しては、国の政省令に基づく公費負担による軽減措置を行い、より一層、低所得者層の負担の軽減を図ります。

②サービス利用料等

介護保険サービス利用料については、国の制度などを最大限に活用し、以下のような関連する制度の周知を図るとともに利用者などへの勧奨に努め、利用者の負担軽減を図ります。

- 社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度
- 高額介護サービス費支給
- 高額医療・高額介護合算制度
- 特定入所者介護サービス費支給（居住費・食費の軽減制度）

一方、一定以上の所得や資産のある人に対しては、介護保険制度を持続する観点から負担の加増を図ることについての理解を求めています。

5. 介護給付の適正化に向けた取組みと目標

県の第5期介護給付適正化計画に基づき、より一層の介護給付費適正化の推進に向けた取組みを行います。

	取組み	内容	主担当
①	要介護認定の適正化	<p>公平・公正な要介護認定調査が行えるよう、正確な情報の把握に努めます。</p> <p>判定結果に偏りなく、対象者の状況を十分反映したものとするため、認定調査結果について、定期的かつ一定基準に沿って内容の検証・評価を行うとともに、月1回認定調査員の勉強会を行い、調査精度の向上に努めていきます。</p> <p>また、介護認定審査会の審査の公平性・公正性を保持するため、認定審査会委員に対する研修機会を提供するとともに、審査会の円滑な運営に努めていきます。</p>	長寿福祉課
②	ケアプランの点検	<p>ケアマネジャーが作成した個別のケアプランを点検し、利用者のニーズに合った、本人らしく生活していくためのプランになるよう修正を図るなど、保険者の視点からの確認及びその結果に基づく指導を行い、その結果が活かされるようフォローします。</p>	長寿福祉課
③	住宅改修・福祉用具の点検	<p>福祉用具業者を介さない住宅改修について、リハビリ専門職が自宅訪問し、身体状況に応じた適切な改修を助言します。また、医学的知識・経験に基づいたリハビリ専門職の助言は必要とケアマネジャーが判断した場合、福祉用具の選定や住宅改修について適切な給付であるかどうかを点検・助言し、不適切なものに対して是正を求めています。</p>	長寿福祉課
④	縦覧点検及び医療情報との突合	<p>複数月にわたる介護報酬の支払い状況を縦覧点検により確認するとともに、医療保険の情報との突合を行い、請求の誤りや重複請求など、不適切な請求がないかの点検を滋賀県国民健康保険団体連合会への委託により行います。</p>	長寿福祉課
⑤	給付費の通知	<p>利用者に対して介護給付費を通知し、サービス利用の確認を促し、適正なサービス利用に向けた啓発を行うとともに、不適正な請求を防ぎます。</p>	長寿福祉課

【評価のための指標】

評価・活動指標名	R1 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値
介護給付適正化事業の実施 1. 要介護認定適正化の実施 2. ケアプラン点検の実施 3. 住宅改修点検の実施 4. 医療情報との突合・縦覧点検の実施 5. 介護給付費通知の実施	5 事業	事業	事業	事業
認定審査会委員・認定調査員に対する認定適正化研修会の実施	13 件	件	件	件
ケアプラン点検の実施件数（/月）	25 件	件	件	件
住宅改修の利用に際しリハビリ専門職が関与した件数	114 件	件	件	件
上記のうち、住宅改修の利用に際しリハビリ専門職が事前訪問した件数	25 件	件	件	件
福祉用具の利用に関しリハビリ専門職が事前訪問した件数	2 件	件	件	件
医療情報との突合・縦覧点検実施（月）	12			
介護給付費通知の実施（通知給付月数）	12			

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

1) 栗東市高齢者保健福祉推進協議会

保健・福祉・医療の各関係機関の連携により、保健・福祉並びに介護保険事業の運営を円滑に推進するため、引き続き「栗東市高齢者保健福祉推進協議会」を計画の進行管理を行う機関と位置づけ、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」と連携しながら、計画の推進と施策の円滑な運営を図ります。

計画の着実な遂行と保健・福祉並びに介護保険事業の円滑な運営の観点から、協議会は、計画の進捗状況の点検・評価を毎年、定期的実施するものとします。

2) 栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会

地域包括支援センターによる包括的支援事業の円滑な実施や中立性・公平性、人材の確保と、地域密着型サービスの適正な運営の確保を図るため、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」での協議を行います。この協議会は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、各日常生活圏域の地域課題などを共有し、政策に反映させていくための地域ケア会議としても位置づけることとします。

3) 庁内における連携体制

本計画の推進にあたっては、関係課間での情報共有や施策・事業の調整を行い、施策・事業を展開していきます。

4) 計画の周知・啓発

本計画について、市広報紙やパンフレット、ホームページなどの多様な媒体や各種事業を通して広報活動を行い、市民やサービス提供事業所等への周知・啓発を図っていきます。

2. 計画の進行管理

PDCAサイクルによって効果的・効率的に事業を推進するため、「見える化システム」などを用いた地域分析を行うとともに、「栗東市高齢者保健福祉推進協議会」において、計画において設定した目標の達成状況の点検や評価を行い、その結果について公表します。

また、計画の推進を図るため、社会情勢の変化などに対応しながら、効果的かつ継続的な計画の実現を目指します。

■PDCAサイクルのイメージ

